



# にっこり安心プラン

第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画

第6期宇都宮市介護保険事業計画



平成27年3月  
宇 都 宮 市



## はじめに

わが国は、世界に例のない速いスピードで高齢化が進み、本市においても既に高齢化率が21%を超えた超高齢社会を迎えており、今後、ますます高齢化が進むことにより、認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者、介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。

また、介護を必要とする方を社会全体で支える仕組みとしてスタートした介護保険制度につきましても、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、国において、大きく見直しを図ったところであります。

その一方で、団塊の世代の大量退職に伴い、豊富な経験や知識を持った高齢者が地域へ戻ってきていることから、こうした社会環境を踏まえ、高齢者が生きがいを持ち、自己実現を果たしながら、心豊かに暮らしていけるよう、持続的に発展できるまちづくりが求められております。

本市におきましては、こうした国の動向や、本市の情勢、多様化する高齢者のニーズに的確に対応した高齢者保健福祉施策や介護保険事業の一層の充実に向け、「第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画」を改定し、新たに「第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画」を策定いたしました。

新計画におきましては、これまでの計画を継承し、「健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現」を基本理念に掲げ、その実現に向け、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを通じた健康寿命の延伸や、高齢化の進展に伴い増加が見込まれる認知症の本人や家族への支援、地域包括ケアシステムの構築に向け必要となる在宅医療・介護連携の推進に向けた体制整備などに着実に取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたりまして実施したアンケート調査やパブリックコメントに御協力いただいた市民の皆さま、また、数々の貴重な御意見や御提言をいただきました、宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員の皆さまをはじめとする多くの方々から御礼申し上げます。

平成27年3月



宇都宮市長 佐藤 栄一

## 目 次

第1章 計画の趣旨 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画期間 .....	3
第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題 .....	4
1 社会の動向 .....	4
(1) 高齢者人口と世帯 .....	4
(2) 高齢者の健康・福祉 .....	6
(3) 高齢者の社会参加活動 .....	8
(4) 高齢者の安全・安心 .....	10
2 本市の高齢者の状況 .....	12
(1) 高齢化の現状と将来推計 .....	12
(2) 高齢化に伴う社会状況の変化 .....	13
(3) 健康について .....	17
(4) 生きがいづくり・社会参加について .....	19
(5) 介護保険について .....	21
(6) 今後、取り組むべき施策について .....	27
3 これまでの計画の取組状況と課題 .....	31
4 課題の総括 .....	35
第3章 計画の基本理念と基本目標 .....	39
1 基本理念 .....	39
2 基本目標 .....	39
第4章 施策・事業の展開 .....	44
1 計画の体系 .....	44
2 施策・事業の展開 .....	46
○ 基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現 .....	46
1 地域で支える保健・福祉体制の充実 .....	46
(1) 地域の総合的なネットワーク機能の充実 .....	46
(2) ボランティア活動・市民活動の促進 .....	47

(3) 多様なサービスの担い手となる地域人材の育成（地域支援事業の充実）	47
2 高齢者にやさしいまちづくりの推進	48
(1) 意識のバリアフリーの推進	48
(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進	49
3 安全で安心な暮らしの確保	50
(1) 安全で安心な地域生活の確保	50
(2) 地域の見守りと支援体制の充実	50
(3) 高齢者の多様な住まいの支援	51
○ 基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現	52
1 介護予防による健康寿命の延伸	52
(1) 健康づくり事業の推進	52
(2) 地域主体の介護予防の展開	53
2 生きがいづくりの促進	54
(1) 交流の場、交流機会の提供	54
(2) 学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供	55
3 社会参画と社会貢献の促進	56
(1) 社会参加活動の環境整備	56
(2) 高齢者の就業支援	57
(3) 高齢者の外出支援の充実	57
○ 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現	58
1 福祉サービスの提供	58
(1) 高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	58
(2) 介護者への支援	59
2 認知症高齢者等対策の充実	60
(1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	60
(2) 医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	60
(3) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進	61
3 権利擁護制度の利用支援	62
(1) 成年後見制度などの利用支援	62

○ 基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現.....	63
1 介護保険事業の充実 .....	63
(1) 介護サービスの提供.....	64
(2) 介護保険制度改正への対応 .....	78
(3) 介護保険制度の円滑な運営 .....	88
2 介護サービスの質の向上 .....	94
(1) サービスの質の確保・向上 .....	94
(2) 介護人材の育成・支援.....	96
(3) 市民への積極的な情報提供 .....	96
3 在宅医療・介護連携の推進 .....	98
(1) 地域療養支援体制の整備 .....	98
(2) 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援.....	99
第5章 計画の推進に向けて .....	100
1 計画の周知 .....	100
2 身近な地域での事業展開 .....	100
3 地域・関係機関との連携 .....	100
4 事業者への支援.....	101
5 計画の進行管理.....	101
6 関係部局との連携.....	101
資料編 1 じっくり安心プランにおける主要事業と目標値 .....	102
資料編 2 じっくり安心プランにおける計上事業一覧.....	103
資料編 3 第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画（平成24～26年度）における施策体系ごとの実績.....	105
資料編 4 策定経過.....	107
資料編 5 社会福祉審議会からの提言 .....	118
資料編 6 用語解説.....	128

第1章  
計画の趣旨

---

---





---

## 第1章 計画の趣旨

---

### 1 計画策定の趣旨

我が国は世界に類を見ないスピードで少子・高齢化が進み、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成25（2013）年10月1日現在、25.1%（総務省「人口推計」）となり、約4人に1人が65歳以上の高齢者、約8人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっています。

総人口が減少するなかで高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、平成47年には、高齢化率は33.4%となり、3人に1人が65歳以上の高齢者となると予想されています。

本市の高齢化率は、平成12（2000）年の介護保険制度の開始時には14.3%でしたが、平成26（2014）年3月現在では21.8%に達し、全国平均は下回っているものの、高齢者人口は年々増加傾向にあります。

このように、今後ますます高齢化が進行することや、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者も増加することが予想され、介護保険の要介護認定者数及び介護サービスへのニーズはますます増大していくものと考えられています。

このようななか、平成12年に、介護を必要とする人を社会全体で支える社会保障制度としてスタートした介護保険制度は、これまで数回の改正が行われ、平成23年には、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」にかかる理念規定が介護保険法に明記され、それを受けた各市町村の第5期の介護保険事業計画にもその実現に向け、取り組んでいくことが明記されました。

平成26年6月には、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的な考え方とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正が行われました。

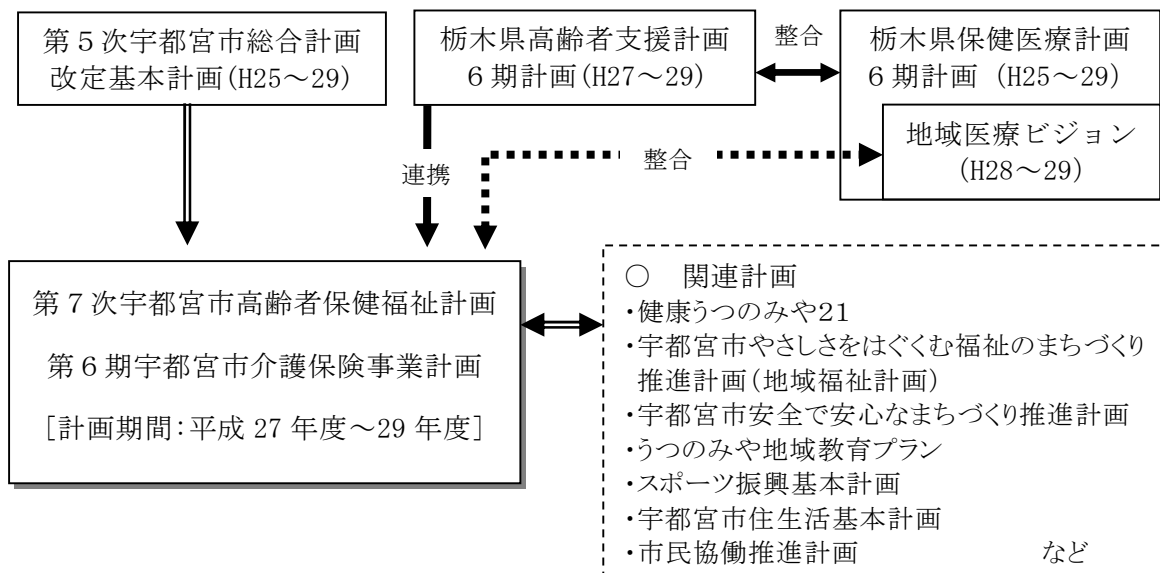
本市では、高齢者施策の基本指針である、「第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画」の策定から3年が経過し、高齢者を取り巻く環境の変化や新たな課題が明らかになってきた中、これまでの計画を検証したうえで、更なる高齢者福祉施策の充実を図るとともに、高齢者の多様なライフスタイルを支える「地域包括ケアシステムの実現」に向け、市のみならず関係機関・団体が一体となって取り組んでいけるよう、本計画「第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に定める市町村老人福祉計画であり、本市の高齢者保健福祉施策を推進する上での基本方針となる計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に定める、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、本市の介護保険事業運営の指針となるものです。このため、本市では、高齢者福祉サービスと介護保険サービスを組み合わせて、地域における高齢者福祉向上のための取組を総合的に推進する必要があることから、一体的な計画として策定しました。

さらに、本計画は、「第5次宇都宮市総合計画基本計画改定基本計画（後期基本計画）（平成25年3月策定）」の個別計画として位置付け、「第3次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（平成25年3月策定）」をはじめとした他の行政計画との連携に加え、本計画からは、将来の地域包括ケアシステムの構築を見据え、地域医療ビジョンとも整合を図りながら策定しました。

### ○ じっくり安心プラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)と他計画との関連図



○ にっこり安心プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）策定の法的根拠

◆老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）

- 老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める
- 老人福祉事業の量の目標その他必要な事項を定める
- 介護保険事業計画と一体のものとして作成

◆介護保険事業計画（介護保険法第117条）

- 3年を1期とする介護保険給付の円滑な実施に関する計画を定める
- 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量とその確保のための方策
- 地域支援事業に要する費用の額、見込み量とその確保のための方策
- 介護給付費等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- その他保険給付の円滑な実施を図るための事項
- 老人福祉計画と一体のものとして作成

### 3 計画期間

計画の期間は、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間で  
す。また、計画は3年ごとに、社会情勢や市民の意識等の変化に対応するために見直す  
こととしており、計画の進捗評価の点検や施策・事業の取組状況に対する評価を行い、  
新たな計画を策定します。



## 第2章

### 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

---



第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

1 社会の動向

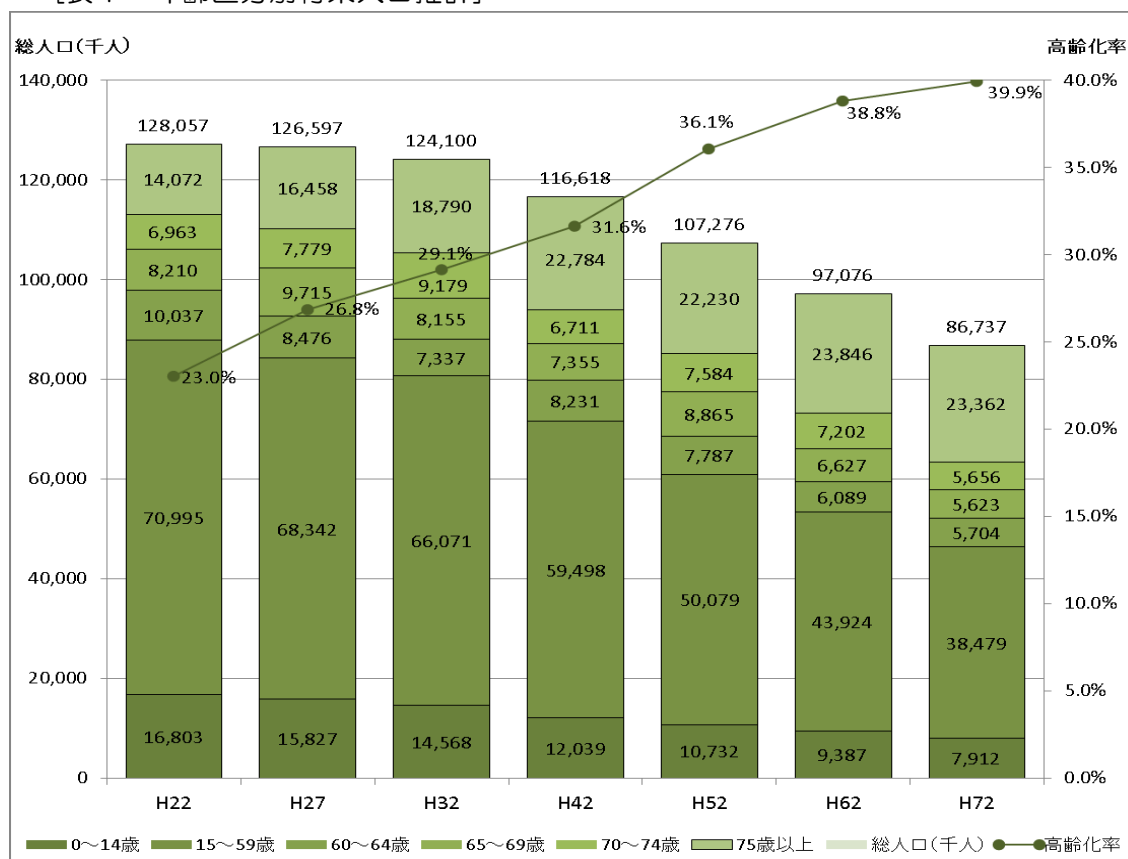
(1) 高齢者人口と世帯

ア 高齢化の現状と将来推計

我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、平成 38 (2026) 年に 1 億 2,000 万人を下回り、その後も減少を続けると見込まれています。

一方、高齢者人口については、「団塊の世代」(昭和 22 (1947)年~昭和 24 (1949)年に生まれた人) が 75 歳以上となる平成 37(2025)年には 2,657 万人に達すると見込まれています。また、総人口が減少する中、高齢化率は上昇を続け、平成 47(2035)年には 33.4%で 3 人に 1 人が高齢者となり、平成 72 (2060) 年には高齢化率は 39.9%に達し、国民の約 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来すると見込まれています。

[表 1 年齢区分別将来人口推計]

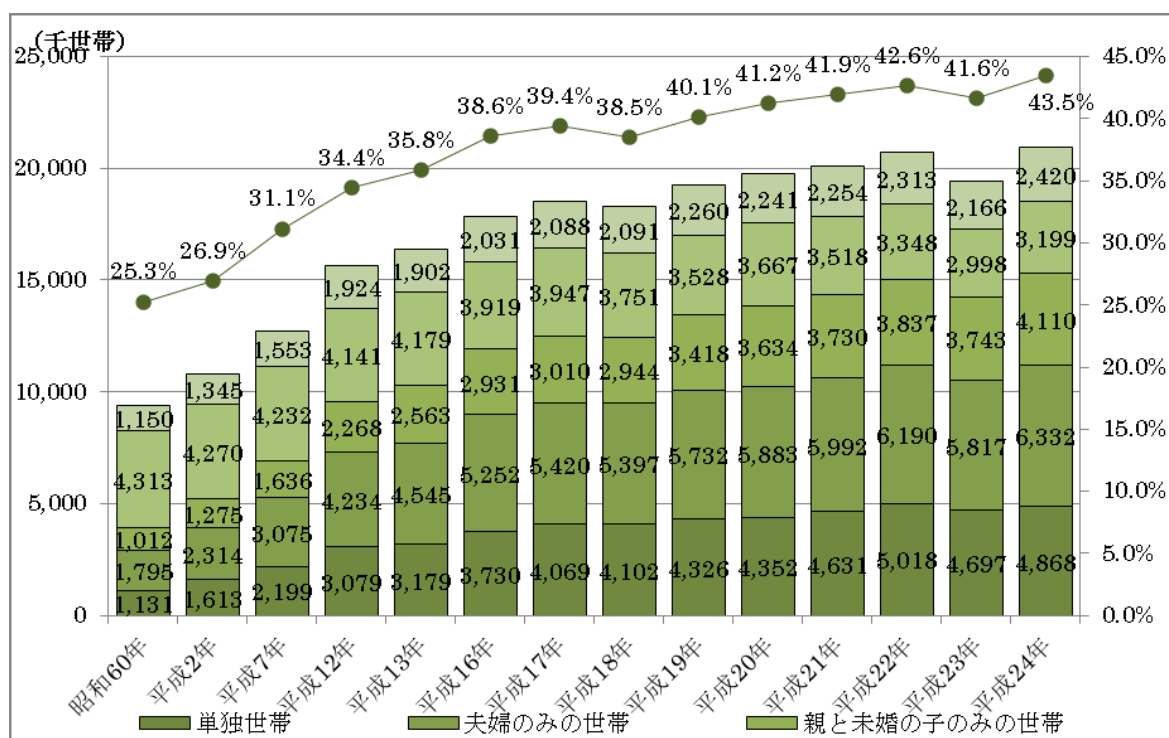


(出典：内閣府「平成 26 年版高齢社会白書」)

イ 世帯構造の変化

65歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、平成24（2012）年現在、世帯数は2,093万世帯と、全世帯の43.5%を占め、高齢者のいる世帯は増加しています。

[表2 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合と全世帯に占める割合]



(出典：内閣府「平成26年版高齢社会白書」)

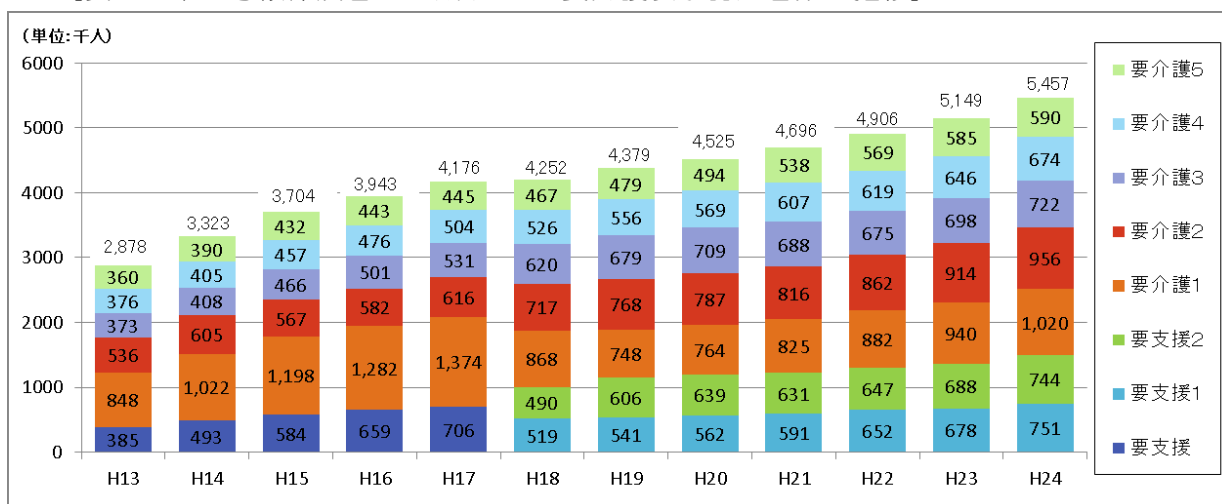


(2) 高齢者の健康・福祉

ア 要介護度別認定者数の推移

第1号被保険者（65歳以上）の要介護者又は要支援者と認定された者の数についてみると、平成24年度末で545万7千人となっており、平成13年度末から258万人増加しています。

[表3 第1号被保険者(65歳以上)の要介護度別認定者数の推移]

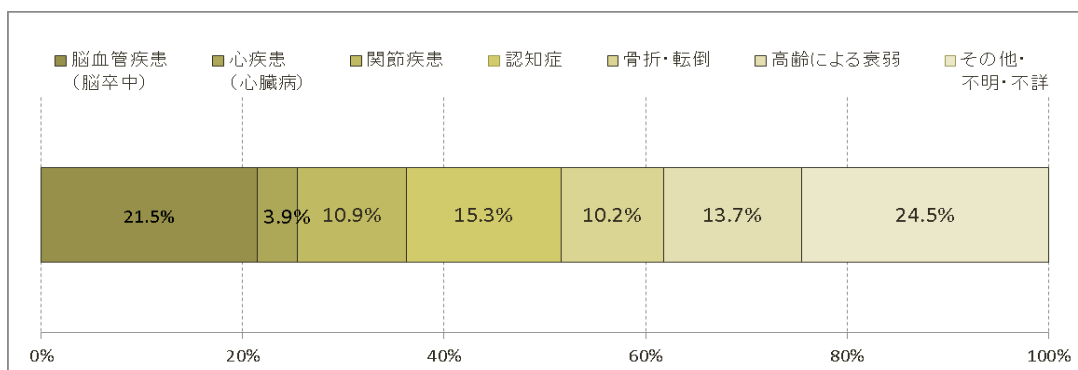


(出典：内閣府「平成26年版高齢社会白書」、厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」)  
 ※平成18～20年度：「経過的要介護」を除く

イ 介護が必要になった主な原因

要介護者等について、介護が必要になった主な原因についてみると、「脳血管疾患」(21.5%)が最も多く、次いで、「認知症」(15.3%)、「高齢による衰弱」(13.7%)、「関節疾患」(10.9%)の順となっています。

[表4 要介護等の介護が必要となった主な原因]

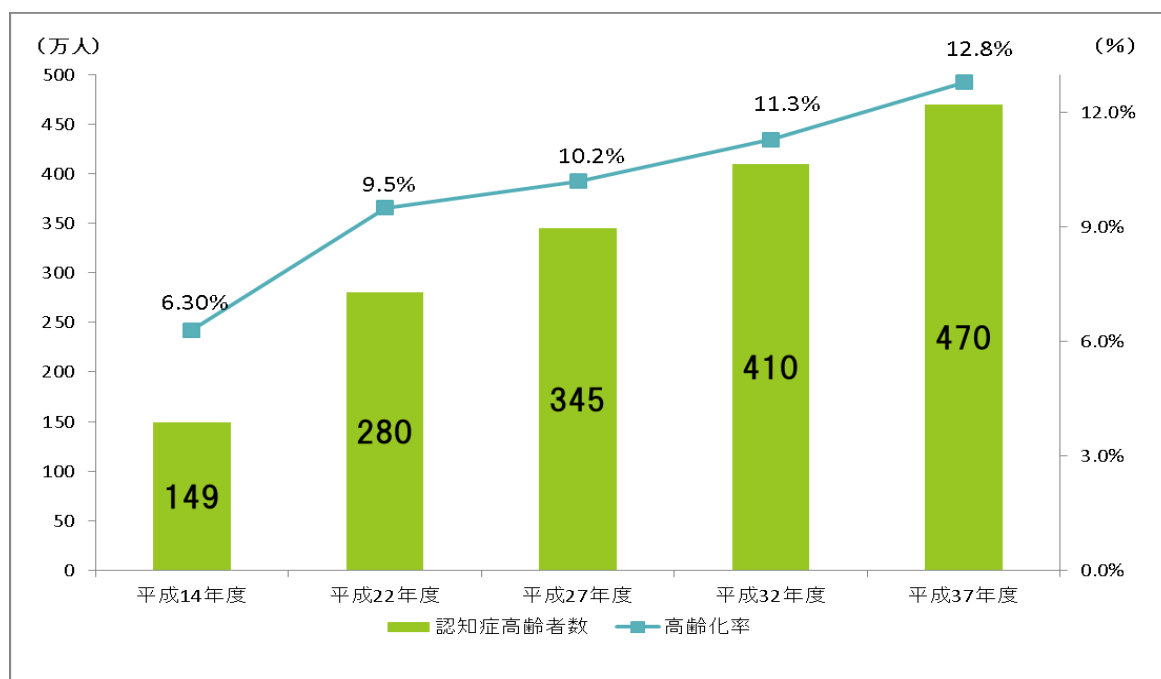


(出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成25年))

ウ 認知症高齢者の増加

全国的には、日常生活に支障をきたすような症状や行動が見られ始める、認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅱ」～「M」の高齢者数は、平成14（2002）年には149万人いるとされ、平成37（2025）年には470万人に増加すると見込まれています。

[表5 全国の認知症高齢者数の将来推計]



(出典：認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）平成24年9月)

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準について

- 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅱ」  
日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
- 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅲ」  
日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態
- 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅳ」  
日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
- 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「M」  
著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

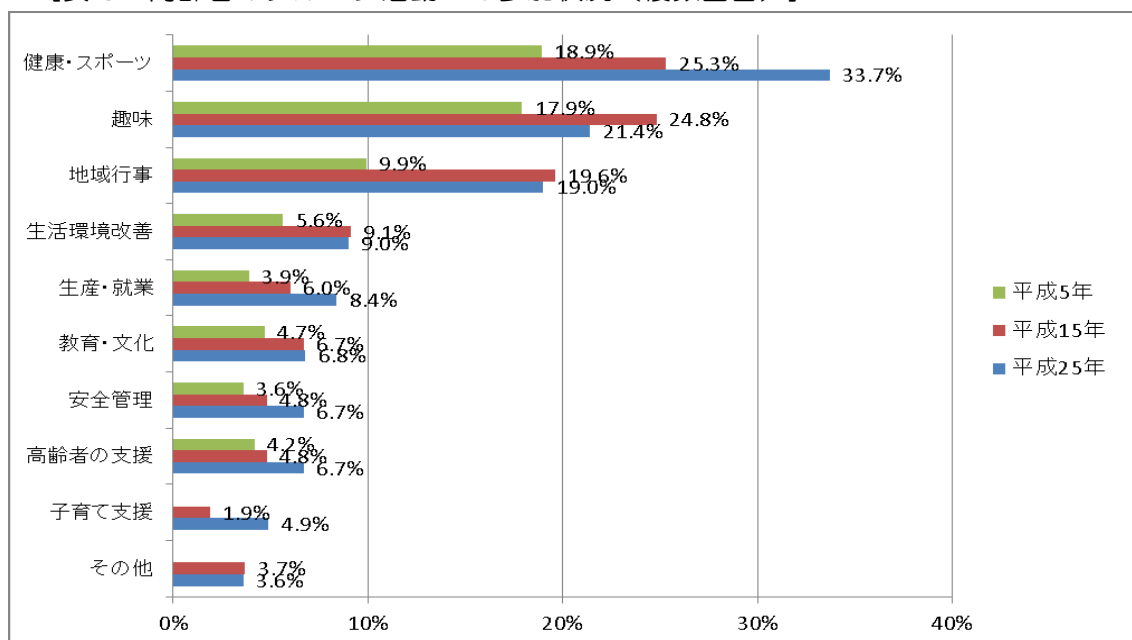
(3) 高齢者の社会参加活動

60歳以上の高齢者のグループ活動への参加状況についてみると、「健康・スポーツ」(33.7%)が最も多く、次いで「趣味」(21.4%)、「地域行事」(19.0%)の順となっています。

参加意向についてみると、「参加したい」(71.8%)が、「参加したくない」(26.7%)を大きく上回っています。

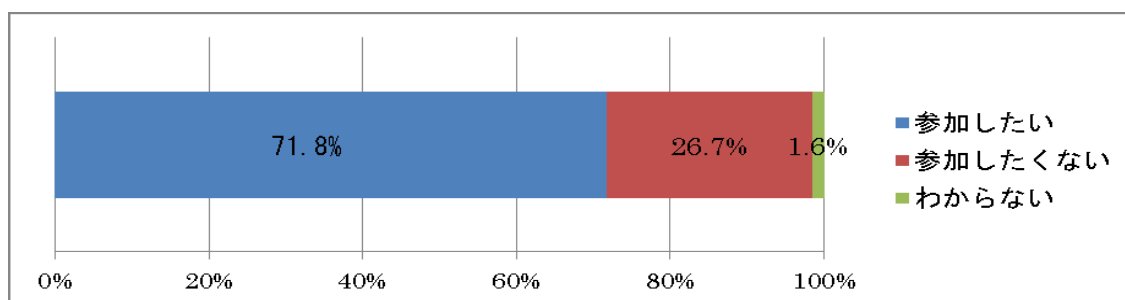
また、「自主的に行われている活動に参加するきっかけになると思うもの」は「友人、仲間のすすめ」(26.4%)が最も多い回答となっています。

[表6 高齢者のグループ活動への参加状況(複数回答)]



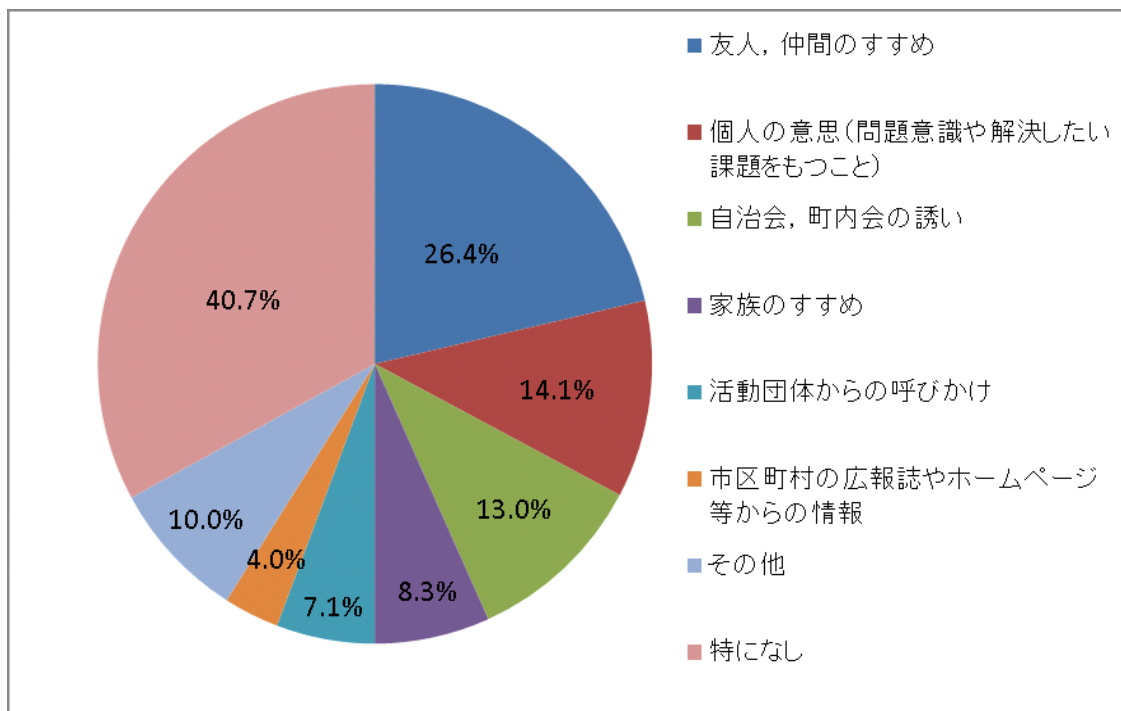
(出典：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成25年))

[表7 高齢者のグループ活動への参加意向]



(出典：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成25年))

[表8 自主的に行われている活動に参加するきっかけになると思うもの（複数回答）]



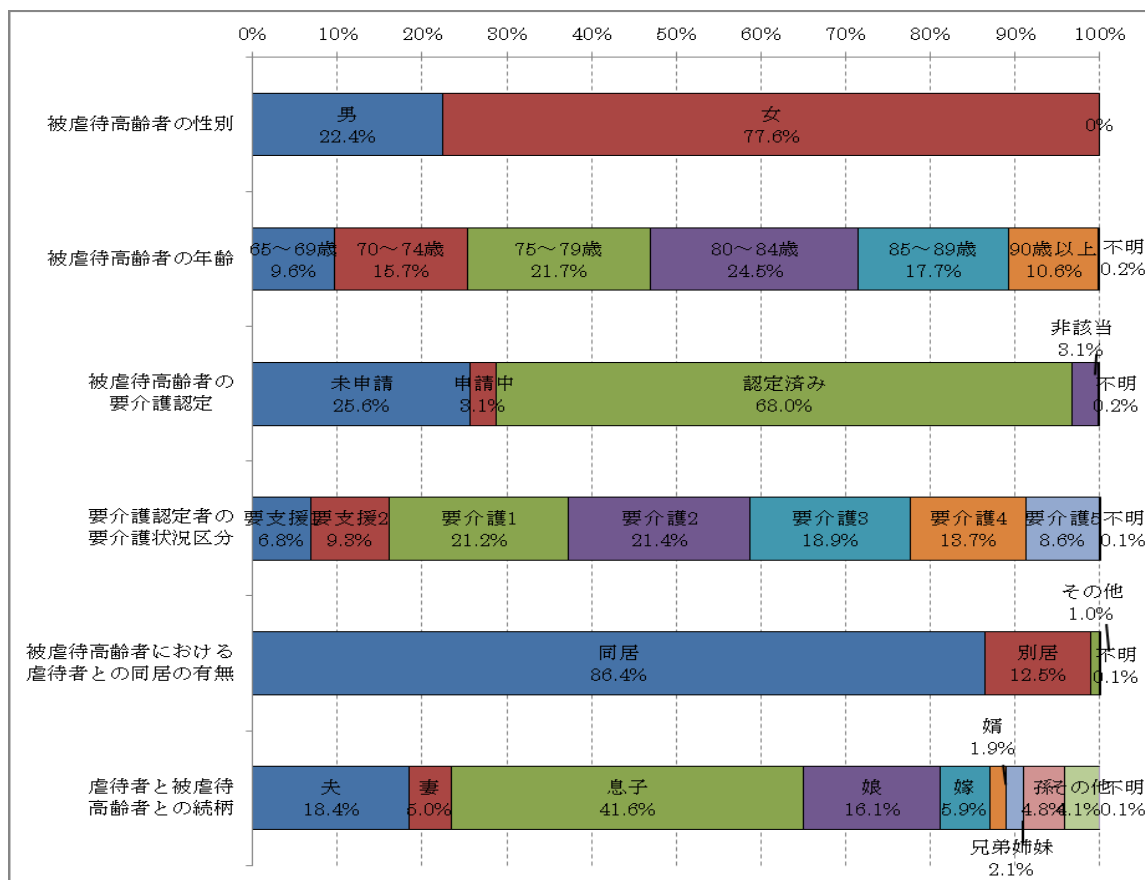
(出典：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成25年))

(4) 高齢者の安全・安心

ア 高齢者虐待問題

高齢者に対する虐待についてみると、平成 24 年度における全国の市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが 736 件（前年度に比べ 7.1% 増）、養護者によるものが 23,843 件（前年度に比べ 7.0% 減）、虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等によるものが 155 件（前年度に比べ 2.6% 増）、養護者によるものが 15,202 件（前年度に比べ 8.4% 減）でした。養護者から虐待を受けた高齢者の状況を見ると、女性が全体の約 8 割を占め、年齢階級別では「80～84 歳」が 24.6%、「75～79 歳」が 21.7% となっており、虐待を受けている高齢者のうち、約 7 割が要介護認定を受けています。なお、虐待者は「息子」が 41.6% と最も多くなっています。

[表 9 擁護者から虐待を受けた高齢者の状況]

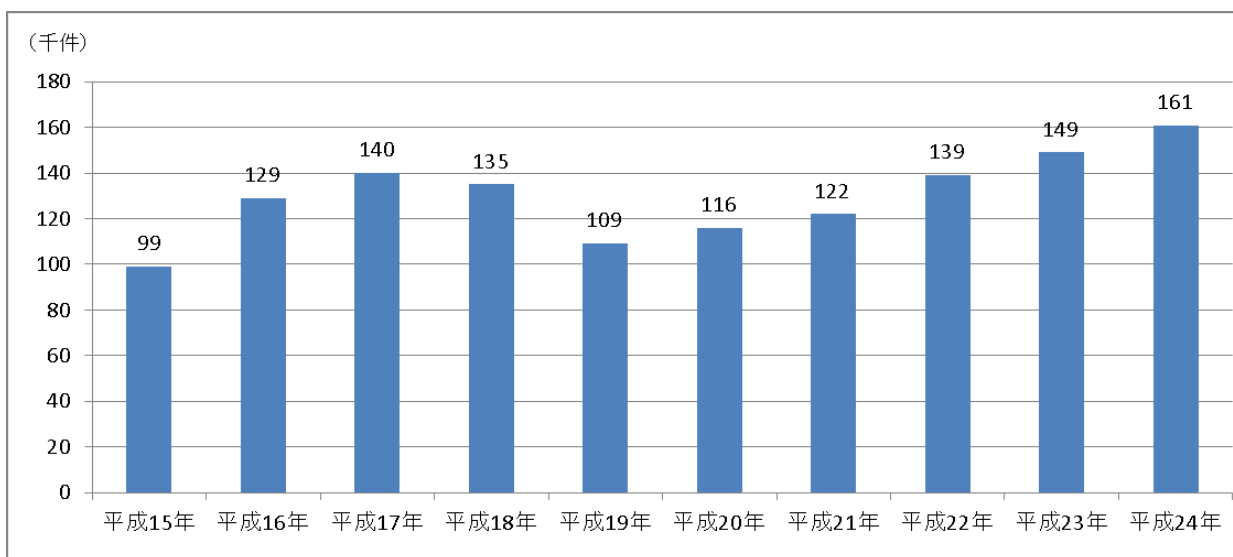


(出典：厚生労働省「高齢者虐待防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等の調査結果」(平成 24 年度))

イ 高齢者の消費者相談

全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談件数についてみると、平成17（2005）年度に約14万件となり、平成19（2007）年度に大きく減少した後、増加傾向となり、平成24（2012）年度には161万件と、過去最高となりました。

[表10 契約当事者が70歳以上の消費相談件数]



(出典：内閣府 平成26年度版高齢社会白書 [資料：国民生活センター資料])

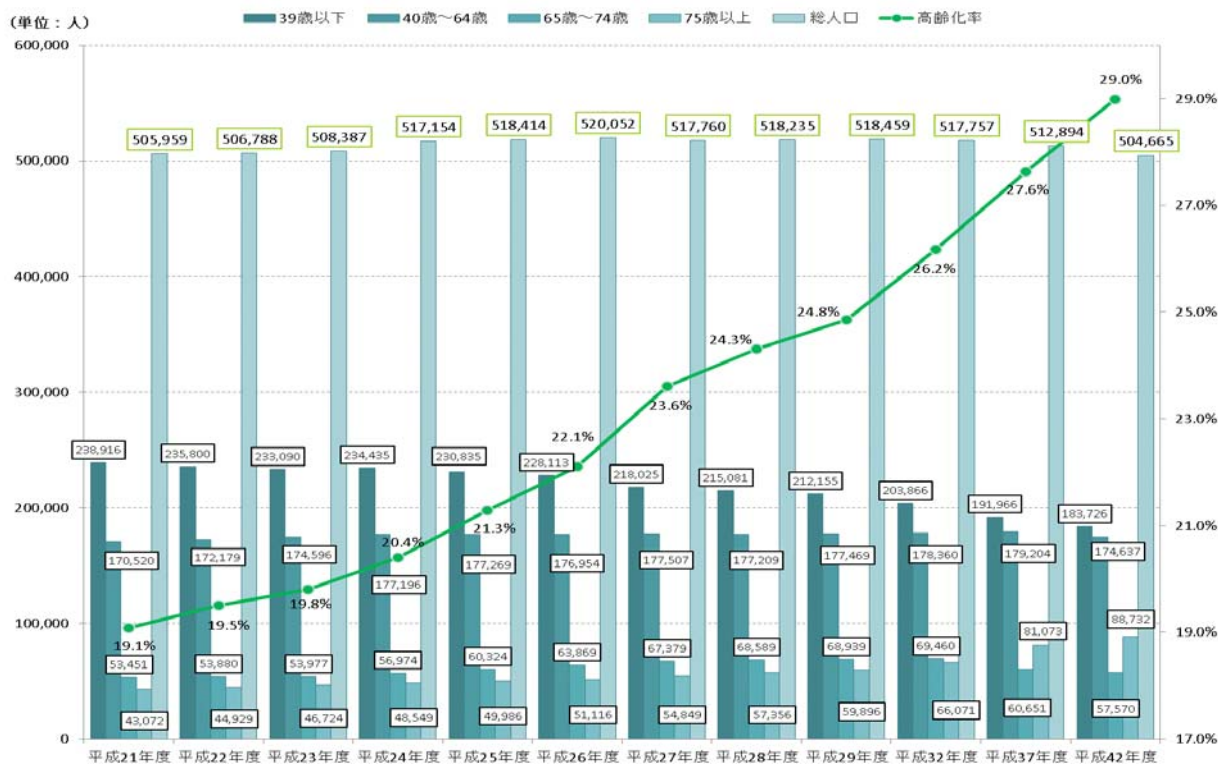
2 本市の高齢者の状況

(1) 高齢化の現状と将来推計

平成26年10月1日現在の本市人口は、517,696人であり、平成25年10月1日に比べ、1,639人増加しており、平成26年度末に520,052人でピークを迎えた後、減少に向かうと見込まれ、また、39歳以下人口については、今後緩やかな減少を続け、29年度には、212,155人となると見込まれます。

一方で、平成26年度の65歳以上の高齢者人口は114,985人であり、平成29年度には128,835人となり、13,850人増加すると見込まれます。このうち、75歳以上高齢者人口については、平成26年度には51,116人であったものが、平成29年度には、59,896人となり、8,780人増加すると見込まれています。平成26年度の本市高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は22.1%であり、平成29年度には、24.8%となり、2.7ポイント上昇することが見込まれます。

[表11 総人口年齢別人口の推移]



(出典：平成24年度から平成26年度：町丁別年齢各歳別男女別人口(住民基本台帳人口)  
(各年度9月末日現在))

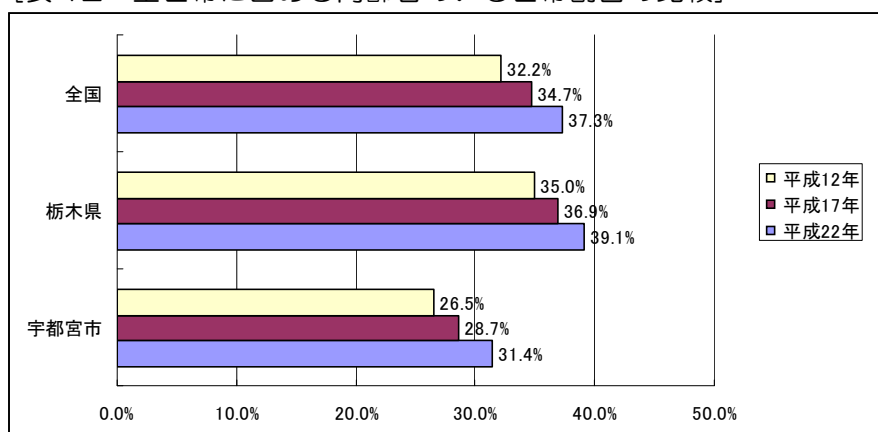
(出典：平成27年度以降：宇都宮市の将来推計人口(各年度10月1日現在))

(2) 高齢化に伴う社会状況の変化

ア 世帯状況の変化

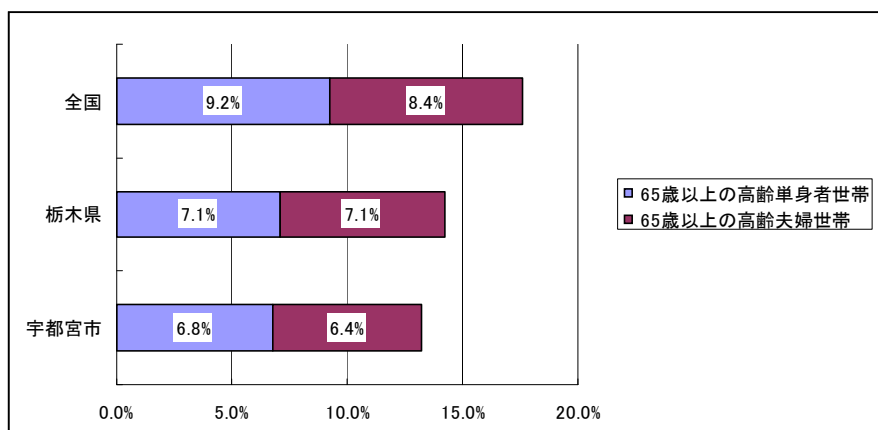
平成22年10月現在、本市の65歳以上の高齢者のいる世帯は66,047世帯で、全世帯の31.4%を占めており、全国の37.3%に比較して低くなっています。また、65歳以上の高齢単身世帯は、14,252世帯で全世帯の6.8%、65歳以上の高齢者夫婦世帯は、13,537世帯で全世帯の6.4%を占めており、全国の9.2%と8.4%に比較して低くなっています。

[表 12 全世帯に占める高齢者のいる世帯割合の比較]



(出典：「平成12年国勢調査」「平成17年国勢調査」「平成22年国勢調査」)

[表 13 高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の比較]



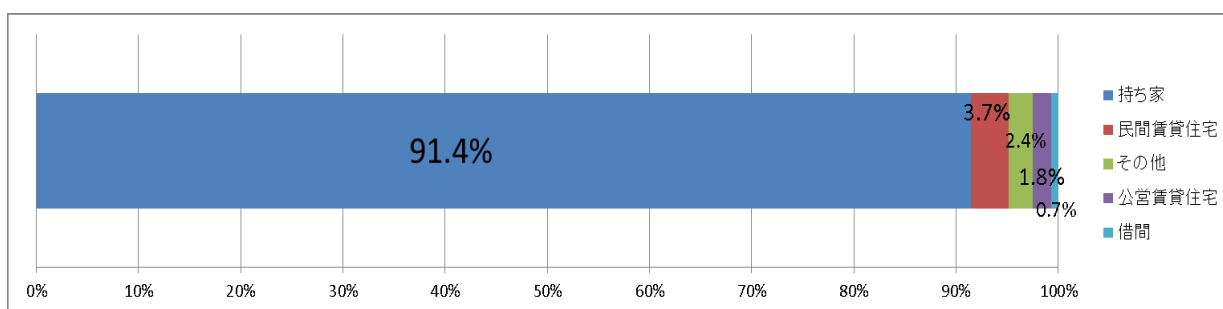
(出典：平成22年国勢調査)



イ 居住の状況

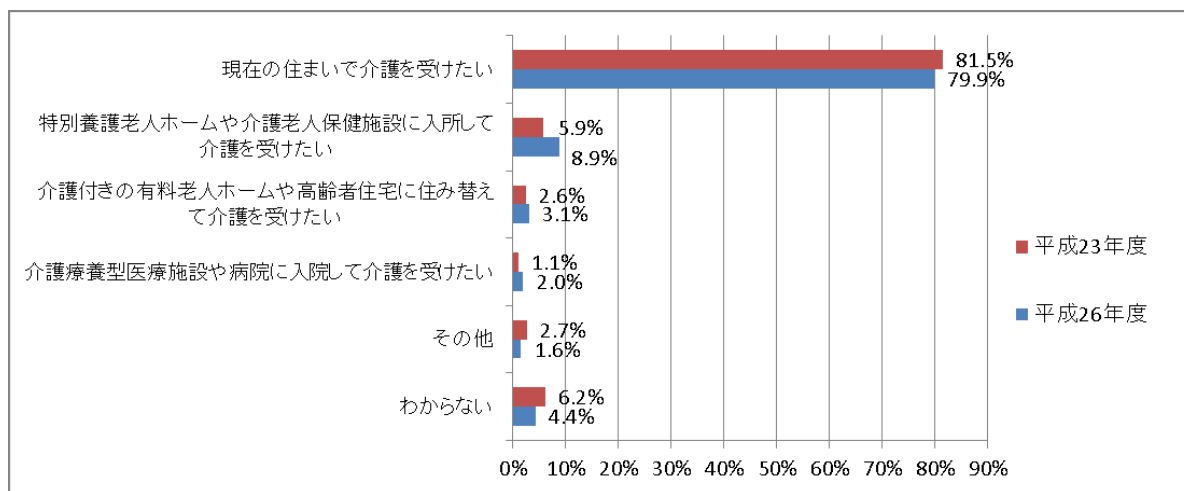
住まいの種類についてみると、「持ち家」(91.4%)が大半を占め、次いで「民間賃貸住宅」3.7%となっています。また、本市が実施した介護保険利用者を対象とした調査では、80%以上の方が「現在の住まいで介護を受けたい」と回答しており、「介護が必要になったとき、希望する介護場所(住まい)」については、「持家」(51.4%)が最も多くなっています。

[表 14 居住の状況の比較]



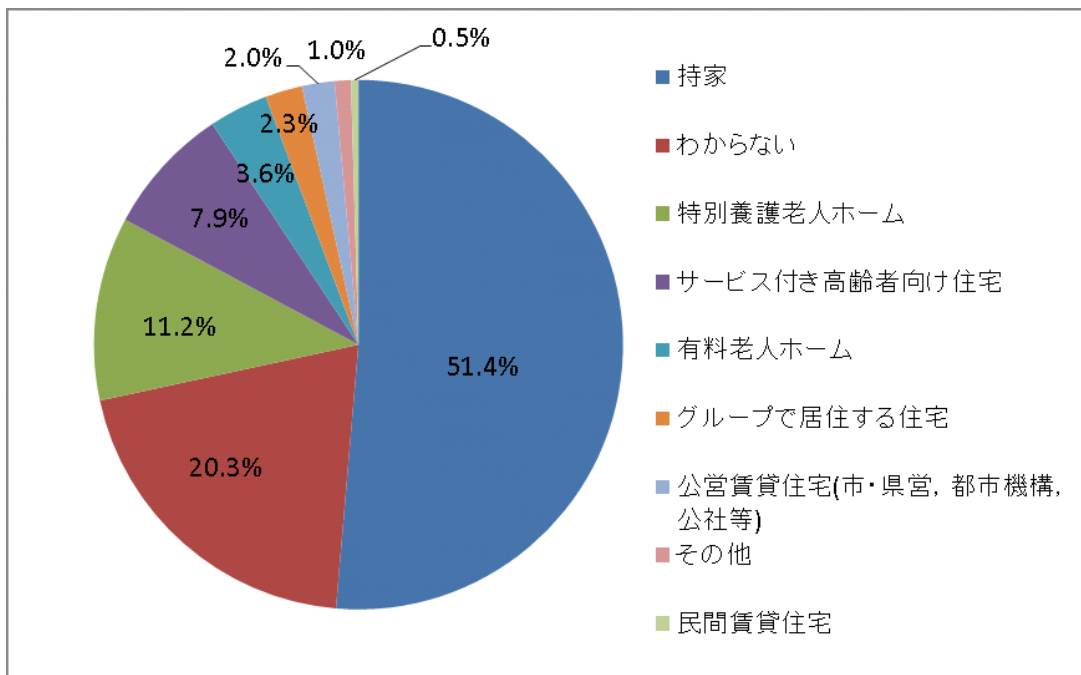
(出典：平成 26 年度高齢者調査(日常生活圏域ニーズ調査))

[表 15 今後、介護を受けたい場所(複数回答)]



(出典：平成 23 年度，平成 26 年度介護保険利用者実態調査)

[表 16 介護が必要になったとき、希望する介護を受ける場所（住まい）]



(出典：平成 26 年度高齢者調査(日常生活圏域二一ズ調査))

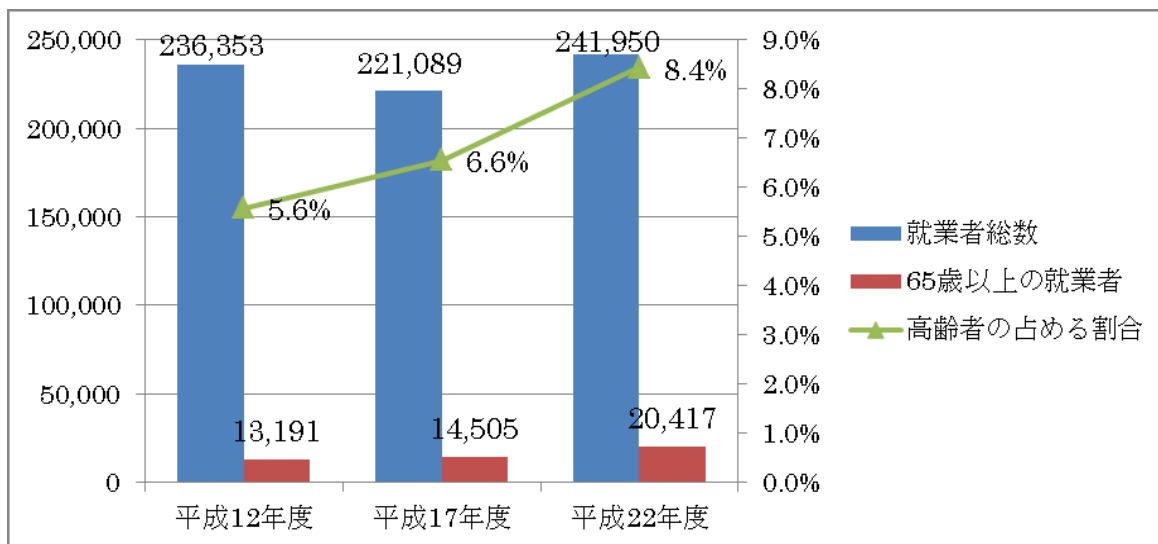
ウ 就業の状況

本市における高齢者の就労割合についてみると、平成17年から平成22年にかけて1.8%増加しています。

一方で、本市が実施した高齢者を対象とした実態調査では、約70%の方が「現在、収入のある仕事をしていない」と回答しています。

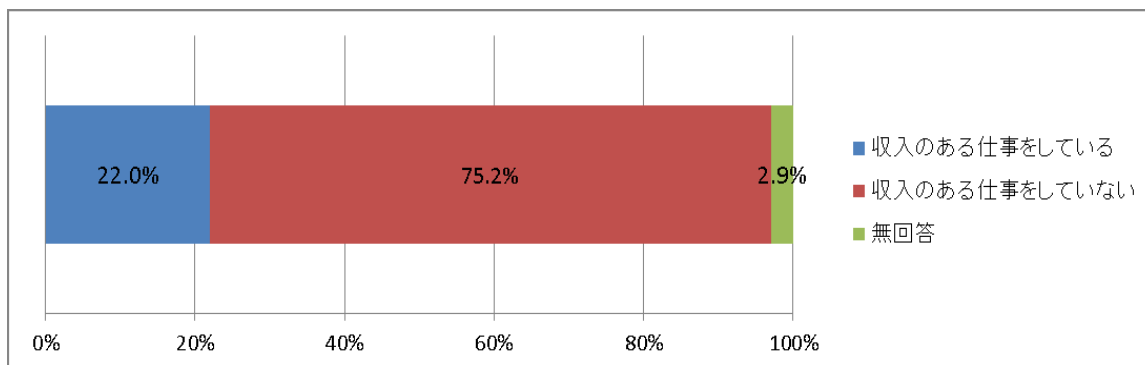
また、就労希望年齢については、「働けるうちはいつまでも」が平成20年（36.8%）、平成25年（29.5%）のいずれも最も多く、次いで、「70歳ぐらいまで」、「65歳ぐらいまで」の順となっています。

[表17 本市の高齢者の就労割合]



(出典：「平成12年，17年，22年国勢調査」)

[表18 収入のある仕事への従事の有無]



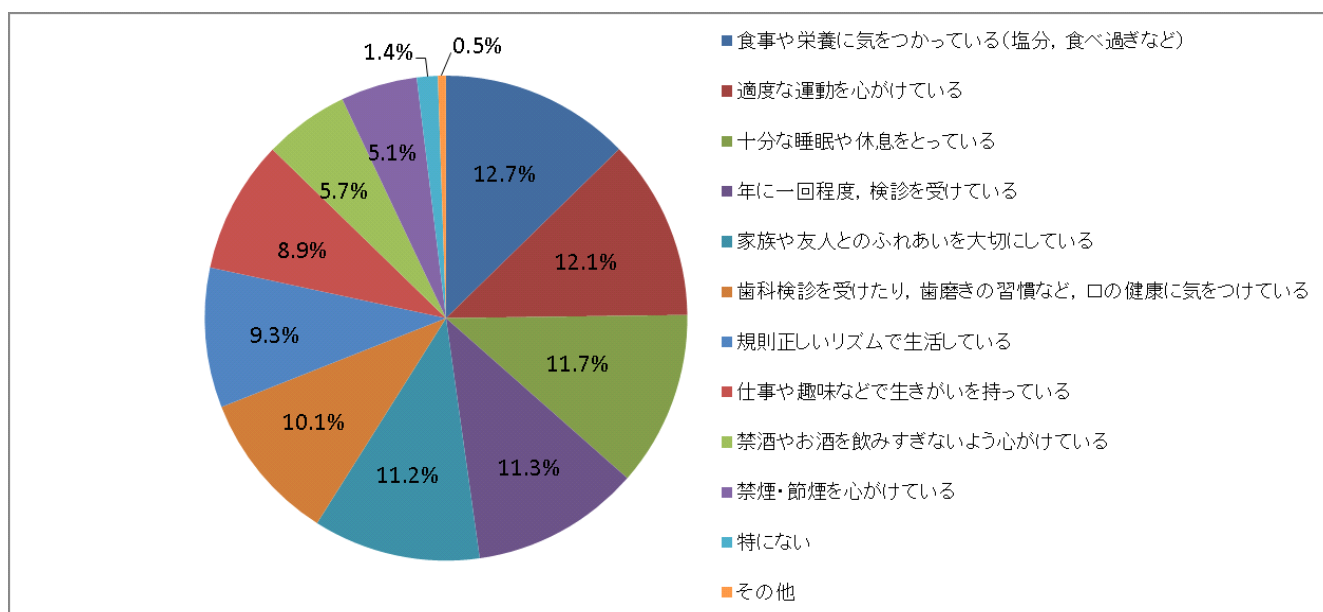
(出典：平成26年度高齢者調査(日常生活圏域ニーズ調査))

(3) 健康について

ア 「健康のために気をつけていること」について

健康のために気をつけていることについてみると、「食事栄養に気を使っている」(12.7%) が最も多く、次いで「適度な運動を心がけている」(12.1%), 「十分な睡眠や休養をとっている」(11.7%) の順となっています。

[表 19 健康のために気をつけていること (複数回答)]



(出典：平成 26 年度高齢者調査(日常生活圏域ニーズ調査))

イ 「健康寿命」について

平成 22 年の調査時における本市の健康寿命については、男性 (78.47 歳), 女性 (83.16 歳) と、国・県より長くなっています。

[表 20 健康寿命]

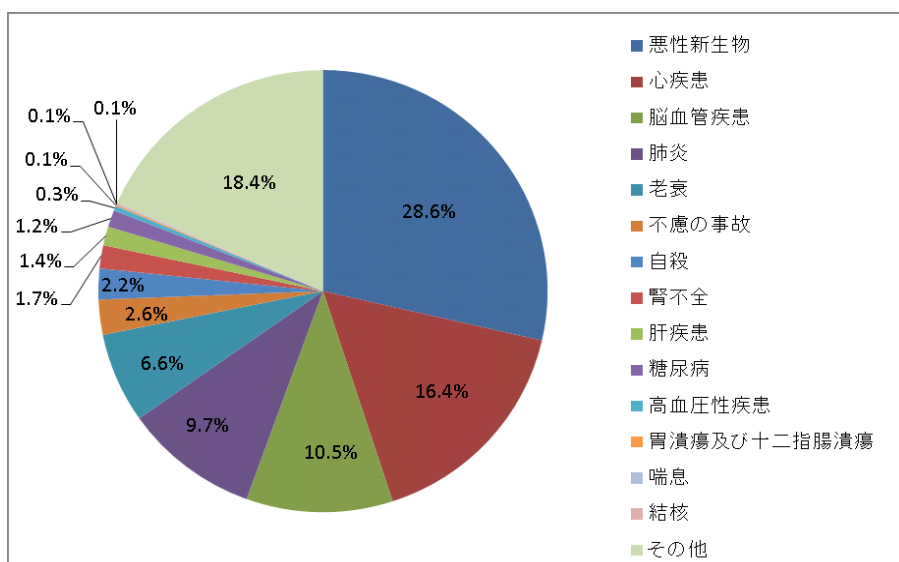
項目		平成 22 年	
		市	男性 78.47 歳
健康寿命	県	男性 77.90 歳	女性 82.88 歳
	国	男性 70.73 歳	女性 74.86 歳
健康寿命	県	男性 70.73 歳	女性 74.86 歳
	国	男性 70.42 歳	女性 73.62 歳

※市・県：介護認定データによる、県・国：国民生活基礎調査データによる。

ウ 「主な死因」について

本市における死因についてみると、「悪性新生物」(28.6%)が最も多く、次いで「心疾患」(16.4%)、「脳血管疾患」(10.5%)の順となっています。

[表 21 本市の主な死因]



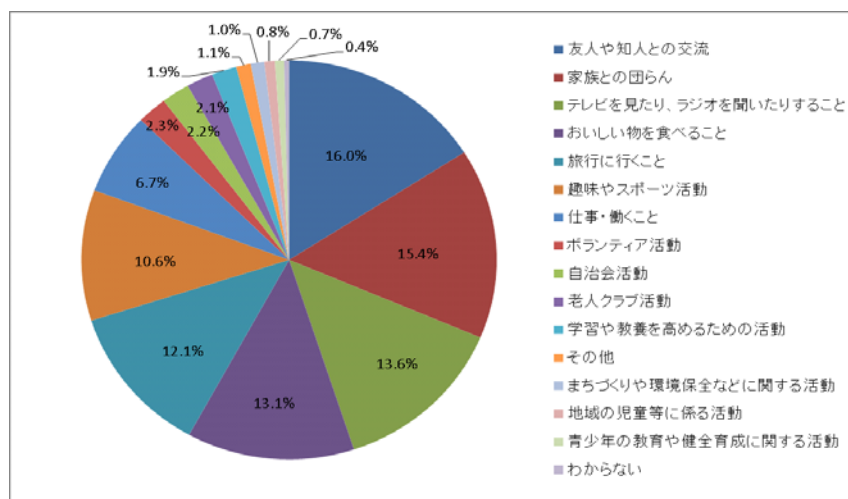
(出典：宇都宮市統計データバンク 平成24年度 主要死因の死亡数及び死亡率の年次推移(総数))

(4) 生きがいづくり・社会参加について

ア 「生きがいについて」

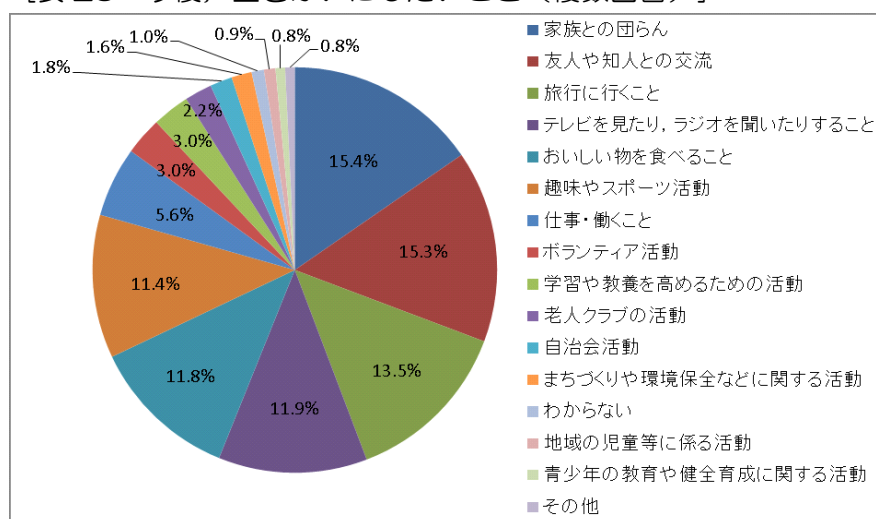
生きがいを感じることにしてみると、「友人や知人との交流」(16.0%)が最も多く、次いで「家族との団らん」(15.4%)、「テレビを見たり、ラジオを聞いたりすること」(13.6%)の順となっています。また、「今後、生きがいにしたいこと」については、「家族との団らん」(15.4%)が最も多く、次いで「友人や知人との交流」(15.3%)、「旅行に行くこと」(13.5%)の順となっています。

[表 22 生きがいを感じること(複数回答)]



(出典：平成 26 年度高齢者調査(日常生活圏域二一ズ調査))

[表 23 今後、生きがいにしたいこと(複数回答)]

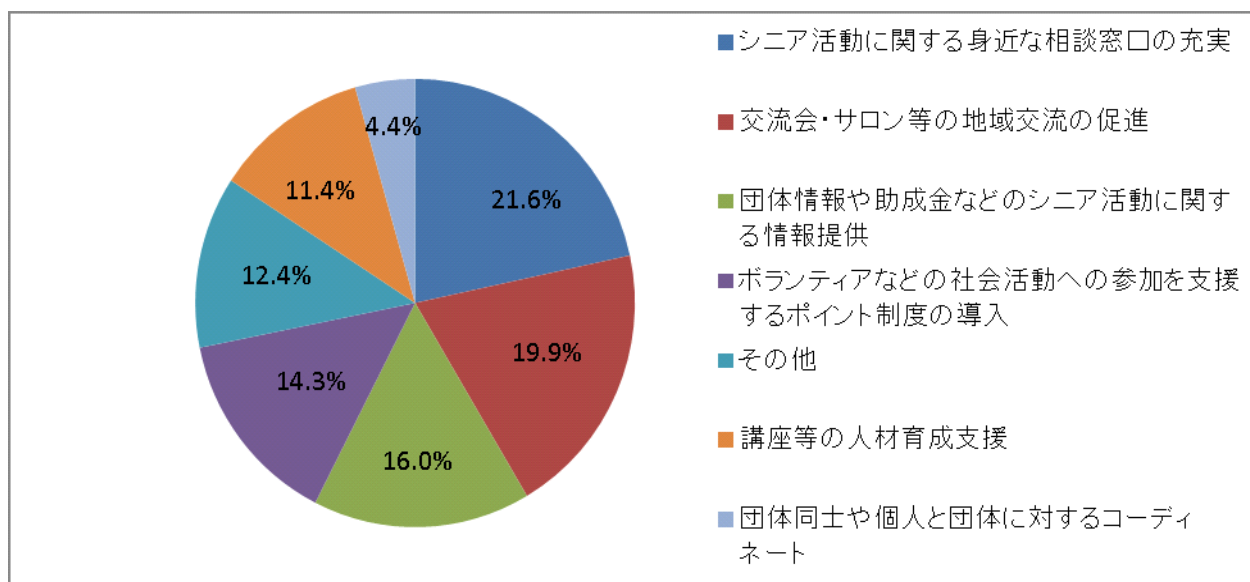


(出典：平成 26 年度高齢者調査(日常生活圏域二一ズ調査))

イ 「グループ活動や社会活動に取り組むときや、今後取り組もうとしたときに希望する支援」について

グループ活動や社会活動に取り組むときや、今後取り組もうとしたときに希望する支援についてみると、「シニア活動に関する身近な相談窓口の充実」(21.6%)が最も多く、次いで「交流会・サロン等の地域交流の促進」(19.9%)、「団体情報や助成金などのシニア活動に関する情報提供」(16.0%)の順となっています。

[表 24 「グループ活動や社会活動に取り組むときや、今後取り組もうとしたときに希望する支援」(複数回答)]



(出典：平成 26 年度高齢者調査(日常生活圏域ニーズ調査))

## 第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

### (5) 介護保険について

#### ア 要介護・要支援認定者の状況

本市の要介護・要支援認定者数の状況についてみる、介護保険制度が始まった平成12年度以降、年々、増加傾向にあります。一方、認定率<sup>(\*)</sup>については、平成17年度までは上昇傾向にありましたが、平成18年度に減少し、以降はほぼ横ばいに推移しています。

(\*)第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合

[表25 要介護・要支援認定者の状況]

(単位:人)

区分	第1期介護保険事業計画			第2期介護保険事業計画		
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
要支援	730	963	1,297	1,621	1,877	1,803
要介護1	1,361	1,858	2,388	2,953	3,555	3,961
要介護2	1,000	1,255	1,493	1,690	1,733	1,943
要介護3	822	950	1,058	1,259	1,539	1,783
要介護4	1,075	1,107	1,223	1,345	1,451	1,639
要介護5	859	1,009	1,208	1,283	1,307	1,406
合計	5,847	7,142	8,667	10,151	11,462	12,535
第1号被保険者	63,529	66,236	68,719	71,163	72,845	75,373
認定率	9.20%	10.78%	12.61%	14.26%	15.73%	16.63%

(単位:人)

区分	第3期介護保険事業計画			第4期介護保険事業計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	490	1,491	1,509	1,678	1,964	2,157
要支援2	364	1,765	2,129	2,200	2,159	2,172
経過的要介護	1,255	—	—	—	—	—
要介護1	4,181	2,782	2,301	2,374	2,340	2,511
要介護2	2,053	2,258	2,453	2,454	2,481	2,677
要介護3	1,873	2,050	2,160	2,149	1,963	1,919
要介護4	1,706	1,776	1,889	1,924	1,923	2,021
要介護5	1,347	1,415	1,414	1,450	1,644	1,801
合計	13,269	13,537	13,855	14,229	14,474	15,258
第1号被保険者	85,668	89,302	92,336	95,915	98,443	99,877
認定率	15.49%	15.16%	15.00%	14.84%	14.70%	15.28%

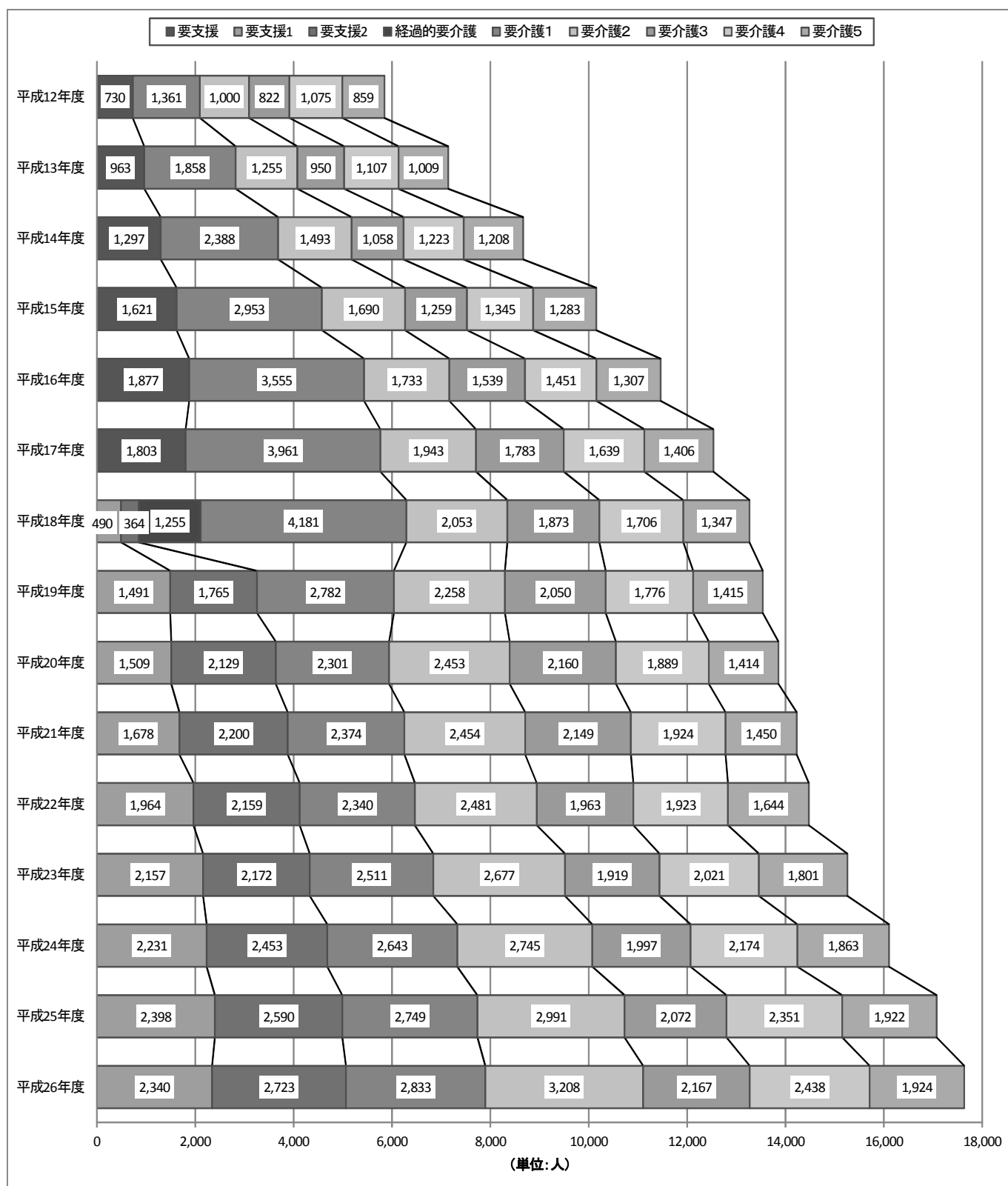
(単位:人)

区分	第5期介護保険事業計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	2,231	2,398	2,340
要支援2	2,453	2,590	2,723
経過的要介護	—	—	—
要介護1	2,643	2,749	2,833
要介護2	2,745	2,991	3,208
要介護3	1,997	2,072	2,167
要介護4	2,174	2,351	2,438
要介護5	1,863	1,922	1,924
合計	16,106	17,073	17,633
第1号被保険者	104,067	109,056	113,675
認定率	15.48%	15.66%	15.51%

(出典:「介護保険事業状況報告」(各年度6月末日現在))



[表 26 要介護・要支援認定者の状況]

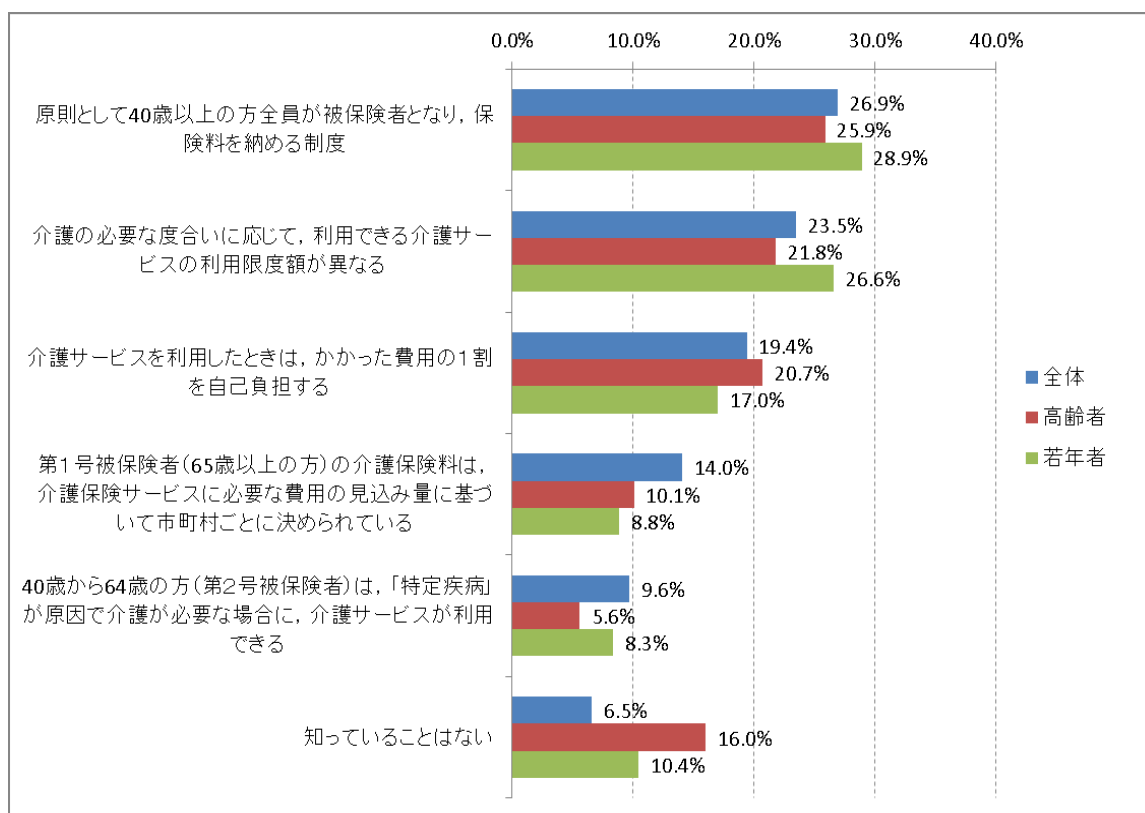


イ 「介護保険制度についての認知度」について

介護保険制度についての認知度についてみると、「40 歳以上全員が保険料を納める制度」との回答が高齢者、若年者ともに最も高くなっています。

一方、「第2号被保険者は、「特定疾病」が原因で介護が必要な場合に、介護サービスが利用できる」ことについては、高齢者、若年者ともに低くなっています。

[表 27 介護保険制度についての認知度（複数回答）]

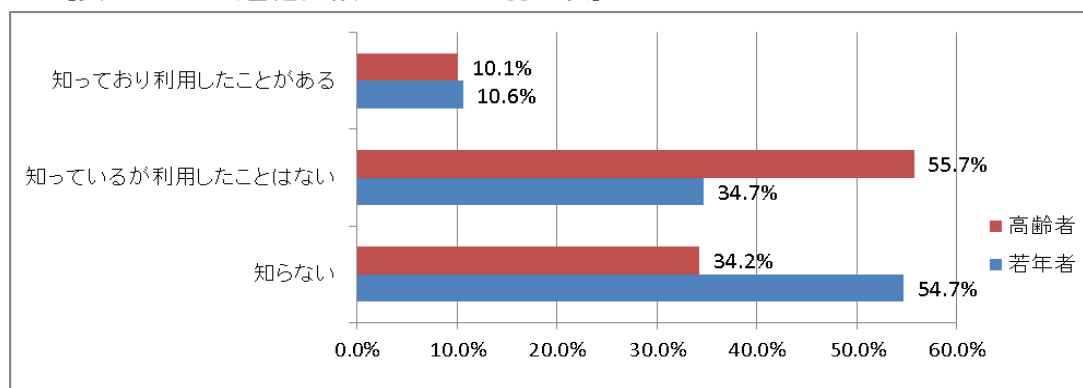


(出典：平成 26 年度高齢者調査(日常生活圏域二一ズ調査)・若年者調査)

ウ 「地域包括支援センターの認知度」について

地域包括支援センターの認知度についてみると、高齢者は「知っている」との回答が65.8%となっており、若年者は「知っている」との回答が45.3%と、高齢者に比べて認知度が低くなっています。

[表 28 地域包括支援センターの認知度]

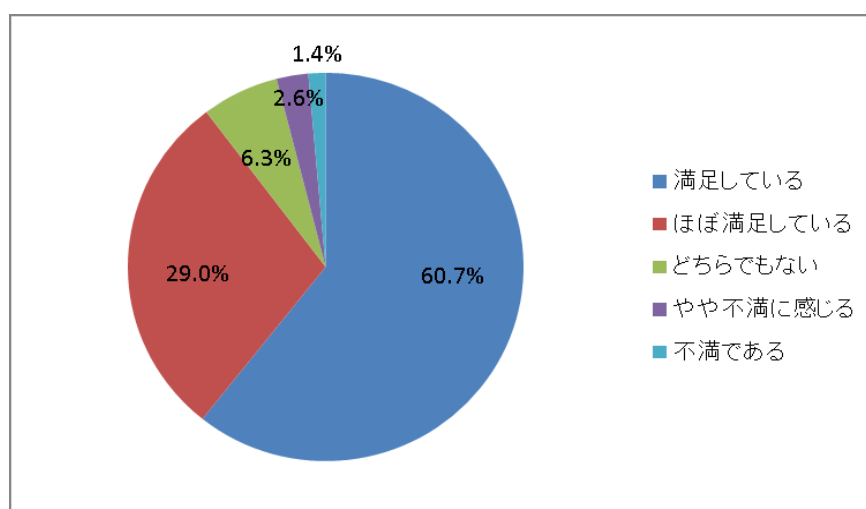


(出典：平成 26 年度高齢者調査(日常生活圏域ニーズ調査)・若年者調査)

エ 「介護サービス計画（ケアプラン）に対する満足度」について

介護サービス計画（ケアプラン）に対する満足度は、「満足している」(60.7%)が最も高く、次いで、「ほぼ満足している」(29.0%)となっており、約 9 割の利用者が満足している結果になっています。

[表 29 介護サービス計画（ケアプラン）に対する満足度]



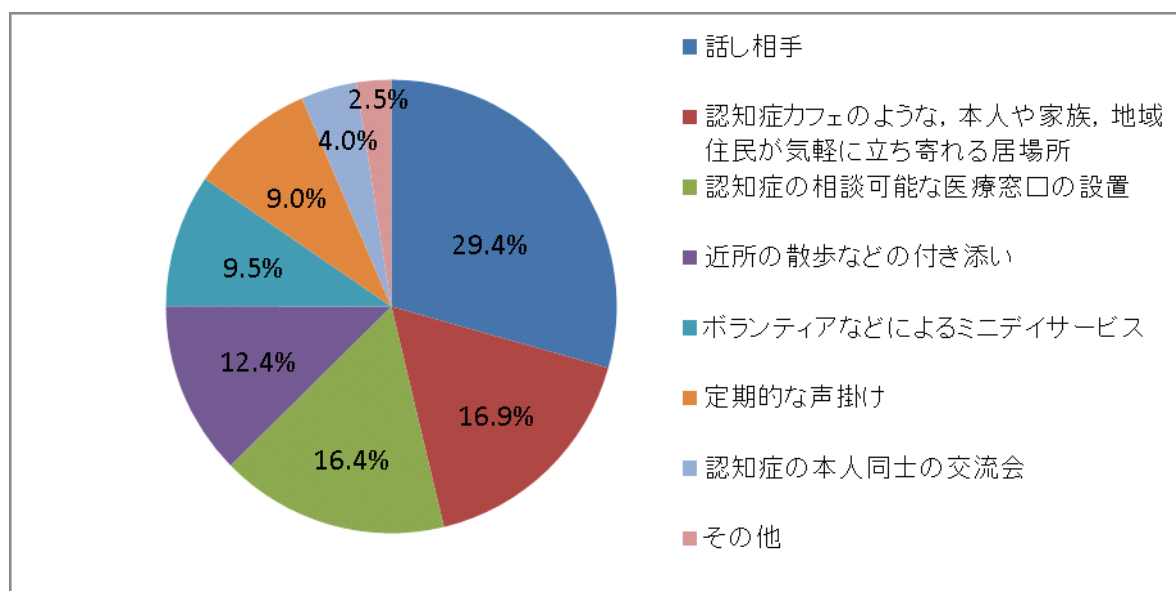
(出典：平成 26 年度利用者実態調査)

### オ 認知症について

- ① 「身近な地域における，認知症の方を介護する方への支援として望むもの」について

身近な地域における，認知症の方を介護する方への支援についてみると，「話し相手」（29.4％）が最も多く，次いで「認知症カフェのような，本人や家族，地域住民が気軽に立ち寄れる居場所」（16.9％），「認知症の相談可能な医療窓口の設置」（16.4％）の順となっています。

[表 30 身近な地域における，認知症の方を介護する方への支援として望むもの（複数回答）]

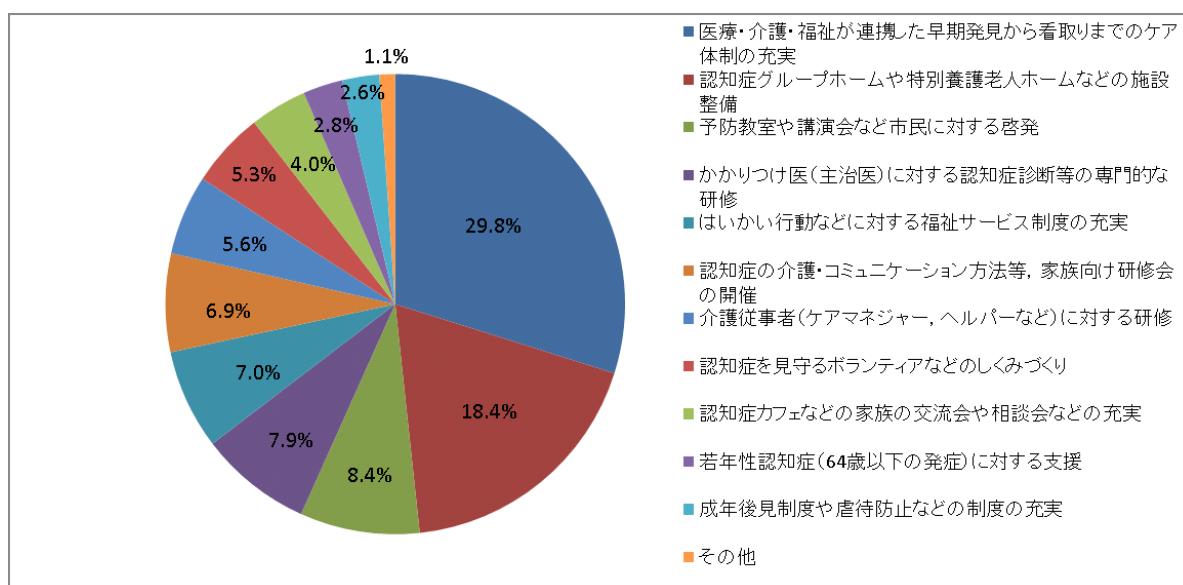


（出典：平成 26 年度認知症に関するアンケート調査）

② 「認知症対策を進めていく上での重点を置くべきこと」について

認知症対策を進めていく上での重点を置くべきことについてみると、「医療・介護・福祉が連携した早期発見から看取りまでのケア体制の充実」（29.8%）が最も多く、次いで「認知症グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備」（18.4%）の順となっています。

[表 31 今後、認知症対策を進めていくうえで、重点を置くべきこと]について  
(複数回答)]

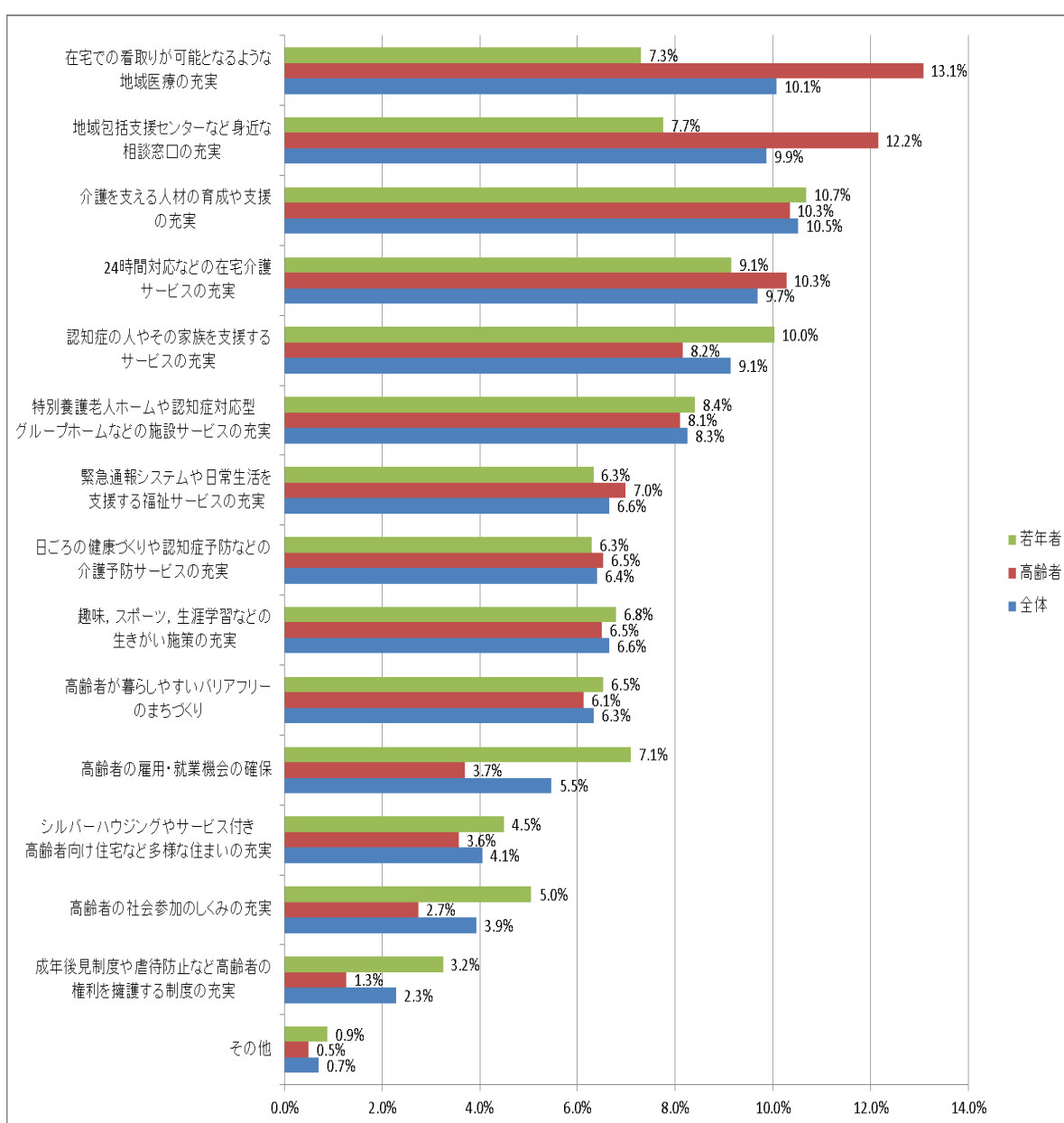


(出典：平成 26 年度認知症に関するアンケート調査)

(6) 今後、取り組むべき施策について

今後、取り組むべき施策についてみると、高齢者は「在宅での看取りが可能となるような地域医療の充実」との回答が最も多く、次いで「地域包括支援センターなど身近な相談窓口の充実」の順となっています。若年者は「介護を支える人材の育成や支援の充実」との回答が最も多く、次いで、「認知症の人やその家族を支援するサービスの充実」の順となっています。

[表 32 今後、取り組むべき施策（複数回答）]



(出典：平成 26 年度高齢者調査(日常生活圏域二一ズ調査)・若年者調査)

### ○ アンケート調査に基づく高齢者保健福祉施策に対する意識

本市では、第7次宇都宮市高齢者保険福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画の策定にあたり、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、保健福祉サービスや介護サービスの利用意向などを把握するため、次の調査を実施しました。

#### (1) 高齢者調査（日常生活圏域二一ズ調査）

- ① 調査区域 宇都宮市内全域
- ② 調査対象者 65歳以上で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない市民  
2,000人
- ③ 調査期間 平成26年1月30日から2月10日まで
- ④ 調査方法 郵送法
- ⑤ 回答者数 1,222人（回答率61.1%）

#### (2) 若年者調査（高齢者福祉に関するアンケート調査）

- ① 調査区域 宇都宮市内全域
- ② 調査対象者 20歳以上64歳以下の市民2,000人
- ③ 調査期間 平成26年1月30日から2月10日まで
- ④ 調査方法 郵送法
- ⑤ 回答者数 697人（回答率34.9%）

#### (3) 介護保険利用者実態調査

- ① 調査区域 宇都宮市内全域
- ② 調査対象者 要介護等認定申請者691人
- ③ 調査期間 平成26年4月から5月中旬まで
- ④ 調査方法 訪問調査員による聞き取り調査
- ⑤ 回答者数 691人（回答率100.0%）

### (4) 認知症に関するアンケート調査

- ① 調査期間 平成26年1月30日から2月10日まで
- ② 調査方法 郵送法
- ③ アンケート種別

#### ア 高齢者アンケート調査

- (ア) 目的 認知症高齢者の介護等に関する状況把握
- (イ) 対象者 65歳以上の市民(1,000人)
- (ウ) 回収件数 552人(回答率55.2%)

#### イ 市民意識アンケート調査

- (ア) 目的 認知症に関する一般的な理解等に関する状況把握
- (イ) 対象者 20歳以上64歳以下の市民(1,000人)
- (ウ) 回収件数 352人(回答率35.2%)

#### ウ 医療機関アンケート調査(医師)

- (ア) 目的 認知症診療、介護保険や地域包括支援センターとの連携に関する状況把握
- (イ) 対象者 市内の病院・診療所(小児科単科を除く)(401箇所)
- (ウ) 回収件数 141件(回答率35.2%)

#### エ 薬局アンケート調査

- (ア) 目的 認知症への対応、医療や介護との連携に関する状況把握
- (イ) 対象者 市内の薬局(180箇所)
- (ウ) 回収件数 80件(回答率44.4%)

#### オ 居宅介護支援事業所アンケート調査

- (ア) 目的 認知症介護支援、医療機関や地域包括支援センターとの連携に関する状況把握
- (イ) 対象者 市内の居宅介護支援事業所(125事業者)
- (ウ) 回収件数 59件(回答率47.2%)



カ 地域包括支援センターアンケート調査

- (ア) 目的 認知症に関する地域支援，医療機関や介護支援事業者との連携に関する状況把握
- (イ) 対象者 市内の全地域包括支援センター（25箇所）
- (ウ) 回収件数 25件（回答率100.0%）

キ 地域密着型事業所アンケート調査

- (ア) 目的 認知症介護支援，医療機関やケアマネジャー，地域包括支援センターとの連携に関する状況把握
- (イ) 対象者 市内の認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所（26事業者）
- (ウ) 回収件数 13件（回答率50.0%）

ク 訪問介護事業所アンケート調査

- (ア) 目的 認知症介護支援，医療機関や地域包括支援センターとの連携に関する状況把握
- (イ) 対象者 市内の小規模多機能型居宅介護事業所（96事業者）
- (ウ) 回収件数 38件（回答率39.6%）

### 3 これまでの計画の取組状況と課題

第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画（計画期間：平成24～26年度）の施策体系に基づき、成果指標対象事業の取組状況と課題を整理しました。

#### □ 基本目標1：みんながつながり、支えあう地域社会の実現

##### ① 地域包括支援センターの認知度（65歳以上高齢者）

【現状】 地域包括支援センターの認知度については、利用したことがない方の認知度は向上しています。また、地域ネットワークの充実に向け、地域包括支援センターが中心的な役割を担い、関係機関・団体相互の連携に向けた取組を進めており、同センターの利用件数も増加傾向にあります。

【課題】 高齢者はもとより、家族や地域の関係機関・団体に対し、地域包括支援センターの存在や役割をより一層理解してもらえるよう、家族介護教室や認知症サポーター養成講座など様々な機会を活用しながら、地域包括支援センターのより一層の周知に努める必要があります。

指標名	項目	平成23年度		平成26年度	
地域包括支援センターの認知度（65歳以上高齢者）	目標値	/		80.0%	
	実績（見込み）	67.2%	利用したことがある 13.8% 知っているが利用したことはない 53.4%	65.8%	利用したことがある 10.1% 知っているが利用したことはない 55.7%
	進捗評価	概ね順調			

② 災害時要援護者支援班設置地区数

【現状】 自治会や民生委員などと連携し、災害時要援護者支援班の設置に取り組み、設置地区数は着実に増加しています。

【課題】 自治会や民生委員の協力を得ながら、引き続き、支援班の設置に向けて取り組む必要があります。

指標名	項目	平成23年度	平成26年度
災害時要援護者支援班設置地区数	目標値		39地区
	実績（見込み）	29地区	34地区
	進捗評価	概ね順調	

□ 基本目標2：健康で生きがいのある豊かな生活の実現

① 介護予防に取り組む高齢者数

【現状】 介護予防事業のうち、「はつらつ教室」や「通所型二次予防事業」などの「教室型」の事業については、認知度は向上しているものの、参加者は減少傾向にあり、これらの事業の利用希望者については、一定程度、受講が終了したものと想定される一方、身近な地域で仲間と一緒に介護予防に取り組む自主グループ活動を支援する「地域介護予防活動支援事業」については参加者が増加しています。

【課題】 高齢者が身近な地域で仲間とともに、気軽に取り組める環境を整備し、地域で自主的に活動するグループの育成・支援に取り組む必要があります。

指標名	項目	平成23年度	平成26年度
介護予防（介護予防教室など）に取り組む高齢者数	目標値		5,270人
	実績（見込み）	2,495人	2,843人
	進捗評価	やや遅れている	

□ 基本目標3：いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

① 認知症サポーター数

② 認知症地域ケアネットワーク会議（仮称）の設置

【現状】 認知症施策については総合的に推進しており、サポーター養成講座や交流会開催など着実に実施しています。

【課題】 引き続き、認知症対策の充実に向け、認知症サポーター養成や医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実に取り組む必要があります。

指標名	項目	平成23年度	平成26年度
認知症サポーター数	目標値		23,000人
	実績（見込み）	13,500人	19,000人
	進捗評価	概ね順調	

指標名	項目	平成23年度	平成26年度
認知症地域ケアネットワーク会議（仮称）設置か所数	目標値		5か所
	実績（見込み）	0か所	5か所
	進捗評価	順調	

□ 基本目標4：介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

- ① ケアプランに対する助言・指導
- ② 介護サービス従事者に対する研修会等の実施

【現状】 サービスの質の確保・向上や介護人材の育成支援に向け、ケアプランに対する助言・指導や介護サービス従事者に対する研修会を実施し、アンケート調査の結果からも、ケアプランの満足度は向上しています。

【課題】 引き続き、介護サービスの提供に必要な人材の確保や、介護従事者の専門的能力を高めることができる研修の場の提供など介護人材の育成支援に努める必要があります。

指標名	項目	平成23年度	平成26年度
ケアプランに対する満足度	目標値		94.5%
	実績(見込み)	87.8%	89.7%
	進捗評価	順調	

### 4 課題の総括

これまでの取組や、アンケート調査の結果等を踏まえ、基本目標ごとに次のとおり課題を取りまとめました。

#### ○ 基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現

##### 【課題】

- 本市の高齢化率及び高齢者の単身世帯の割合は国や県に比べ低い状況にありますが、高齢化の進展に伴い、地域の中で支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域における様々なネットワークの充実に向けた取組を推進する必要があります。
- 地域ネットワークの中心である地域包括支援センターの認知度については、利用したことがない方についても認知度は向上していることから、引き続き、地域の相談窓口である地域包括支援センターのより一層の周知に取り組む必要があります。
- 国においては、介護保険制度改正により地域支援事業の充実を図り、地域での見守り体制の強化など地域の支え合いによる生活支援の推進に取り組むこととしており、単身高齢者の増加に伴い、様々な課題が見込まれることから、これらの課題に適切に対応するため、本市においても、地域住民同士の助け合いを促進する必要があります。
- 高齢者が住みなれた地域で安全で安心した生活を続けることができるよう、居住環境の整備や交通安全対策、防犯対策の強化に取り組む必要があります。

##### 【総括】

- 高齢者やその家族が地域コミュニティの中で孤立することなく、地域の関係機関・団体や近隣住民の支えのもと、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支える社会の実現に向けて取り組む必要があります。

### ○ 基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

#### 【課題】

- 本市の要介護認定率は国や県に比べ低く、健康寿命は長い状況にあります。高齢化の進展に伴い、今後、介護を必要とする人の増加が見込まれることから、健康寿命の延伸に向けた取組を推進する必要があります。
- 身近な地域で仲間と一緒に介護予防に取り組む自主グループ活動については参加者が増加している状況にあり、介護予防に取り組む高齢者は増加（H23：2,495人 ⇒ H25：3,623人）しており、また、アンケート調査結果では、高齢者自らが食生活や適度な運動を心がけている状況にあることから、引き続き、生活習慣病予防の理解促進に向けた周知・啓発の充実など、介護予防事業に重点を置いた健康づくりを推進する必要があります。
- 国においては、健康日本21において、健康寿命の延伸を位置づけており、本市においても、高齢者一人ひとりが日頃から主体的に健康づくりに取り組めるよう、体制を整備する必要があります。
- 本市の健康寿命は国や県に比べて長く、元気な高齢者が多い状況となっており、アンケート調査結果では、社会参加・社会貢献活動に対する意欲が高く、また、シニア活動の身近な相談窓口や地域交流促進支援のさらなる充実を求める声も多くなっていることから、高齢者の状況に応じた生きがいづくりや社会活動への参加促進のための取組の充実に向けた検討を進める必要があります。

#### 【総括】

- 高齢者がいつまでも健康で、趣味や友人との交流などにより生きがいを感じることができ、また、積極的に社会参加できる豊かな社会の実現に向けて取り組む必要があります。

### ○ 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

#### 【課題】

- 国のオレンジプランにおいても認知症の高齢者の増加が見込まれていることから、引き続き、認知症サポーターの養成をはじめとする認知症高齢者等対策の充実や、成年後見制度、虐待防止など高齢者の権利を擁護するための取組を推進する必要があります。
- アンケート調査結果においては、認知症高齢者への支援として、「話し相手」や「認知症の本人や家族、地域住民が気軽に立ち寄れる居場所」、「医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実」などが求められており、国においてもオレンジプランを策定し、地域での日常生活・家族の支援の強化に取り組むこととしていることから、引き続き、認知症の人やその家族を支援するサービスの充実を図る必要があります。

#### 【総括】

- 認知症高齢者等対策の推進、高齢者の権利擁護など、高齢者が必要な時に必要なサービスや支援を適切に利用することにより、高齢者一人ひとりが自分らしい生きかたを続けることができる社会の実現に向けて取り組む必要があります。



### ○ 基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

#### 【課題】

- 本市の要介護認定率は国や県に比べ低い状況にありますが、高齢化の進展に伴い、今後、介護を必要とする人の増加が見込まれることから、引き続き、介護サービスを必要とする人に必要なサービスを提供できる体制を構築する必要があります。
- 介護を必要とする人が必要とするサービスを適切かつ効率的に選択できるよう、介護保険制度の理解促進に向けた周知・啓発を充実するとともに、多様化する高齢者の介護ニーズに対応できるよう、質の高い介護人材の育成に努める必要があります。
- アンケート調査結果においては、住み慣れた地域での継続した生活や在宅介護サービスの充実に対するニーズが高い状況となっており、国においては、介護保険制度を改正し、医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、市町村が中心となった在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を位置付けていることから、地域医療や在宅介護サービスの充実に向けた取組を進める必要があります。

#### 【総括】

- 高齢者やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービスの充実や質の向上を図るとともに、介護保険制度改正に適切に対応することにより、介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現に向けて取り組む必要があります。



## 第3章

### 計画の基本理念と基本目標

---



## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1 基本理念

基本理念は、本市の「目指すべき高齢社会像」を示すものであり、高齢者一人ひとりがいきいきと安心して暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会の実現を目指し、第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画において定めた基本理念を引き継ぎ、次のとおりとします。

#### 【基本理念】

健康で生きがいをもち、  
安心して自立した生活を送ることができる、  
笑顔あふれる長寿社会の実現

### 2 基本目標

高齢者を取り巻く現状や、第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画の取組状況を踏まえ導き出された課題に的確に対応した施策・事業の展開を図るため、基本理念の実現に向け、本計画においても、前計画の基本目標を引き継ぎ、4つの基本目標を示し、各種施策・事業に取り組みます。

また、基本目標に位置づける施策・事業のうち、特に重要なものについては、進捗状況などを的確に把握し、総合的、効果的な執行を確保するため、「成果指標対象事業」として選定し、宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において定期的に進行管理を行っていきます。

● 基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現

高齢者自身はもとより、その家族が地域コミュニティの中で孤立することなく、地域との連携や周囲の支えのもと、住み慣れた地域での生活を続けることができる、「みんながつながり、支えあう地域社会の実現」を目指します。

【成果指標】

成果指標	平成 26 年度	平成 29 年度目標値
地域の担い手として活躍する高齢者の割合	9.1%	10.6%
地域包括支援センターの認知度 (65歳以上の高齢者)	65.8%	80.0%

○ 成果指標の考え方

- ・ 地域コミュニティへの参画，地域活動の活性化をはかる指標として，地域の中で自らの経験を生かしながら地域の担い手として活躍する高齢者の割合と，地域住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートする中心的な役割を果たす拠点である，地域包括支援センターの認知度を成果指標として設定します。
- ・ なお，平成 29 年度目標値は，本市が実施した平成 26 年度高齢者調査において把握した「地域活動に取り組む高齢者の割合」(9.1%)に，地域活動への参加意欲がある高齢者の割合を加えて設定し，「地域包括支援センターの認知度」については，高齢者が支援が必要な状態になった時に適切に利用できるよう，より一層地域包括支援センターの認知度の向上を図る必要があることから，従来目標値を継続して設定します。

● **基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現**

高齢者一人ひとりが、自主・自発的に社会参加活動や継続的な健康づくりや介護予防に取り組むことにより健康寿命を延ばし、趣味などの楽しみや、友人との交流などにより生きがいを感じることをできる、「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」を目指します。

【成果指標】

成果指標	平成26年度	平成29年度目標値
高齢者等地域活動支援ポイント事業参加者数	5,000人 ※	10,000人
地域で介護予防に取り組む自主活動グループ数	130グループ ※	190グループ

※ 年度末見込値

○ 成果指標の考え方

- ・ 高齢者がボランティア活動などの地域貢献活動や介護予防に取り組むことで、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりの促進に繋がることから、これらの活動を支援する高齢者等地域活動支援ポイント事業の参加者数を成果指標として設定するほか、高齢者自ら介護予防に取り組むことで、健康寿命の延伸が図られることから、地域で介護予防に取り組む自主活動グループ数を成果指標として設定します。
- ・ なお、平成29年度目標値は、本市が実施した平成26年度高齢者調査において「今後、生きがいにしたいこと」について把握しており、このうち「社会貢献活動」と回答した高齢者の割合が7.9%であることから、これらの高齢者の参加を見込み、平成29年度の高齢者人口のうち7.9%の事業参加を目標として設定するほか、地域で介護予防に取り組む自主活動グループについては、毎年度、新たに20グループの登録を見込み設定します。

● 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

高齢者の状況に応じた適切な福祉サービスの提供や、成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度の利用支援、さらには、認知症の高齢者への支援の充実を図ることにより、高齢者一人ひとりが誇りを持ち、自分らしい生き方を続けることができる、「いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現」を目指します。

【成果指標】

成果指標	平成26年度	平成29年度目標値
認知症に対する地域の理解促進 (認知症の人に対する偏見がないと思う人の割合)	24.6%	50.0%
認知症サポーター数	19,000人 ※	25,000人

※ 年度末見込値

○ 成果指標の考え方

- ・ 認知症に対する正しい理解が促進されることにより、たとえ認知症になっても自分らしさを持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能となることから、認知症に関する正しい理解を図る指標として、「認知症に対する地域の理解促進」を成果指標として設定するとともに、認知症について正しい理解を持ち、認知症の人やその家族を支える「認知症サポーター数」についても成果指標として設定します。
- ・ なお、平成29年度目標値は、本市が実施した平成26年度認知症に関するアンケート調査において「認知症の人に対する偏見がない」、「どちらかといえば偏見がない」との回答割合の合計が24.6%となっていることから、市民の半数が認知症に対する理解が促進されていることを目標として設定するとともに、「認知症サポーター数」については、国の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」において、平成29年度の認知症サポーター数を総人口の5%（600万人）とすることを目標としていることから、本市においても同様に見込みます。



● 基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

介護サービスの充実を図るとともに、介護サービスの質の向上に向けた取組を進めるほか、在宅医療・介護の連携を図ることにより、高齢者本人やその家族が安心して利用できる介護保険事業を運営することで「介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現」を目指します。

【成果指標】

成果指標	平成26年度	平成29年度目標値
ケアプランに対する満足度	89.7% ※	93.7%
医療・介護に関する研修会等の受講者数	770人 ※	1,000人

※ 年度末見込値

○ 成果指標の考え方

- ケアプラン（介護サービス計画）は、ケアマネジャーが、介護サービスを利用する本人とその家族や介護サービスを提供する事業者を交えて話し合い作成されるものであり、また、ケアマネジャーは、作成したケアプランどおりにサービスが提供されているか、サービス内容が適切であるか、利用しているサービスに対して利用者は満足しているかをモニタリングし、次のケアプラン作成に繋げることから、ケアプランに対する満足度を成果指標として設定するほか、今後の高齢化により、医療や介護サービスの利用は急速に拡大することが見込まれる中、医療従事者や介護従事者などへの支援が必要となることから、多様化する高齢者のニーズに対応できる人材の育成支援に繋がる研修会等の受講者数を成果指標として設定します。
- なお、平成29年度目標値は、前回同様、平成26年度介護サービス利用者実態調査において把握した「ケアプランの満足度」のうち「不満である」「やや不満である」と回答した4%を「満足している」となることを目指して設定するほか、研修会等については、従来の事業に加え、在宅療養支援体制の構築に向けた新たな研修事業に取り組むことから、当該事業への参加者の増加を見込み設定します。



## 第4章

### 施策・事業の展開

---



**第4章 施策・事業の展開**

1 計画の体系

今後、推進すべき高齢者福祉施策について、第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画に引き続き、本計画においても次の4つの基本目標を設定しました。また、基本目標を実現するための施策を、「施策の方向性」、「施策」という体系で次のとおり整理しています。

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
健康で生きがいをもち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現	1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現	地域で支える 保健・福祉体制の充実	地域の総合的なネットワーク機能の充実
			ボランティア活動・市民活動の推進
			多様なサービスの担い手となる地域人材の育成
		高齢者にやさしい まちづくりの推進	意識のバリアフリーの推進
			公共施設などのバリアフリー化の推進
		安全で安心な暮らしの確保	安全で安心な地域生活の確保
			地域の見守りと支援体制の充実
			高齢者の多様な住まいの支援
		2 健康で生きがいのある 豊かな生活の実現	介護予防による 健康寿命の延伸
	地域主体の介護予防の展開		
	生きがいづくりの促進		交流の場、交流機会の提供
			学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供
	社会参画と社会貢献の促進		社会参加活動の環境整備
		高齢者の就業支援	
		高齢者の外出支援の充実	

第4章 施策・事業の展開

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
健康で生きがいをもち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現	3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現	福祉サービスの提供	高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供
			介護者への支援
		認知症高齢者等対策の充実	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進
			医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実
			認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進
		権利擁護制度の利用支援	成年後見制度などの利用支援
		4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現	介護保険事業の充実
	介護保険制度改正への対応		
	介護保険制度の円滑な運営		
	介護サービスの質の向上		サービスの質の確保・向上
			介護人材の育成・支援
			市民への積極的な情報提供
	在宅医療・介護連携の推進		地域療養支援体制の整備
		在宅医療・介護サービスの情報の共有支援	

なお、本計画では、「成果指標対象」に選定した事業のほか、重点課題の解決に結びつく事業を「主要事業」に選定し、「成果指標対象事業」と合わせ、宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において定期的に進行管理を行っていきます。

## 2 施策・事業の展開

本計画は、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、将来にわたっていきいきと暮らすことができるよう、多様な地域資源の連携によって、高齢者自身はもとより、その家族を地域で支えるとともに、高齢者自らが主役の一人として活躍することができる社会を目指した施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的とするものです。

このため、高齢者とその家族への支援を計画の中心に位置づけ、市民（地域）と行政とが一体となって、様々な高齢者支援の施策・事業を展開することで、基本理念の実現を目指します。

### ○ 基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現

#### 1 地域で支える保健・福祉体制の充実

##### (1) 地域の総合的なネットワーク機能の充実

多くの高齢者は要介護状態になっても、自分が住み慣れた地域での生活を継続したいという希望を持っています。このため、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、地域ネットワークの充実を図ります。

【事業・取組名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[1]	地域会議などを活用した地域ネットワークの充実	◎	★

#### ○ 地域会議

地域の実情等を十分に把握している機関と地域包括支援センターが連携を図り、高齢者等の多様なニーズに的確に対応することで、高齢者等が住み慣れた地域において安心して生活できる環境づくりを目的に開催する会議です。会議の参加者は、連合自治会区を単位（39地区）に、自治会役員、民生委員・児童委員、地区社協、その他（医師、ボランティア、警察官、消防団員等）の委員で構成されています。



(2) ボランティア活動・市民活動の促進

ボランティア活動や市民活動は、特別な人が行う特別な活動ではなく、日常生活に密接に関連し、一人ひとりの生活をより良いものにしていこうという感覚や活動意欲の中から、市民が自発的に参加・活動するもので、地域社会を豊かにする上でとても大切なものです。今後、さらなる高齢化の進行が見込まれる中で、豊富な知識や経験を持つ高齢者が、地域社会の中でその能力や役割を発揮し、活躍できる環境づくりが重要となることから、高齢者が積極的にボランティア活動等に取り組めるよう、機会や環境の整備に努めます。

【事業・取組名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[2]	ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営		
[3]	ボランティア養成講座等の充実		★

(3) 多様なサービスの担い手となる地域人材の育成（地域支援事業の充実）

介護保険法の改正により、予防給付の訪問介護・通所介護が、市町村が実施する地域新事業に移行することから、円滑な移行に向け、NPOやボランティア団体など、地域の実情に応じた多様な主体が多様な生活支援サービスを提供する体制づくりや住民がサービスの担い手となる環境づくりを進めます。

【事業・取組名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[4]	生活支援コーディネーターの配置の検討		
[5]	NPOやボランティア団体など多様なサービスの担い手の確保		



## 2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

### (1) 意識のバリアフリーの推進

だれもが暮らしやすいと感じるまちをつくるためには、「ノーマライゼーション」の考え方を推進し、分け隔て無く、すべての人を地域で包含していく必要があります。お互いの人権を尊重しあい、お互いを思い合うためには、ハード面でのバリアフリー化のみならず、高齢者や障がい者などに対する理解を広めていくことが重要となることから、「意識のバリアフリー」を進めるために必要な取組を進めます。

#### 【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[6]	こころのユニバーサルデザイン運動の推進		
[7]	広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進		
[8]	「宇都宮市民福祉の祭典」の実施		
[9]	出前保健福祉講座の利用促進		
[10]	学校における福祉教育の充実		
[11]	敬老のこころを育む取組の推進（敬老会の開催支援）		

(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進

加齢に伴い身体の機能が低下した高齢者など、誰もが主体性・自主性を持って安心して生活できるまちづくりを推進していくことが重要です。

高齢者のみならず、誰もが安全・安心した生活を送れるよう、建築物や道路等のバリアフリー化による安全性や利便性の向上を進め、高齢者への身体負担の少ないまちを目指します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[12]	市有建築物等のバリアフリーの推進		
[13]	道路のバリアフリーの推進		
[14]	公園のバリアフリーの推進		
[15]	車両等のバリアフリーの推進		

### 3 安全で安心な暮らしの確保

#### (1) 安全で安心な地域生活の確保

近年、高齢者が関わる交通事故や、高齢者が被害者となる特殊詐欺などが増加する一方で、高齢者が加害者となる事件や事故も増加しています。このため、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安全で安心した生活を続けることができるよう、交通安全や防犯に関する対策を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[16]	高齢者に対する交通安全教育の実施		
[17]	防犯教育の推進		
[18]	高齢者の状況に配慮した防犯の意識を高める広報・啓発		
[19]	消費生活情報の提供の充実 (地域包括支援センターなどと連携した消費生活情報の提供)		★

#### (2) 地域の見守りと支援体制の充実

今後ますます少子高齢社会が進展するなか、支援を必要とする人に対し、行政のみならず地域住民が互いに助け合い、支えあうまちづくりを進めていく必要があります。このため、地域のなかで起こるさまざまな生活課題に対応するため、地域住民同士の助け合いを促進し、地域包括支援センターや民生・児童委員、自治会、自主防災組織などとの連携のもと、一人暮らしの高齢者などへの見守りや、災害時に高齢者や障がい者などの要援護者を支援する体制の整備に努めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[20]	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進		★
[21]	災害時要援護者支援事業の推進		★
[22]	地域における自主防災組織の育成・強化		

(3) 高齢者の多様な住まいの支援

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立し安心して在宅生活を営む上で、住宅のバリアフリー化が必要とされることから、引き続き、高齢者の住宅改修に対して補助を行い、個人の既存住宅のバリアフリー化を支援するとともに、高齢者用住宅（シルバーハウジング）の提供やサービス付き高齢者向け住宅の普及促進など、高齢者の多様な住まいの確保に向けた支援に努めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[23]	高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施		
[24]	住宅改修支援事業の実施		
[25]	高齢者用住宅（シルバーハウジング）の提供		
[26]	生活援助員派遣事業の実施		
[27]	サービス付き高齢者向け住宅の普及促進		
[28]	住宅改修等に関する相談の実施		

## ○ 基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

### 1 介護予防による健康寿命の延伸

#### (1) 健康づくり事業の推進

加齢に伴う生活機能低下の抑制や生活の質の向上のため、身体機能の維持・向上、健康寿命の延伸に向け、健康診査や予防接種事業の実施に加え、高齢者一人ひとりに合った健康づくりなど、日頃から高齢者自らが主体的に健康づくりを行うことができるよう努めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[29]	健康づくり実践活動の促進 (健康づくり推進員・食生活改善推進員と連携した地域主体の健康づくりの促進)		★
[30]	健康教育・健康相談の実施		
[31]	特定健康診査（健康診査）の実施		
[32]	高齢者インフルエンザ予防接種事業の実施		
[33]	高齢者肺炎球菌予防接種事業の実施		

(2) 地域主体の介護予防の展開

要介護状態になるおそれのある高齢者を含め、広く介護予防の必要性や重要性を呼びかけるとともに、介護予防の成果の把握に努めていきます。また、高齢者自身が主体的に、また、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、コミュニティーセンターや保健センター、公民館など高齢者の身近な場所で介護予防事業を実施します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[34]	介護予防の成果把握に向けた取組の推進		
[35]	介護予防講演会の開催		
[36]	はつらつ教室などの開催		
[37]	いきいき健康サッカー教室・いきいき健康自転車教室・いきいき健康バスケットボール教室の開催		
[38]	通所型二次予防事業の充実		
[39]	訪問型二次予防事業の実施		
[40]	地域での介護予防活動への支援 (介護予防の自主活動グループに対する専門職の派遣による支援)	◎	★

2 生きがいづくりの促進

(1) 交流の場、交流機会の提供

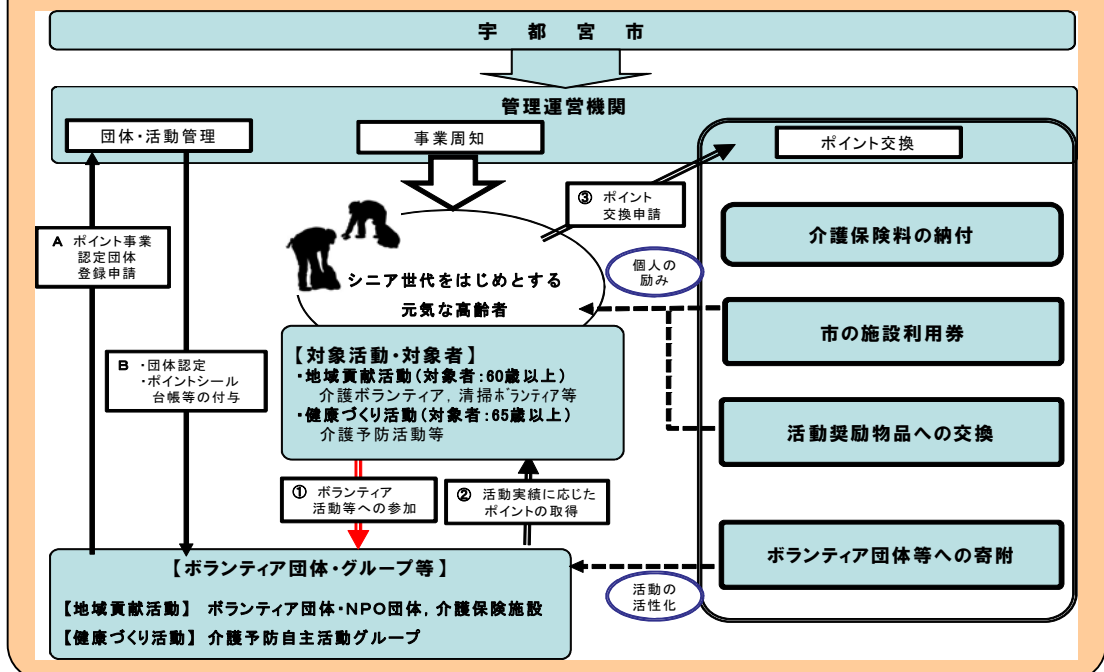
健康を保持していくためには、高齢者が生きがいを持って生活することが重要です。このため、今後も、老人福祉センターなどの施設を活用した生きがいづくりや交流の機会の創出を図り、各種講座の充実に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりとして、老人クラブ活動の活性化及び会員の加入促進に向けた周知などの支援を推進します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業		
[41]	老人福祉センターを活用した生きがいづくりの推進や相談機能の充実 (ねんりんピックでの機運の高まりを継続するため、老人福祉センターで太極拳講座を実施)	
[42]	茂原健康交流センターを活用した生きがいづくりや世代間・地域間交流の促進	
[43]	老人クラブ活動の育成・支援	★
[44]	高齢者等地域活動支援ポイント事業の本格実施 (平成26年度からポイント付与について先行実施していたものを平成27年度からポイント交換も含め本格実施する)	◎ ★

○ 高齢者等地域活動支援ポイント事業

高齢者が充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるよう、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを促進することを目的として、地域貢献活動や健康づくりなどの活動に対しポイントを付与し、貯めたポイントを市の施設利用券やバスカードなどの活動奨励物品等に交換する事業です。



(2) 学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供

高齢者をはじめとした市民の学習意欲や、多様な活動への参加意識の変化に対応するため、引き続き、生涯学習やスポーツ大会などの文化・スポーツ行事に気軽に参加できる場や機会の提供のほか、郷土の伝統文化や生活文化、民話、遊びなどの地域文化の伝承活動などにより市民の文化活動の向上を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[45]	生涯学習支援の推進		
[46]	地域教育活動への参加促進		
[47]	高齢者向けスポーツ活動の推進		
[48]	スポーツ広場整備補助事業の推進		
[49]	地域スポーツクラブの育成・活動支援		
[50]	文化活動における人材の登録と活用		
[51]	地域文化の伝承		



3 社会参画と社会貢献の促進

(1) 社会参加活動の環境整備

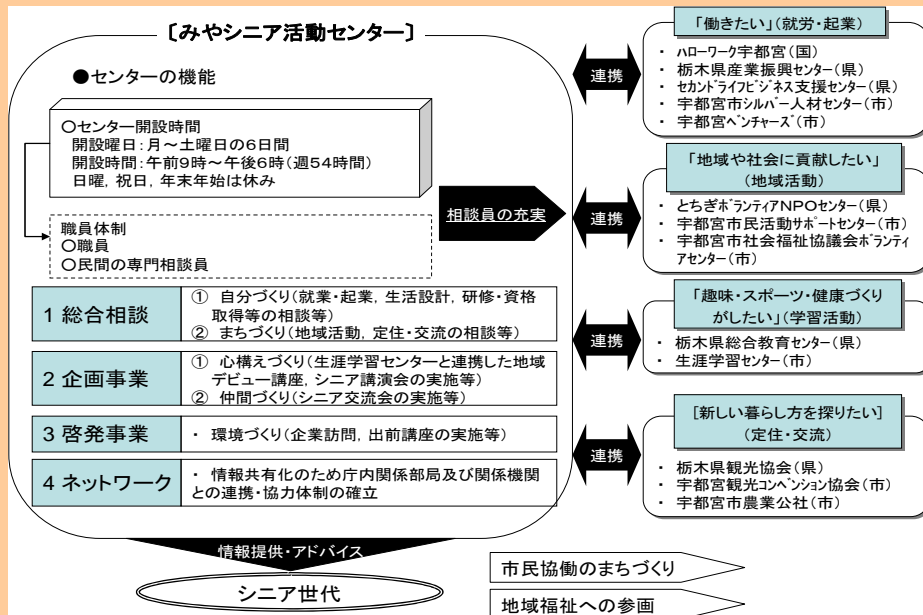
豊富な知識や経験を持つ高齢者が、地域活力を維持・向上する一助となるよう、「みやシニア活動センター」が、関係機関や団体との連携を図りながら、高齢者の多様なニーズに対し、適切な情報提供を行います。また、高齢者等の社会参加、健康づくり及び生きがいづくりを促進するため、高齢者等地域活動支援ポイント事業を実施し、高齢期の充実に努めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[52]	みやシニア活動センター事業の推進 (高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実)		★
再掲 [44]	高齢者等地域活動支援ポイント事業の本格実施 (平成 26 年度からポイント付与について先行実施していたものを平成 27 年度からポイント交換も含め本格実施する)	◎	★

○ みやシニア活動センター

みやシニア活動センターは、平成 20 年に、団塊世代を中心とするシニア世代の知識や経験を本市の進めるまちづくりや、地域福祉の展開に積極的に活かすとともに、第 2 の人生を健康でいきいきと暮らすことができるよう支援することを目的に設置されたセンターです。



(2) 高齢者の就業支援

高齢者の生きがいの充実や社会参加に向け、長年培ってきた知識や経験を活かすことができるよう就業機会の確保に向けた支援を進めます。このため、宇都宮市シルバー人材センター事業に対する支援を行うとともに、みやシニア活動センターでのキャリアカウンセラーによる企業等への再就職や起業等の専門相談を行うなど、個人のニーズに応じた支援を行います。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[53]	シルバー人材センター事業の支援		
[54]	みやシニア活動センター事業の充実 (キャリアカウンセラーによる専門相談機能の充実)		
[55]	「就農支援ネットワーク会議」による就農相談		

(3) 高齢者の外出支援の充実

高齢者が安心して積極的に外出することができるよう、主要な公共交通機関であるバスを移動手段とした外出支援を行うとともに、高齢者をはじめとした市民が、移動しやすく利用しやすい生活交通の確保に向け、地域の実情にあった地域内交通の導入を推進します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[56]	高齢者外出支援事業の推進（高齢者専用バス乗車券購入費助成）		
[57]	地域内交通導入の促進		

## ○ 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

### 1 福祉サービスの提供

#### (1) 高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して快適に過ごせるよう、これまで実施してきた福祉サービスはもとより、社会情勢や生活状況の変化により多様化している高齢者のニーズに対応できるよう、必要な福祉サービスの検討を行います。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[58]	高齢者等ホームサポート事業の実施		
[59]	生きがい対応型デイサービス事業の実施		
[60]	高齢者短期宿泊事業の実施		
[61]	無料入浴券交付事業の実施		
[62]	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の実施		
[63]	老人福祉補聴器交付事業の実施		
[64]	緊急通報システム事業の実施		
[65]	食の自立支援事業（配食サービス）の実施		

(2) 介護者への支援

介護を必要とする高齢者はもとより、介護をする家族の精神的・身体的な負担の軽減は在宅福祉を実現していく上で重要です。このため、介護に関する知識や介護技術の習得の場の充実、また、介護している介護者の相互交流の場の充実に加え、地域全体で見守ることへの住民意識の向上を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[66]	家族介護教室の開催		★
[67]	在宅高齢者家族介護慰労金の支給		
[68]	はいかい高齢者等家族支援事業の実施		

## 2 認知症高齢者等対策の充実

### (1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進

急速な高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれています。このため、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発事業に取り組みます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[69]	宇都宮市みんなで考える認知症月間事業の充実		
[70]	認知症サポーター等の養成・支援の推進 (企業や小・中学校など多様な場での講座の実施)	◎	★

### (2) 医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどが提供されるよう、提供の流れを示した認知症ケアパスの実現化を図ります。また、日常生活圏域を単位に、地域特性を生かしたネットワークづくりを目指し、医師会や地域包括支援センターなどが相互に連携した認知症ケア体制を構築し、早期発見はもとより早期段階からの適切なサービス提供を行います。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[71]	認知症初期集中支援チームの設置に向けた取組 (「認知症疾患医療センター」との連携による検討)		★
[72]	認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援		★
[73]	認知症ガイドブック(ケアパス)の作成・配布		
[74]	地域包括支援センターを中心とした医療・介護従事者の連携強化 (「(仮称)認知症ケアパス推進会議」による地域での困難事例に関する研修を通じた医療・介護従事者の連携強化)		
[75]	認知症早期発見チェックリスト等の配布		
[76]	脳ドック受診補助		

(3) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療・介護・福祉の専門職が緊密に連携した切れ目のない認知症ケア体制と合わせ、近所の住民による見守りなどの地域づくりが重要です。このため、認知症の人やその家族を支える関係機関や団体などの連携強化につながる場を設けるなど、認知症の人やその家族を支える地域ネットワークの充実を図るための取組を推進します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[77]	認知症サロン（オレンジサロン）の推進		★
再掲 [66]	家族介護教室の開催		★
再掲 [68]	はいかい高齢者等家族支援事業の実施		

### 3 権利擁護制度の利用支援

#### (1) 成年後見制度などの利用支援

近年、家庭や介護施設などでの高齢者虐待が社会的な問題となっています。本市では、高齢者虐待に対応するため、市役所や地域包括支援センターなどに相談窓口を設置するとともに、障がい者や DV 等の関係機関との情報共有や連携強化を図ります。また、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、介護事業者や地域の民生委員などとも連携して虐待の防止・解消に努めています。今後も、成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度の周知に努めるとともに、制度の利用に向けた支援を行います。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[78]	成年後見制度の周知・理解促進		
[79]	権利擁護事業の推進（法人後見の推進，担い手の育成）		★
[80]	権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進		
[81]	老人措置事業の実施		

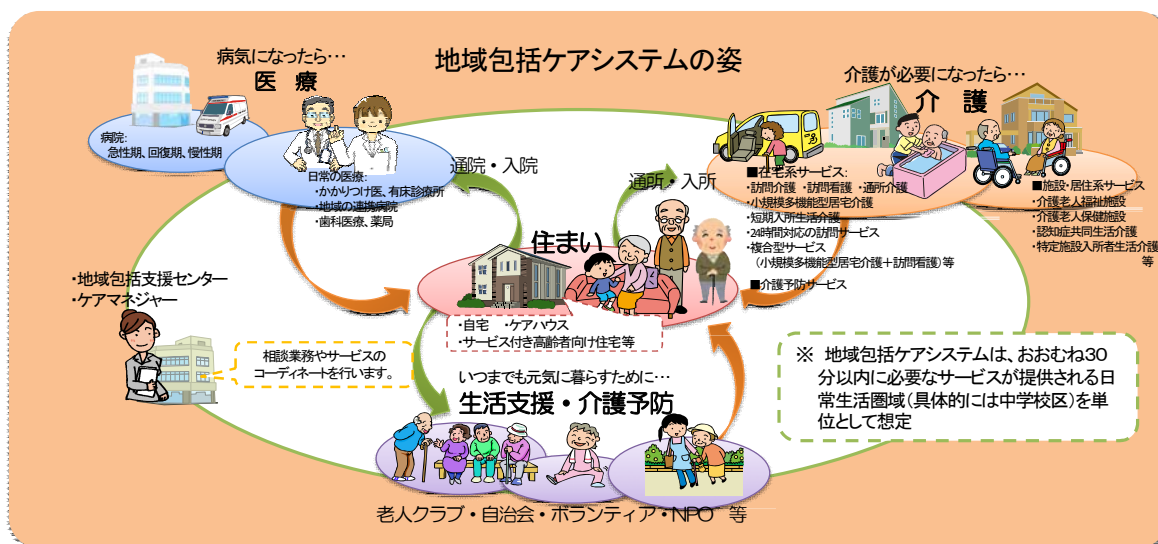
○ 基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

1 介護保険事業の充実

多くの高齢者は、要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活を続けたいという希望を持っており、できるだけ生活の場を変えることなく、日常の生活の場（日常生活圏）において、必要なサービスを受けられる体制の構築が重要となります。

このため、本市では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、介護保険事業の充実を図ります。

(参考) 地域包括ケアシステムのイメージ



(出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」)



(1) 介護サービスの提供

介護を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けながら、それぞれの有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、第5期計画における日常生活圏域を引継ぎ、本計画期間の中で必要となる介護サービス量を見込みます。

○ 日常生活圏域の考え方

「地域包括ケア」の実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といい、国においては、概ね30分以内で駆けつけられる圏域としています。

○ 宇都宮市の日常生活圏域

本市の「日常生活圏域」は、人口、自治会の区域、生活形態、地域活動の状況や、地域特性、地域各種団体との連携強化の観点から、第3期介護保険事業計画で設定した圏域を、引き続き設定します。

また、「日常生活圏域」は、地域密着型サービスの基盤整備の単位であるとともに、地域支援事業を推進する地域包括支援センターの担当圏域でもあります。

[宇都宮市の日常生活圏域]



[表 33 宇都宮市の日常生活圏域と地域包括支援センター]

日常生活圏域		地域包括支援センター
1	中央・築瀬・城東	地域包括支援センター 御本丸
2	陽南・宮の原・西原	地域包括支援センター ようなん
3	昭和・戸祭	地域包括支援センター きよすみ
4	今泉・錦・東	地域包括支援センター 今泉・陽北
5	西・桜	地域包括支援センター さくら西
6	御幸・御幸ヶ原・平石	鬼怒 地域包括支援センター
7	清原	地域包括支援センター 清原
8	瑞穂野	地域包括支援センター 瑞穂野
9	峰・泉が丘	地域包括支援センター 峰・泉が丘
10	石井・陽東	地域包括支援センター 石井・陽東
11	横川	よこかわ 地域包括支援センター
12	雀宮（東）	地域包括支援センター 雀宮
13	雀宮（西）・五代若松原	地域包括支援センター 雀宮・五代若松原
14	緑が丘・陽光	緑ヶ丘・陽光 地域包括支援センター
15	姿川（北部）・富士見・明保	地域包括支援センター 砥上
16	姿川（南部）	姿川南部 地域包括支援センター
17	国本	くにもと 地域包括支援センター
18	細谷・宝木	地域包括支援センター 細谷・宝木
19	富屋・篠井	富屋・篠井 地域包括支援センター
20	城山	城山 地域包括支援センター
21	豊郷	地域包括支援センター 豊郷
22	かわち（古里中学校区）	地域包括支援センター かわち
23	田原（田原中学校区）	田原地域包括支援センター
24	奈坪（河内中学校区）	地域包括支援センター 奈坪
25	上河内	上河内地域包括支援センター

### ア サービス基盤整備の推進

一層の高齢化に備えるとともに、在宅生活が困難な要介護者などへの適切なサービスの提供を目指し、施設・居住系サービスの整備を進めます。

なお、本計画における施設・居住系サービスについては、第5期同様、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所申込状況調査」等に基づき、特別養護老人ホーム等の施設への入所が必要な方を把握して策定していますが、その策定にあたっては、国の介護保険制度改正により、特別養護老人ホームの中重度者へ重点化が図られたことを踏まえ、家族の高齢化に伴う介護力の低下などにより、在宅での生活が困難な方が円滑に入所できるよう、施設への入所必要性が高い者の数を見込みました。

#### ① 施設・居住系サービスへの入所の必要性が高いと考える者の見込みについて （調査概要）

- ・ 調査名称 : 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所申込状況調査
- ・ 調査基準日 : 平成26年5月1日
- ・ 調査対象施設 : 市内33施設（うち地域密着型介護老人福祉施設6施設）

市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所申込を行っている者のうち、入所の必要性が高いと考える者の見込みについては[表34 68ページ]のとおりです。

#### ○ 入所の必要性の判断基準

- ・ 要介護1～3の者 : 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ・Ⅴの方（\*）
- ・ 要介護3の者 : 栃木県作成「特別養護老人ホームへの入所申込者評価基準」により家族の介護力が低いと見込まれる者
- ・ 要介護4・5の者 : 全員

\* 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準については7ページ参照

[表 34 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所申込状況調査結果]（単位：人）

要介護度	申込者 *介護老人福祉施設・重複申込 宇都宮市以外の被保険者を除く	入所の必要性が高いと 考える申込者	
		自立度Ⅳ	自立度M
要介護度1	66人	3人	2
要介護度2	142人	11人	9
要介護度3	252人	80人 ※(37人)	39
要介護度4	290人	200人	/
要介護度5	187人	129人	
合計	937人	423人	

※ 上記の（）内の人数については、栃木県作成「特別養護老人ホームへの入所申込者評価基準」による家族の介護力が低いと見込まれる者

② 施設・居住系サービス基盤整備の対象となる者

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所の必要性が高いと考える

- a 要介護4・5の者 329人
- b 要介護3のうち家族の介護力が低いと見込まれる者 37人
- c 要介護1～3で認知症高齢者の日常生活自立度Mの者 7人

の計373人に

(a) 平成26年5月以降に供用開始となる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備床数79床（広域型50床，地域密着型29床）と介護老人保健施設の空床数を加味した値を減じる。

(b) 上記(a)の値に，高齢者人口の増加率を乗じ，計283人を施設整備の対象となる者として見込みます。

## 第4章 施策・事業の展開

- (イ) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入所の必要性が高いと考える
- a 要介護1～3で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳの者 50人
  - b 上記aの値に、高齢者人口の増加率を乗じ、計57人を施設整備の対象となる者として見込みます。
  - c 既存の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の空床数を加味し、1施設2ユニット（18床）を基本に3施設（54床）を見込みます。

### ③ 特定施設入居者生活介護の整備（指定）数と利用者数の見込み

特定施設入居者生活介護については、高齢者が元気なうちから多様な住まいを自由に選択できるよう指定を行うもので、本計画では40床を見込みます。

[表 35 介護保険3施設の整備数の見込み] (単位：床)

区分	単位	第5期	第6期介護保険事業計画		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	整備累計(①+②)	1,833床	1,902床	2,021床	2,120床
	整備数(①+②)	—	69床	119床	99床
広域型 ①	整備累計	1,630床	1,670床	1,760床	1,830床
	整備数	—	40床	90床	70床
地域密着型 ②	整備累計	203床	232床	261床	290床
	整備数	—	29床	29床	29床
介護老人保健施設	整備累計	1,038床	1,038床	1,038床	1,038床
	整備数	—	0床	0床	0床
介護療養型医療施設	整備累計	394床	394床	394床	394床
	整備数	—	0床	0床	0床

[表 36 認知症対応型共同生活介護の整備数の見込み] (単位：床)

区分	単位	第5期	第6期介護保険事業計画		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	整備累計	351床	405床	405床	405床
	整備数	—	54床	0床	0床

[表 37 特定施設入居者生活介護の整備数の見込み] (単位：床)

区分	単位	第5期	第6期介護保険事業計画		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定施設入居者生活介護	整備累計	675床	675床	675床	715床
	整備数	—	0床	0床	40床

イ サービス量の確保

① 要介護・要支援認定者数の見込み

要介護・要支援認定者数については、以下の手順により見込みます。

(ア) 平成24年度から平成26年度の要介護・要支援認定者の認定率を基に、将来の認定率を見込む。

(イ) 高齢者人口推計(12ページ)に(ア)の認定率を乗じる。

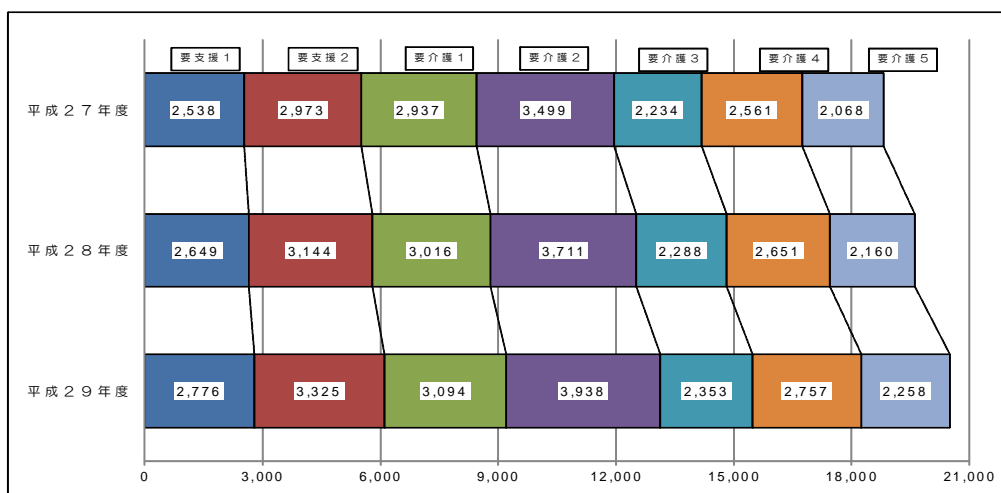
[表38 要介護・要支援認定者数の見込み]

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成32年度 (2020年)	平成37年度 (2025年)	平成42年度 (2030年)
要支援1	2,538	2,649	2,776	推 計	3,102	3,582	4,136
要支援2	2,973	3,144	3,325		3,778	4,503	5,367
要介護1	2,937	3,016	3,094		3,393	3,959	4,619
要介護2	3,499	3,711	3,938		4,554	5,281	6,124
要介護3	2,234	2,288	2,353		2,605	3,132	3,766
要介護4	2,561	2,651	2,757		3,234	3,889	4,677
要介護5	2,068	2,160	2,258		2,537	2,985	3,512
合計	18,810	19,619	20,501		23,203	27,331	32,201

[表39 要介護・要支援認定者数の見込み]

(単位：人)



② 介護給付（予防給付）サービス量の見込み

- 現在も提供しているサービスについては、平成 24 年度と平成 25 年度の給付実績等を基に、サービス量を見込みます。
- 平成 28 年 4 月から導入される地域密着型通所介護については、定員 18 人以下の小規模通所介護事業所が提供するサービスが対象となります。このため、第 6 期のサービス見込量の設定にあたっては、既存の小規模通所介護事業所数を基に、サービス量を見込みます。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、新たな指定（整備）によりサービス量の増加が見込まれるものについては、その指定（整備）に合わせ個別にサービス量を見込みます。



[表 40 介護（予防）給付サービス量の見込み]

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>居宅サービス</b>				
訪問介護	回数	447,242	478,620	512,199
訪問入浴介護	回数	11,272	11,188	11,104
訪問看護	回数	56,166	60,279	64,694
訪問リハビリテーション	回数	5,360	6,739	8,473
居宅療養管理指導	人数	16,252	18,069	20,090
通所介護	回数	558,425	442,844	473,934
通所リハビリテーション	回数	76,594	78,385	80,218
短期入所生活介護	日数	128,887	133,233	137,726
短期入所療養介護	日数	1,820	1,562	1,341
特定施設入居者生活介護	人数	6,932	6,932	7,293
福祉用具貸与	人数	56,831	61,485	66,521
特定福祉用具販売	人数	1,311	1,326	1,341
住宅改修	人数	845	892	941
居宅介護支援	人数	86,368	90,739	95,331
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	人数	20,028	21,096	21,936
介護老人保健施設	人数	11,916	11,916	11,916
介護療養型医療施設	人数	3,408	3,408	3,408
療養病床からの転換分	人数	0	0	0
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	270	540	540
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	19,752	19,996	20,243
小規模多機能型居宅介護	人数	3,054	3,328	3,602
認知症対応型共同生活介護	人数	4,200	4,428	4,656
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	2,772	3,108	3,456
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0
地域密着型通所介護	回数	0	154,785	165,652
<b>介護予防サービス</b>				
介護予防訪問介護	人数	15,891	16,221	8,278
介護予防訪問入浴介護	回数	19	13	9
介護予防訪問看護	回数	5,087	5,885	6,808
介護予防訪問リハビリテーション	回数	658	675	693
介護予防居宅療養管理指導	人数	1,284	1,538	1,843
介護予防通所介護	人数	19,357	20,409	10,759
介護予防通所リハビリテーション	人数	2,391	2,279	2,173
介護予防短期入所生活介護	日数	2,759	2,683	2,609
介護予防短期入所療養介護	日数	16	15	14
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,157	1,157	1,287
介護予防福祉用具貸与	人数	12,545	14,249	16,183
特定介護予防福祉用具販売	人数	317	299	282
介護予防住宅改修	人数	410	414	418
介護予防支援	人数	45,083	49,919	55,274
<b>地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	155	196	249
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	420	458	496
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	12	12	12

[表 41 地域密着型サービスの日常圏域ごとの整備量の目標] (単位：人)

圏域区分	地区	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			小規模多機能型居宅介護			認知症対応型通所介護		
		現況	27~29年度整備数	累計	現況	27~29年度整備数	累計	現況	27~29年度整備数	累計
1	中央・築瀬・城東	0	⑤	125	25	③	75	0	①	145
2	陽南・宮の原・西原	0			0			24		
3	昭和・戸祭	0			25			0		
4	今泉・錦・東	0			0			0		
5	西・桜	0			0			3		
6	御幸・御幸ヶ原・平石	0			24			12		
7	清原	0			25			24		
8	瑞穂野	0			0			0		
9	峰・泉が丘	0			25			0		
10	石井・陽東	0			0			0		
11	横川	0			25			0		
12	雀宮(東部)	0			25			10		
13	雀宮(西部)・五代若松原	0			25			12		
14	緑が丘・陽光	0			24			12		
15	姿川(北部)・富士見・明保	0			25			12		
16	姿川(南部)	0			25			0		
17	国本	0			25			0		
18	細谷・宝木	0			25			0		
19	富屋・篠井	0			0			0		
20	城山	0			25			0		
21	豊郷	0			25			12		
22	かわち(古里中学校区)	0			0			12		
23	田原(田原中学校区)	0			0			0		
24	奈坪(河内中学校区)	0			0			0		
25	上河内	0			25			0		
合計		0 (※1)	125 (※2)	125	398	75 (※3)	473	133	12 (※4)	145
整備済圏域数		5			19			11		

(※1) 第6期介護保険事業計画から新規

(※2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、計画期間中、市内5か所の整備を実施予定

(※3) 小規模多機能型居宅介護については、計画期間中、市内3か所の整備を実施予定

(※4) 認知症通所介護については、計画期間中、市内1か所の整備を実施予定

(単位：床)

圏 域 区 分	地 区	認知症対応型 共同生活介護			地域密着型 介護老人福祉施設		
		現況	27~29 年度 整備数	累計	現況	27~29 年度 整備数	累計
1	中央・築瀬・城東	0	③		0	③	
2	陽南・宮の原・西原	18			0		
3	昭和・戸祭	18			0		
4	今泉・錦・東	18			0		
5	西・桜	27			0		
6	御幸・御幸原・平石	27			0		
7	清原	18			29		
8	瑞穂野	18			29		
9	峰・泉が丘	18			0		
10	石井・陽東	18			0		
11	横川	18			0		
12	雀宮（東部）	0			0		
13	雀宮（西部）・五代若松原	27			0		
14	緑が丘・陽光	0			29		
15	姿川（北部）・富士見・明保	18			0		
16	姿川（南部）	0			29		
17	国本	18			29		
18	細谷・宝木	18			0		
19	富屋・篠井	27			0		
20	城山	0			0		
21	豊郷	18			29		
22	かわち（古里中学校区）	9			0		
23	田原（田原中学校区）	0			29		
24	奈坪（河内中学校区）	0			0		
25	上河内	18			0		
合 計		351	54 （※5）	405	203	87 （※6）	290
整備済圏域数			21			10	

（※5） 認知症対応型共同生活介護については、計画期間中、3施設の整備を実施予定

（※6） 地域密着型介護老人福祉施設については、計画期間中、3施設の整備を実施予定

※ なお、第6期における密着型サービスの各年度における日常生活圏域ごとの整備計画については、被保険者のニーズ等を勘案しながら柔軟に対応します。

③ 市町村特別給付サービス量の見込み

本市では、市町村特別給付として「紙おむつ購入費の支給」に取り組んでおり、本計画についても継続して実施します。なお、本計画期間におけるサービス量については、これまでの給付実績を基に見込みます。

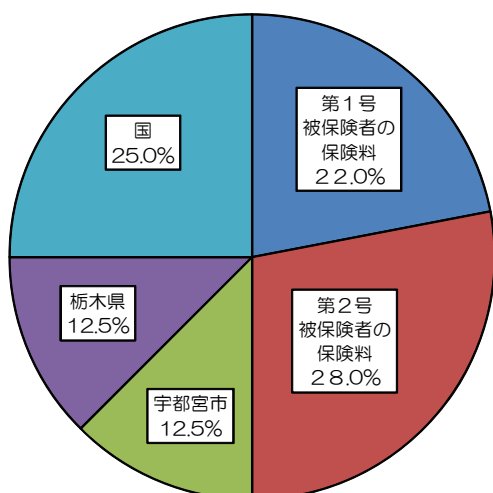
[表 42 市町村特別給付サービス量の見込み] (単位：件)

区 分	第6期		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市町村特別給付 (紙おむつ購入費の支給)	38,400	39,973	41,524

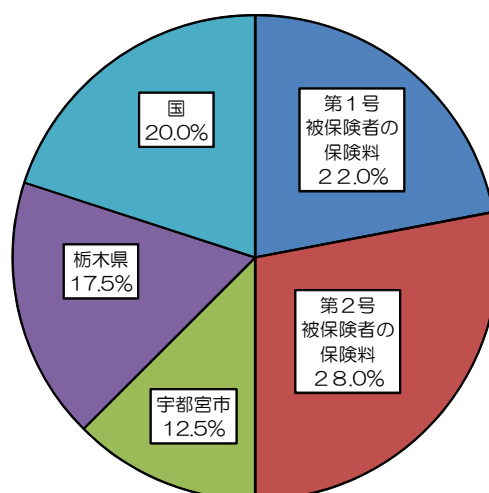
④ 保険給付費にかかる財源の仕組み

介護保険サービスを利用する場合、費用の1割が利用者の自己負担（一定以上の所得のある利用者については2割負担：平成27年8月から）となり、残りの9割が保険から給付されます。その財源の5割は、国、県、市町村が公費で負担し、残りの5割を被保険者の保険料で負担することとなります。なお、平成27年度から平成29年度の財源構成については、下図のとおりです。ただし、市町村特別給付に関しては、第1号被保険者の保険料のみでまかなわれています。

[表 43 居宅給付費の財源内訳]



[表 44 施設等給付費の財源内訳]



## ⑤ 保険給付費の見込み

## (ア) 介護給付費（予防給付費）の見込み

平成27年度から平成29年度までのサービス見込量に、サービス毎の単価を乗じて、平成27年度から平成29年度までの介護給付費（予防給付費）を見込みます。

[表 45 介護給付費の見込み]

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>居宅サービス</b>	10,616,853	9,946,926	10,560,718
訪問介護	1,690,982	1,784,494	1,883,176
訪問入浴介護	129,542	129,257	128,972
訪問看護	443,706	485,325	530,849
訪問リハビリテーション	37,553	49,107	64,218
居宅療養管理指導	123,392	135,484	148,762
通所介護	4,620,648	3,685,144	3,966,320
通所リハビリテーション	679,699	693,701	707,991
短期入所生活介護	1,073,803	1,113,533	1,154,734
短期入所療養介護	19,261	17,037	15,072
特定施設入居者生活介護	950,316	950,316	997,831
福祉用具貸与	806,135	860,307	918,120
特定福祉用具販売	41,816	43,221	44,673
住宅改修	95,422	102,731	110,600
居宅介護支援	1,108,247	1,161,775	1,217,889
<b>施設サービス</b>	8,626,187	8,859,604	10,705,338
介護老人福祉施設	4,404,106	4,637,523	6,483,257
介護老人保健施設	3,082,852	3,082,852	3,082,852
介護療養型医療施設	1,139,229	1,139,229	1,139,229
療養病床からの転換分	0	0	0
<b>地域密着型サービス</b>	2,463,929	3,969,045	4,254,379
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	35,971	71,941	71,941
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	213,158	217,293	221,508
小規模多機能型居宅介護	541,752	581,895	625,014
認知症対応型共同生活介護	979,576	1,032,474	1,085,129
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	693,472	777,382	864,448
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護		1,288,060	1,386,339
合計	22,910,638	24,040,081	26,848,924

[表 46 予防給付費の見込み]

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>介護予防サービス</b>	1,272,534	1,332,591	904,440
介護予防訪問介護	298,509	308,031	158,929
介護予防訪問入浴介護	140	90	58
介護予防訪問看護	34,998	40,231	46,245
介護予防訪問リハビリテーション	3,731	3,830	3,930
介護予防居宅療養管理指導	10,882	13,059	15,670
介護予防通所介護	621,193	656,788	347,211
介護予防通所リハビリテーション	97,276	93,375	89,630
介護予防短期入所生活介護	17,393	17,193	16,995
介護予防短期入所療養介護	102	99	97
介護予防特定施設入居者生活介護	105,999	105,999	118,189
介護予防福祉用具貸与	75,021	87,159	101,261
特定介護予防福祉用具販売	7,290	6,737	6,225
介護予防住宅改修	44,842	45,008	45,175
介護予防支援	158,565	165,319	172,363
<b>地域密着型介護予防サービス</b>	33,133	37,708	43,873
介護予防認知症対応型通所介護	1,423	2,741	5,282
介護予防小規模多機能型居宅介護	28,979	32,236	35,860
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,731	2,731	2,731
合計	1,509,074	1,580,626	1,165,851

⑥ 市町村特別給付費の見込み

本計画期間における給付費については、これまでの給付実績を基に見込みます。

[表 47 市町村特別給付費の見込み]

(単位：千円)

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市町村特別給付 (紙おむつ購入費の支給)	136,093	141,524	147,170

(2) 介護保険制度改正への対応

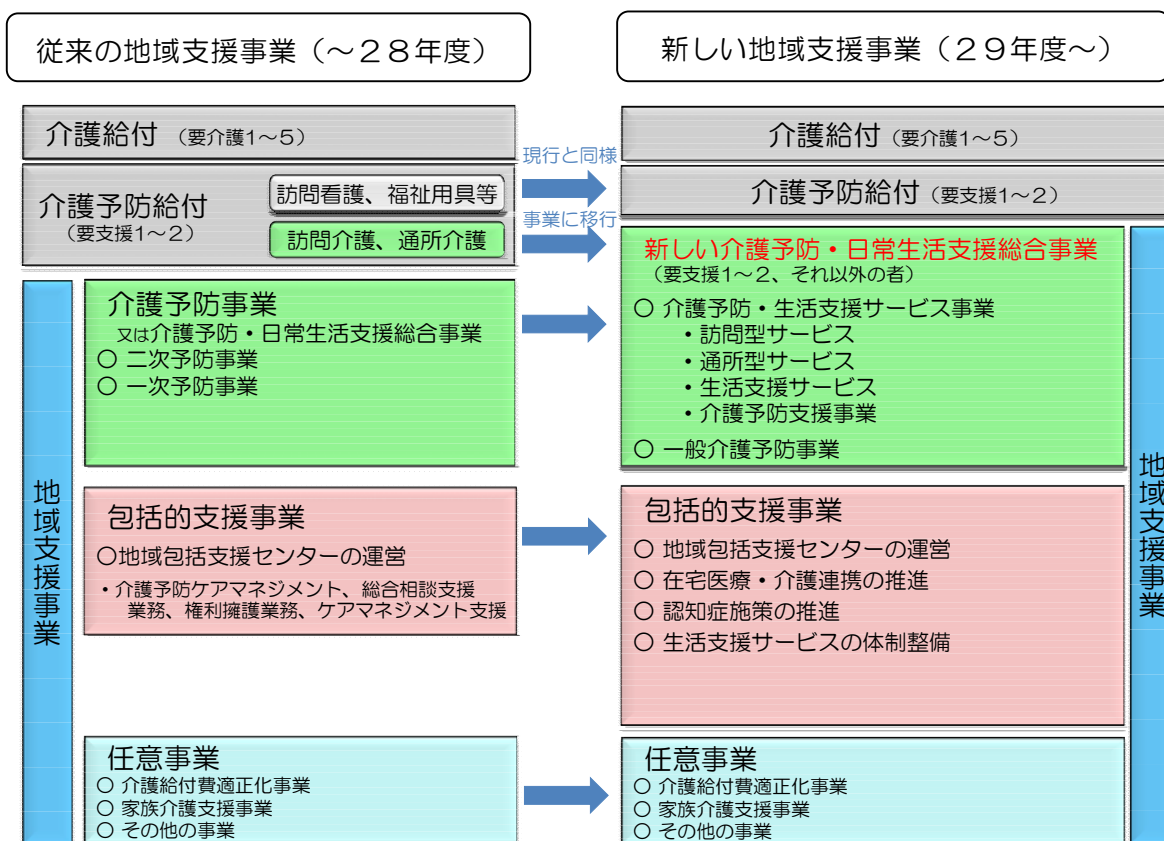
ア 地域支援事業の見直しに対する考え方

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

今回の制度改正では、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域支援事業が見直され、従来の介護予防事業が「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新しい総合事業」という。）」として事業の充実が図られるなど、その実施内容が大きく異なっています。

このため、本市では、新しい総合事業の対象となる高齢者に対する丁寧な事業周知や、新たに事業参入するNPOやボランティア団体に対する十分な事業説明や制度理解に取り組みながら、平成29年度からの事業開始を目指します。

(参考) 本市における介護保険制度改正後の地域支援事業の枠組み





① 平成27年度から平成28年度までの地域支援事業について

本市の地域支援事業のうち、平成27年度から平成28年度までの期間は、第5期介護保険事業計画と同様に介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業を実施します。

(ア) 介護予防事業

a 一次予防事業

活動的な状態にある高齢者（一次予防事業対象者）に対して、介護予防や認知症予防などに関する知識の習得ができるような教室の開催や、介護予防の普及啓発に関する事業、地域での自主的な介護予防の活動に向けた支援に取り組みます。

b 二次予防事業

要支援、要介護状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）に対して、地域包括支援センターと連携し、生活機能の向上のための教室を開催する通所型の介護予防事業や、保健師等が家庭を訪問し、介護予防のための指導を行う訪問型の介護予防事業に取り組みます。

(イ) 包括的支援事業

市内25か所の地域包括支援センター（67ページ）では、高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するため、介護・福祉の総合窓口として、様々な相談に応じており、引き続き、地域包括支援センターを中心として、予防給付と介護予防事業のマネジメントや認知症を始めとする各種相談への対応、高齢者虐待の防止・権利擁護、地域のネットワークづくりなどに取り組みます。

＜地域包括支援センターが実施する業務＞

• **介護予防ケアマネジメント業務**

高齢者が自立した生活を維持できるように、保健師等が中心となり、介護予防プランの作成やサービスの利用調整など、要介護状態にならないための予防対策を実施します。

• **総合相談・支援業務**

地域の高齢者を対象に、介護保険サービスのみでなく、地域の社会資源を活用したネットワークを構築して、初期相談の対応や継続的・専門的な相談支援を行います。

• **権利擁護業務**

成年後見制度、消費者被害などの高齢者の権利擁護の相談窓口となり、高齢者虐待に対しても、関係機関と連携しながら対応していきます。また、必要に応じて、高齢者虐待防止ネットワーク会議とも連携しながら実施していきます。

• **包括的・継続的ケアマネジメント支援業務**

地域のケアマネジャーに対し、研修会の開催や困難事例等についてのアドバイスを行います。

(ウ) 任意事業

a 介護給付費適正化事業

介護サービスを必要とする方に対し、適切にサービスを提供する体制の確立を図るとともに、不適切な給付の削減を図り、介護保険制度に対する一層の信頼感の醸成や介護給付費の増加及び介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を目指しています。引き続き、介護サービス事業者をはじめとした関係機関と連携しながら、適正な要介護認定の推進、ケアマネジメントの質の向上、事業者の育成・指導の実施といった給付費適正化事業に取り組みます。

b 家族介護支援事業

介護予防の推進を図るとともに、要介護状態になっても心豊かな生活が送れるよう、介護する家族の支援に取り組んでいます。引き続き、介護知識・技術取得のための講習をはじめとした家族介護教室の開催など家族介護支援事業に取り組みます。

c その他の事業

上記 a, b の事業以外にも、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、必要と判断する事業について取り組んできました。引き続き、介護保険施設の利用者の疑問や不安などの解消を図るための介護相談員の派遣事業や、食生活の改善及び健康の増進を図る自立支援事業である配食サービスの提供に取り組むほか、平成26年度からポイント付与を先行実施した高齢者等地域活動支援ポイント事業について、平成27年度からポイント交換も含め、本格的に実施します。

### ② 平成29年度の地域支援事業について

平成29年度からの地域支援事業については、従来の介護予防事業から新しい総合事業に移行することになります。このため、円滑な事業移行に向けた取り組みを進めます。

#### (ア) 新しい総合事業について

##### a 介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業

現行の介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）に相当するサービス、ボランティアやNPO団体等による生活支援サービス、保健師やリハビリテーション専門職等が行う訪問型サービス（従来の二次予防事業に相当）等のサービス事業や一般介護予防事業については、国のガイドラインを参考に事業内容を検討し、平成29年度からの実施を目指します。

##### b 包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業及び任意事業については、平成27年度・平成28年度での「新しい総合事業」の検討状況を踏まえ、事業内容を見直し、必要となる事業に取り組みます。

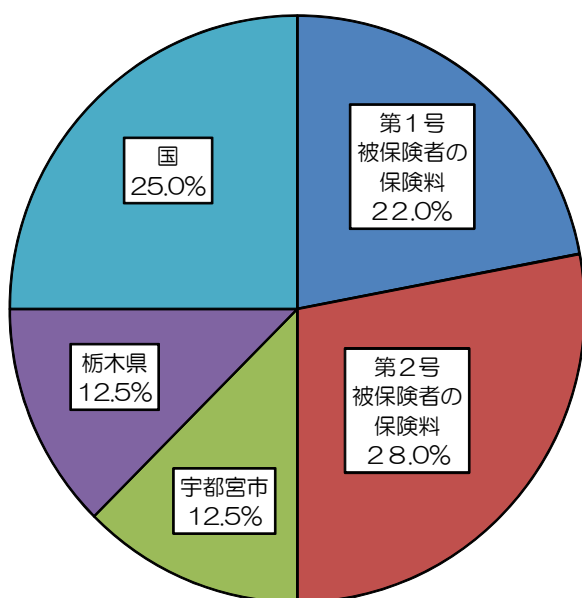
なお、包括的支援事業については、従来の地域包括支援センターが実施する業務に加え、新たに、在宅医療・介護連携推進や認知症総合支援事業、生活支援体制整備に関する事業が位置づけられましたが、本市では、既に同様の事業に取り組んでいることから、引き続き、事業の充実に努めます。

イ 地域支援事業にかかる財源のしくみ

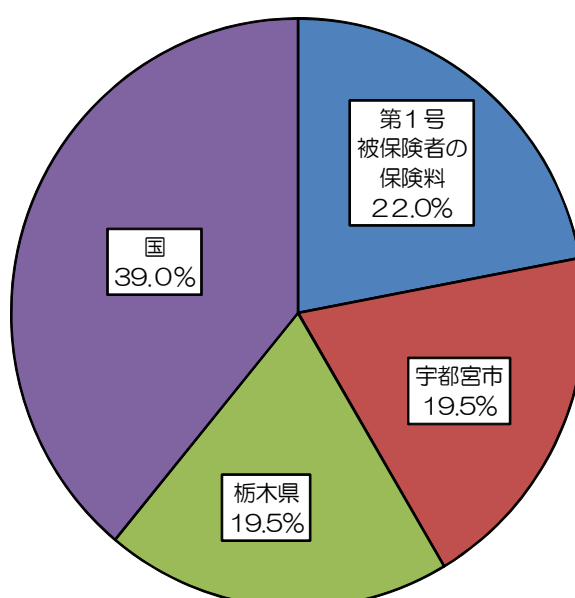
地域支援事業のうち介護予防事業については、その財源の5割を国、県、市町村が公費で負担し、残りの5割を被保険者の保険料で賄うこととなります。また、包括的支援事業、任意事業については、その財源の約8割を国、県、市町村が負担し、残りを第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

なお、平成27年度から平成29年度の財源構成については、下図のとおりです。

[表48 介護予防事業に係る財源構成]



[表49 介護予防事業以外にかかる財源構成]



第4章 施策・事業の展開

[表50 本市における地域支援事業の体系図]

事業名			
年度	平成27年度・平成28年度	平成29年度	
介護予防事業	一次予防事業	新しい総合事業に移行	
	介護予防普及啓発事業		
	はつらつ教室（介護予防教室）の開催		
	いきいき健康サッカー・自転車・バスケット教室の開催		
	介護予防講演会の開催		
	健康相談・健康教育の実施		
	地域介護予防活動支援事業		
	地域での介護予防活動への支援事業の実施		
	一次予防事業評価事業		
	二次予防事業		
	二次予防事業の対象者把握事業		
	介護予防の早期取組の推進（げんき応援高齢者把握事業）		
	通所型介護予防事業		
	げんき応援教室・元気アップ教室の実施		
訪問型介護予防事業			
訪問指導（げんき応援高齢者対象）の実施			
二次予防事業評価事業			
包括的支援事業	地域包括支援センター事業	新しい総合事業への移行に合わせ事業内容を検討	
	在宅医療・介護連携推進事業		
	認知症総合支援事業		
	生活支援体制整備事業		
任意事業	任意事業		新しい総合事業への移行に合わせ事業内容を検討
	介護給付等費用適正化事業		
	適正な要介護認定の推進		
	介護認定審査会運営会議の開催		
	認定調査員や介護認定審査会委員を対象とした研修		
	要介護認定業務分析データの把握・分析		
	ケアマネジメントの質の向上		
	個別のケアプランの点検		
	介護支援専門員に対する助言・指導		
	介護支援専門員や介護サービス事業者に対する研修		
	事業者の育成・指導の実施		
	介護給付費通知の送付		
	医療情報との突合・縦覧点検		
	住宅改修・福祉用具購入・福祉用具貸与に対する現地確認の実施		
	介護サービス事業者に対する指導監査等の実施		
	市民・事業者への周知		
	家族介護支援事業		
	家族介護教室の開催		
	在宅高齢者家族介護慰労金の支給		
	はいかい高齢者等家族支援事業の実施		
その他の事業			
介護相談員派遣事業の実施			
生活援助員派遣事業の実施			
食の自立支援事業（配食サービス）の実施			
成年後見人制度利用支援事業の実施			
高齢者等地域活動支援ポイント事業			

ウ その他の介護保険制度改正への考え方

① 地域密着型通所介護への考え方について

平成28年度から導入される地域密着型通所介護については、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が提供するサービスが対象となります。このため、第6期のサービス見込量の設定にあたっては、既存の通所介護事業所のうち、小規模の事業所が移行することから、その事業所数から必要数を見込みます。

② 費用負担の見直しへの考え方について

一定以上の所得のある第1号被保険者の利用者負担引き上げや、世帯非課税低所得者の保険料の軽減割合の拡大などの費用負担の公平化については、国の政令等に基づいて適正に対応します。

(ア) 低所得者の保険料軽減の強化

平成27年4月から、公費負担による低所得者の保険料の軽減強化が行われ、この軽減に要する費用については、国が1/2、県が1/4、市が1/4を負担することになります。なお、平成29年4月からは、さらなる軽減強化が予定されています。

○平成27年4月

保険料段階区分		最大軽減幅
第1段階	生活保護世帯及び老年福祉年金受給者、市民税世帯非課税かつ課税年金収入 +合計所得金額が80万円以下	0.05

○平成29年4月

保険料段階区分		最大軽減幅
第1段階	生活保護世帯及び老年福祉年金受給者、市民税世帯非課税かつ課税年金収入 +合計所得金額が80万円以下	0.2
第2段階	市民税世帯非課税かつ課税年金収入 +合計所得金額が80万円超120万円以下	0.25
第3段階	市民税世帯非課税かつ課税年金収入 +合計所得金額が120万円超	0.05

※ 現段階で国から示されている内容であり、変更となることもあります。

(イ) 一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げ【平成27年8月～】  
介護保険サービスを利用する方のうち、合計所得金額160万円以上の利用者について自己負担割合を、原則1割から2割に引き上げ

(ウ) 「補足給付」の要件の見直し

住民税非課税世帯を対象とした、特別養護老人ホームなどの施設利用者の食費・居住費の負担軽減制度である「補足給付」について、以下の要件を追加

- 一定額を超える預貯金等がある場合は、対象外とする。  
(単身世帯 1,000万円, 夫婦世帯 2,000万円)【平成27年8月～】
- 世帯分離している配偶者が住民税課税の場合は、対象外とする。  
【平成27年8月～】
- 補足給付の支給段階の判定に、非課税年金(遺族年金, 障害年金)を勘案する。【平成28年8月～】



(3) 介護保険制度の円滑な運営

ア 事業費の見込み

① 標準給付費（介護給付費，予防給付費）について

- ・ 標準給付費については要介護認定者数や施設整備見込数などをもとに算定
- ・ 第6期における標準給付費については，第5期と同様に，介護報酬の全体改定率（△2.27%）により算定

[表51 標準給付費]

（単位：千円）

種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
標準給付費 (※2)	介護給付費	22,910,638	24,040,081	26,848,924
	介護予防給付費	1,509,074	1,580,626	1,165,851
	特定入所者介護サービス等給付費	950,852	1,020,835	1,095,968
	高額介護サービス等給付費	433,830	457,126	481,675
	高額医療合算介護サービス等給付費	65,061	77,845	93,142
	審査支払手数料	26,165	27,531	28,968
	制度改正に伴う影響額(※1)	▲226,839	▲347,465	▲415,237
合計		25,668,781	26,856,579	29,299,292

※1 制度改正による，一定以上所得者の利用者2割負担，特定入所者介護サービス等給付費（補足給付）支給における資産勘案等の実施による保険給付費減少分

※2 千円単位での表記のため，合計が一致しない場合があります。

② 地域支援事業費(包括的支援事業，介護予防事業，任意事業)について

- ・ 包括的支援事業については平成26年度の実績を基に算定
- ・ 介護予防事業，任意事業については平成24年度から平成26年度までの事業費の伸びをもとに，平成27年度から平成29年度までの事業費を算定

[表52 地域支援事業費]

（単位：千円）

種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域支援事業		758,151	744,806	1,261,608
	介護予防事業 (平成29年度からは新しい総合事業)	260,808	235,119	742,028
	包括的支援事業・任意事業	497,343	509,687	519,580

③ 特別給付費（紙おむつ購入費の支給）について

平成24年度から平成26年度までの利用の伸びをもとに、平成27年度から平成29年度までの給付費を算定

[表 53 市町村特別給付] (単位：千円)

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市町村特別給付 (紙おむつ購入費の支給)	136,093	141,524	147,170

④ 介護保険事業費について

①②③の合計が第6期の介護保険事業費となります。

[表 54 介護保険事業費] (単位：千円)

種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
標準給付費	法定給付費	25,668,781	26,856,579	29,299,292
	介護給付費	22,910,638	24,040,081	26,848,924
	介護予防給付費	1,509,074	1,580,626	1,165,851
	その他	1,377,606	1,404,588	1,496,875
市町村特別給付費		136,093	141,524	147,170
地域支援事業費		758,151	744,806	1,261,608
合計		26,563,025	27,742,909	30,708,070

※ 千円単位での表記のため、合計が一致しない場合があります。

イ 介護保険料

① 介護保険料の算定方法

第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の介護保険料は、介護給付費の財源に充てるために賦課徴収するもので、介護給付費の見込み、費用負担の割合及び第1号被保険者数に基づいて次の方法により算定します。

<介護保険料の算定方法>

介護給付費の見込み × 費用負担割合 ÷ 第1号被保険者数 = 介護保険料基準額

※ 介護保険料基準額に、所得額に応じた保険料率を乗じて所得区分ごとの保険料を算出

※ 第1号被保険者数は、各段階の被保険者数に保険料率を乗じ補正したもの

なお、介護給付費のうち第1号被保険者（65歳以上の被保険者）と第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）が50%を負担し、残り50%を国、県、保険者である市区町村が負担します。

第6期計画において、国は、全国の被保険者の比率に基づき、全体事業費における被保険者の費用負担割合を変更しました。

◆ 費用負担割合

- ・ 第1号被保険者 第5期21%から第6期は22%へ増加
- ・ 第2号被保険者 第5期29%から第6期は28%へ減少
- ・ 公費負担 変更なし（国25%・県12.5%・市12.5%）

② 介護保険料の基本的な考え方

(ア) 国の考え方を基本に設定

国においては、全国的な調査のもと新たな保険料段階、保険料率を設定していることから、国の考え方を基本とします。

(イ) 本市第5期との整合の確保

本市では、第5期から、応能負担の実現や低所得者の軽減に取り組んできたところであり、第6期においてもこれまでの考え方を継承します。

(ウ) 公費による軽減措置の積極的な活用

第1段階の公費による軽減については、第5期までの本市の低所得者の軽減に関する取組を踏まえ、最大限に活用します。

<第1号被保険者保険料>

平成24年度から平成26年度（3年間）

基準年額（第4段階）48,700円  
（1か月あたり 4,064円）



平成27年度から平成29年度（3年間）

基準年額（第5段階）54,300円  
（1か月あたり 4,531円）

○ 第6期介護保険料の段階設定

第5期（平成24～26年度）

所得段階区分		保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している者	0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年中の公的年金収入額及び 前年の合計所得金額の合計額が 80万円以下の者	0.50
特例 第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年中の公的年金収入額及び 前年の合計所得金額の合計額が 80万円を超え120万円以下の者	0.62
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 第1段階又は第2段階以外の者 (上記以外の者)	0.75
特例 第4段階	世帯に市民税課税者がいて、 本人の前年中の公的年金収入額及び 前年の合計所得金額の合計額が 80万円以下の者	0.90
第4段階	<b>保険料基準額</b> 世帯に市民税課税者がいて、 本人が市民税非課税の者 (上記以外の者)	1.00
第5段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 125万円未満の者	1.12
第6段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 125万円以上200万円未満の者	1.25
第7段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 200万円以上500万円未満の者	1.50
第8段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が500万円以上 1,000万円未満の者	1.62
第9段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 1,000万円以上の者	1.75

第6期（平成27～29年度）

所得段階区分		保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している者	※ <b>0.45</b>
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年中の公的年金収入額及び 前年の合計所得金額の合計額が 80万円以下120万円以下の者	0.62
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 第1段階又は第2段階以外の者 (上記以外の者)	0.75
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、 本人の前年中の公的年金収入額及び 前年の合計所得金額の合計額が 80万円以下の者	0.90
第5段階	<b>保険料基準額</b> 世帯に市民税課税者がいて、 本人が市民税非課税の者 (上記以外の者)	1.00
第6段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 120万円未満の者	1.20
第7段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 120万円以上190万円未満の者	1.30
第8段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 190万円以上290万円未満の者	1.50
第9段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 290万円以上500万円未満の者	1.70
第10段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が500万円以上 1,000万円未満の者	1.80
第11段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 1,000万円以上の者	1.90

※ 第1段階の保険料率については、公費による軽減措置を活用し、保険料率を0.50から0.45に引き下げています。

<第6期第1号被保険者の介護保険料の額>

第6期の保険料の額は、所得に応じて、次の11段階に設定します。

所得段階区分		保険料率	年額保険料額 ( )内は月額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> <li>・世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している者</li> <li>・世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年中の公的年金収入額及び 前年の合計所得金額の合計額が 80万円以下の者</li> </ul>	0.45	24,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年中の公的年金収入額及び 前年の合計所得金額の合計額が 80万円以上120万円以下の者	0.62	33,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 第1段階又は第2段階以外の者 (上記以外の者)	0.75	40,700円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、 本人の前年中の公的年金収入額及び 前年の合計所得金額の合計額が 80万円以下の者	0.90	48,800円
第5段階	<b>保険料基準額</b> 世帯に市民税課税者がいて、 本人が市民税非課税の者 (上記以外の者)	1.00	54,300円 (4,531円)
第6段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 120万円未満の者	1.20	65,100円
第7段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 120万円以上190万円未満の者	1.30	70,500円
第8段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 190万円以上290万円未満の者	1.50	81,400円
第9段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 290万円以上500万円未満の者	1.70	92,300円
第10段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が500万円以上 1,000万円未満の者	1.80	97,700円
第11段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 1,000万円以上の者	1.90	103,100円

## 2 介護サービスの質の向上

介護保険事業の安定した運営を図るため、保険者としてサービスの質の向上、公平・公正なサービス利用、給付の効率化・重点化などに向けた取組を進めるとともに、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応できる介護人材の育成に努めます。

### (1) サービスの質の確保・向上

#### ア 適正な要介護認定の推進

要介護認定は、介護保険制度のなかでは、介護給付の前提となるもので、介護サービスの受給者の公平性を確保するために不可欠な仕組みです。このため、公平・公正な認定調査、介護認定審査会における適切な審査・判定がなされるよう、介護認定審査会運営会議の開催、認定調査員・介護認定審査会委員への研修、要介護認定業務分析データの把握・分析を実施し、要介護認定の適正化に向けた取組を進めます。

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[82]	認定調査員・介護認定審査会委員への研修		

イ ケアマネジメントの質の向上

地域包括ケアにおいては、介護保険のサービスやそれ以外のサービスのコーディネートや関係職種間の調整が欠かせません。また、医療機関と連携し、必要に応じ医療サービスを適切に組み込むことも重要となります。このため、利用者の意向を踏まえつつ、そのニーズを的確に反映した、より良質で効果的なケアマネジメントが可能となるよう、引き続き、介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する日常的な相談支援や情報提供に努めるとともに、必要な過程を経て適切なケアプランが作成されているか点検を行うほか、介護支援専門員(ケアマネジャー)や介護サービス事業者等に対する研修会等を開催するなど、ケアマネジメントの質の向上への取組を進めます。

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[83]	ケアプランに対する助言・指導の実施	◎	★
[84]	介護従事者等の資質の向上	◎	★

ウ 適正な介護サービスの確保

利用者が必要とするサービスを適切に提供するためには、サービス提供事業者が運営基準や介護報酬請求に関して正しく理解することが必要です。このため、栃木県国民健康保険団体連合会から提供される給付実績情報をチェックし、その内容について疑義が生じた居宅介護支援事業者やサービス提供事業者については、利用者のニーズに応じたサービスが、適正に提供されているのか実態把握に努めるとともに、改善が必要な事業者に対しては、改善に向け適切な指導を行っていきます。また、医療情報との突合や縦覧点検を行うとともに、サービス利用者に対し介護給付費通知を送付します。さらに、住宅改修・福祉用具購入・福祉用具貸与について、高齢者の心身の状態に応じた適正なサービスが提供されているかどうか、現地確認の実施にも取り組んでいきます。

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[85]	介護給付費通知の送付		



(2) 介護人材の育成・支援

利用者に質の高いサービスを提供するためには、介護人材の質の向上が必要不可欠となります。また、今後、高齢化の進展により、介護サービスの利用は急速に拡大していくことが見込まれることから、介護職員や看護職員、生活相談員などを含めた介護従事者の確保やサービス事業者への支援が必要となってきます。これらを踏まえ、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応できる介護人材の育成支援や、各種の研修に関する情報提供などにより、介護従事者の資質向上を図ることで、提供するサービスの質の向上を目指します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[86]	県や関係機関等が実施する研修会の受講促進		
再掲 [72]	認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援		★
再掲 [84]	介護従事者等の資質の向上	◎	★

(3) 市民への積極的な情報提供

ア 介護保険制度周知・サービス内容等の情報の提供への取組

介護保険制度の周知・啓発については、パンフレットやホームページ、「広報うつのみや」などを活用しながら、広く市民に周知を図っています。また、「介護サービス事業者名簿」を作成・配布することで、必要とする介護サービスを利用者自らがより適切に、より効率的に選択できるよう支援しています。引き続き、介護サービスの利用を必要とする方や介護者が入手しやすく、より効果的なものとなるよう、わかりやすい情報の提供に取り組みます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[87]	介護保険事業の情報提供		★
[88]	パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発		

イ 情報提供・相談窓口などの充実

高齢者やその家族が日常の悩みや不安を解消するためには、気軽に利用できる相談場所が身近なところに整備されていることが望めます。また、介護保険制度や介護サービス、健康づくり等、高齢者の抱えるさまざまな問題・課題に対して一つの窓口で相談でき、必要なサービスが受けられるような総合的な相談体制が必要となります。このため、相談窓口として、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。また、介護サービス提供事業所に、介護相談員を派遣し、利用者やその家族が抱えている不満や不安、疑問などの解消に取り組んでいます。今後も、個人情報保護に十分配慮しながら、情報提供・相談窓口などの充実を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[89]	「介護保険相談窓口」の充実		
[90]	苦情解決事業の推進		

### 3 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供します。

#### (1) 地域療養支援体制の整備

##### ア 地域の医療・介護等の資源の把握

医療・介護にまたがる支援を包括的かつ継続的に提供することができるよう、地域の医療・介護等の資源を把握するとともに、関係機関との調整を行います。

##### イ 24時間365日の在宅療養支援体制の整備

在宅医療や介護サービスを利用している患者や利用者の緊急の相談等に対応できるよう、医療機関や訪問看護事業所、介護事業所間の連携により、往診や訪問看護、介護サービスを24時間365日、提供できる体制を整備します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[91]	地域療養支援体制の整備 （「地域療養支援体制検討会議」を活用した「退院支援」や「24時間365日の在宅療養支援」に向けた検討）		★

(2) 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

ア 在宅医療・介護関係者等の研修

地域の医療・介護関係者等による協議の場を設定するとともに、医療・介護サービス等を担う関係者の更なる技術向上を図るための研修を行います。

イ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する市民を対象としたシンポジウムの開催やパンフレットの配布等による、市民への在宅医療・介護サービスに関する普及啓発を行います。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[92]	在宅医療・介護サービスの情報の共有支援 (多職種が協働した研修の実施や、在宅療養に関する市民、医療・介護従事者等からの相談への対応)		

第5章  
計画の推進に向けて

---



---

## 第5章 計画の推進に向けて

---

この計画は、高齢社会における本市の高齢者福祉・介護事業のあるべき姿の実現に向けて、取り組むべき課題と施策の方向性を示すとともに、重点的に取り組む事業については、目標を設定し、積極的な取組を実践するものです。

今後、ますます増加していく高齢者の多様なニーズに的確に対応し、総合的・計画的に施策の推進を図るため、次のとおり推進体制を整えます。

### 1 計画の周知

計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの取組や協力が重要となります。そのため、保健・医療・福祉の関係機関や団体などをはじめとした、より多くの市民に周知が図れるよう、本計画を広報紙、ホームページなどの媒体やあらゆる機会を通じて、積極的に周知します。

### 2 身近な地域での事業展開

計画では、それぞれの事業の内容や効果、利用者の特性を考慮し、個々のサービス提供にふさわしい単位〔小学校区（68校）・中学校区（25校）・連合自治会（39地区）単位など〕を考慮しながら、身近な地域におけるきめ細かな施策・事業の展開を図ります。また、介護保険事業においては、介護保険事業推進上の日常生活圏域を設定し、地域生活に密着したサービスの提供を図ります。

### 3 地域・関係機関との連携

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。市や市民が互いの特性や能力を発揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、地域住民が主体となったボランティア団体・NPOの活動や、関係機関（医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会など）との連携を強化します。

### 4 事業者への支援

介護保険制度の施行を契機に、福祉・介護サービスの提供者として、さまざまな民間事業者・団体が参入されたことにより、効果的・弾力的なサービス提供が可能になりました。引き続き、適正なサービスの提供のための指導監査を徹底しつつ、民間事業者等の参入を促進することで、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応したサービス提供体制の確立を支援します。

### 5 計画の進行管理

市民・介護サービス利用者及びサービス提供事業者などを対象として、サービス利用意向や提供体制などの定期的な調査を行い、計画の進捗を把握します。

また、宇都宮市社会福祉審議会（市議会議員、学識経験者及び社会福祉事業の従事者により構成）において、計画の進捗状況を検証・評価していただき、その結果を十分に尊重し、市として必要な対策を講じます。

### 6 関係部局との連携

高齢者の豊かで安心できる生活を支えていくには、保健・福祉分野以外の取組も重要であることから、幅広く庁内関係部局との連携を図り、高齢者に関わる施策を効果的に推進します。



資料編

---



## 資料編 1 にっこり安心プランにおける主要事業と目標値

## 基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現

事業番号	成果指標対象事業	取組・事業名	指標名	単位	平成26年度(見込値)	平成29年度目標値
1	◎	地域会議などを活用した地域ネットワークの充実	地域包括支援センターの認知度(65歳以上高齢者)	%	65.8	80.0
3		ボランティア養成講座等の充実	ボランティア養成講座等参加者数	人	1,500	2,355
19		消費生活情報の提供の充実(地域包括支援センターなどと連携した消費生活情報の提供)	出前講座開催回数	回	102	120
			出前講座出席者数	人	4,479	4,500
20		ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進	見守り活動会議を開催した単位自治会の割合	%	67.6	73.0
			安否確認実施回数	回	950	980
21		災害時要援護者支援事業の推進	支援班設置地区における台帳共有化率	%	82.4	100.0

## 基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

事業番号	成果指標対象事業	取組・事業名	指標名	単位	平成26年度(見込値)	平成29年度目標値
29		健康づくり実践活動の促進(健康づくり推進員・食生活改善推進員と連携した地域主体の健康づくりの促進)	健康づくり推進員養成者数	人	1,270	1,550
40	◎	地域での介護予防活動への支援(介護予防の自主活動グループに対する専門職の派遣による支援)	自主活動グループ数	グループ	130	190
43		老人クラブ活動の育成・支援	単位老人クラブ数	クラブ	337	343
			老人クラブ会員数	人	19,287	19,900
44	◎	高齢者等地域活動支援ポイント事業の本格実施(平成26年度からポイント付与について先行実施していたものを平成27年度からポイント交換も含め本格実施する)	参加実人数	人	5,000	10,000
52		みやシニア活動センター事業の推進(高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の実施)	みやシニア活動センター利用者数	人	4,400	6,800

## 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

事業番号	成果指標対象事業	取組・事業名	指標名	単位	平成26年度(見込値)	平成29年度目標値
66		家族介護教室の開催	開催回数	回	58	58
70	◎	認知症サポーター等の養成・支援の推進(企業や小・中学校など多様な場での講座の実施)	認知症サポーター数(累計)	人	19,000	25,000
71		認知症初期集中支援チームの設置に向けた取組(「認知症疾患医療センター」との連携による検討)	認知症初期集中支援チーム数	チーム	0	1
72		認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援	参加者数	人	200	200
77		認知症サロン(オレンジサロン)の推進	認知症サロン設置箇所数	か所	3	3
79		権利擁護事業の推進	地域における虐待防止のための普及啓発活動	回	39	39

## 基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

事業番号	成果指標対象事業	取組・事業名	指標名	単位	平成26年度(見込値)	平成29年度目標値
83	◎	ケアプランに対する助言・指導の実施	ケアプラン点検件数	件	360	360
84	◎	介護従事者等の資質の向上	開催回数	回	9	9
再掲72		認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援	参加者数	人	200	200
87		介護保険事業の情報提供	介護保険の手引き作成部数	部	11,000	12,000
91		地域療養支援体制の整備(「地域療養支援体制検討会議」を活用した「退院支援」や「24時間365日の在宅療養支援」に向けた検討)	在宅医療提供体制の構築に向けた検討組織の設置数	組織	3	7

## 資料編 2 にっこり安心プランにおける計上事業一覧

基本目標1		みんながつながり、支えあう地域社会の実現				
施策の方向性/施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業	事業区分	
<b>1 地域で支える保健・福祉体制の充実</b>						
(1) 地域の総合的なネットワーク機能の充実	1	地域会議などを活用した地域ネットワークの充実	◎	★	拡充	
(2) ボランティア活動・市民活動の促進	2	ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営			継続	
	3	ボランティア養成講座等の充実		★	拡充	
(3) 多様なサービスの担い手となる地域人材の育成（地域支援事業の充実）	4	生活支援コーディネーターの配置の検討			新規	
	5	NPOやボランティア団体など多様なサービスの担い手の確保			新規	
<b>2 高齢者にやさしいまちづくりの推進</b>						
(1) 意識のバリアフリーの推進	6	こころのユニバーサルデザイン運動の推進			継続	
	7	広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進			継続	
	8	「宇都宮市民福祉の祭典」の実施			継続	
	9	出前保健福祉講座の利用促進			継続	
	10	学校における福祉教育の充実			継続	
	11	敬老会の開催支援など敬老のこころを育む取組の推進（敬老会の開催支援）			継続	
(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進	12	市有建築物等のバリアフリーの推進			継続	
	13	道路のバリアフリーの推進			継続	
	14	公園のバリアフリーの推進			継続	
	15	車両等のバリアフリーの推進			継続	
						継続
<b>3 安全で安心な暮らしの確保</b>						
(1) 安全で安心な地域生活の確保	16	高齢者に対する交通安全教育の実施			継続	
	17	防犯教育の推進			継続	
	18	高齢者の状況に配慮した防犯意識を高める広報・啓発			継続	
	19	消費生活情報の提供の充実（地域包括支援センターなどと連携した消費生活情報の提供）		★	拡充	
(2) 地域の見守りと支援体制の充実	20	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進		★	継続	
	21	災害時要援護者支援事業の推進		★	継続	
	22	地域における自主防災組織の育成・強化			継続	
(3) 高齢者の多様な住まいの支援	23	高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施			継続	
	24	住宅改修支援事業の実施			継続	
	25	高齢者用住宅（シルバーハウジング）の整備			継続	
	26	生活援助員派遣事業の実施			継続	
	27	サービス付き高齢者向け住宅の普及促進			継続	
	28	住宅改修等に関する相談の実施			継続	
基本目標2		健康で生きがいのある豊かな生活の実現				
施策の方向性/施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業	事業区分	
<b>1 介護予防による健康寿命の延伸</b>						
(1) 健康づくり事業の推進	29	健康づくり実践活動の促進（健康づくり推進員・食生活改善推進員と連携した地域主体の健康づくりの促進）		★	拡充	
	30	健康教育・健康相談の実施			継続	
	31	特定健康診査（健康診査）の実施			継続	
	32	高齢者インフルエンザ予防接種事業の実施			継続	
	33	高齢者肺炎球菌予防接種事業の実施			新規	
	34	介護予防の成果把握に向けた取組の推進			継続	
	35	介護予防講演会の開催			継続	
	36	はつらつ教室などの開催			継続	
	37	いきいき健康サッカー教室・いきいき健康自転車教室・いきいき健康バスケットボール教室の開催			拡充	
	38	適所型二次予防事業の充実			継続	
	39	訪問型二次予防事業の実施			継続	
	40	地域での介護予防活動への支援（介護予防の自主活動グループに対する専門職の派遣による支援）	◎	★	拡充	
<b>3 生きがいづくりの促進</b>						
(1) 交流の場、交流機会の提供	41	老人福祉センターを活用した生きがいづくりの推進や相談機能の充実（ねんりんピックでの機運の高まりを継続するため、老人福祉センターで太極拳講座を実施）			継続	
	42	茂原健康交流センターを活用した生きがいづくりや世代間・地域間交流の促進			継続	
	43	老人クラブ活動の育成・支援		★	継続	
	44	高齢者等地域活動支援ポイント事業の本格実施（平成26年度からポイント付与について先行実施していたものを平成27年度からポイント交換も含め本格実施する）	◎	★	拡充	
(2) 学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供	45	生涯学習支援の推進			継続	
	46	地域教育活動への参加促進			継続	
	47	高齢者向けスポーツ活動の推進			継続	
	48	スポーツ広場整備補助事業の推進			継続	
	49	地域スポーツクラブの育成・活動支援			新規	
	50	文化活動における人材の登録と活用			継続	
	51	地域文化の伝承			継続	
<b>4 社会参画の促進</b>						
(1) 社会参加活動の環境整備	52	みやシニア活動センター事業の推進（高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の実施）		★	継続	
	再掲 44	高齢者等地域活動支援ポイント事業の本格実施（平成26年度からポイント付与について先行実施していたものを平成27年度からポイント交換も含め本格実施する）	◎	★	拡充	
(2) 高齢者の就業支援	53	シルバー人材センター事業の支援			継続	
	54	キャリアカウンセラーによる専門相談機能の充実（キャリアカウンセラーによる専門相談機能の充実）			継続	
(3) 高齢者の外出支援の充実	55	「就農支援ネットワーク会議」による就農相談			継続	
	56	高齢者外出支援事業の推進（高齢者専用バス乗券購入費助成）			継続	
	57	地域内交通導入の促進			継続	

基本目標3		いつまでも自分らしさをもち、自立した生活の実現			
施策の方向性／施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業	事業区分
<b>1 福祉サービスの提供</b>					
(1) 高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	58	高齢者ホームサポート事業の実施			継続
	59	生きがい対応型デイサービス事業の実施			継続
	60	高齢者短期宿泊事業の実施			継続
	61	無料入浴券交付事業の実施			継続
	62	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の実施			継続
	63	老人福祉補聴器交付事業の実施			継続
	64	緊急通報システム事業の実施			継続
(2) 介護者への支援	65	食の自立支援事業（配食サービス）の実施			継続
	66	家族介護教室の開催		★	継続
	67	在宅高齢者家族介護労金の支給			継続
	68	はいかい高齢者等家族支援事業の実施			継続
<b>2 認知症高齢者等対策の充実</b>					
(1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	69	宇都宮市みんなで考える認知症月間事業の充実			拡充
	70	認知症サポーター等の養成・支援の推進（企業や小・中学校など多様な場での講座の実施）	◎	★	拡充
(2) 医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	71	認知症初期集中支援チームの設置に向けた取組（「認知症疾患医療センター」との連携による検討）		★	拡充
	72	認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援		★	継続
	73	認知症ガイドブック（ケアパス）の作成・配布			新規
	74	地域包括支援センターを中心とした医療・介護従事者の連携強化（「（仮称）認知症ケアパス推進会議」による地域での困難事例に関する研修を通じた医療・介護従事者の連携強化）			継続
	75	認知症早期発見チェックリスト等の配布			継続
	76	脳ドック受診補助			継続
(3) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進	77	認知症サロン（オレンジサロン）の推進		★	拡充
	再掲 66	家族介護教室の開催		★	継続
	再掲 68	はいかい高齢者等家族支援事業の実施			継続
<b>3 権利擁護制度の利用支援</b>					
(1) 成年後見制度などの利用支援	78	成年後見制度の周知・理解促進			継続
	79	権利擁護事業の推進（法人後見の推進、担い手の育成）		★	継続
	80	権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進			継続
	81	老人措置事業の実施			継続

基本目標4		介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現			
施策の方向性／施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業	事業区分
<b>1 介護保険事業の充実</b>					
(1) 介護サービスの提供	-				
(2) 介護保険制度改正への対応	-				
(3) 介護保険制度の円滑な運営	-				
<b>2 介護サービスの質の向上</b>					
(1) サービスの質の確保・向上	-	適正な要介護認定の推進			継続
	82	認定審査会委員・認定調査員を対象とした研修の実施			継続
	-	ケアマネジメントの質の向上			拡充
	83	ケアプランに対する助言・指導の実施	◎	★	拡充
	84	介護従事者等の資質の向上		★	拡充
	-	適正な介護サービスの確保			継続
(2) 介護人材の育成・支援	85	介護給付費通知の送付			継続
	86	県や関係機関等が実施する研修会の受講促進			継続
	再掲 72	認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援		★	継続
(3) 市民への積極的な情報提供	再掲 84	介護従事者等の資質の向上	◎	★	拡充
	-	介護保険制度の安定的な運営に向けた取組の推進			拡充
	87	介護保険事業の情報提供		★	拡充
	88	パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発			継続
	-	情報提供・相談窓口などの充実			継続
	89	「介護保険相談窓口」の充実			継続
90	苦情解決事業の推進			継続	
<b>3 在宅医療・介護連携の推進</b>					
(1) 地域療養支援体制の整備	91	地域療養支援体制の整備（「地域療養支援体制検討会議」を活用した「退院支援」や「24時間365日の在宅療養支援」に向けた検討）		★	新規
(2) 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援	92	在宅医療・介護サービスの情報の共有支援（多職種が協働した研修の実施や、在宅療養に関する市民、医療・介護従事者等からの相談への対応）			新規

### 3 第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画（平成24～26年度）における施策体系ごとの実績

#### ○ 基本計画1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	H24年度(実績値)	H25年度(実績値)	H26年度目標値	進捗評価
[1]	◎	地域会議等を活用した地域ネットワークの充実	地域包括支援センターの認知度(65歳以上高齢者)	%	66.5	65.8	80.0	概ね順調
[9]		敬老会の開催支援など敬老のこころを育む取組の推進	敬老会招待者数	人	50,935	52,103	54,400	順調
			祝金対象者	人	4,641	4,661	5,217	概ね順調
[14]		ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進	見守り活動会議を開催した単位自治会の割合	%	63.3%	66.1%	74.0%	概ね順調
			安否確認実施回数	回	1,239	984	2,200	やや遅れている
[15]	◎	災害時要援護者支援事業の実施	災害時要援護者支援班設置地区数	地区	34	34	39	概ね順調
[19]		高齢者等を対象とした防犯に対する広報・啓発の実施	見守りが必要とする高齢者等への個別世帯訪問による啓発活動回数	世帯	4,060	3,630	2,230	順調
[24]		サービス付き高齢者住宅の適切な整備	—	—	—	764	—	—

#### ○ 基本計画2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	H24年度(実績値)	H25年度(実績値)	H26年度目標値	進捗評価
[27]		健康づくり実践活動の推進	健康づくり推進員養成者数	人	1,118	1,181	1,310	順調
[35]		はつらつ教室などの開催	参加実人数	人	1,214	1,233	1,930	やや遅れている
[36]		いきいき健康サッカー教室・いきいき健康自転車教室の開催	参加実人数	人	132	185	240	概ね順調
[37]	◎	通所型二次予防事業の充実	参加実人数	人	450	486	810	やや遅れている
[38]		訪問型二次予防事業の実施	利用実人数	人	69	55	100	やや遅れている
[39]		地域での介護予防活動への支援	参加実人数	人	1,244	1,664	2,640	やや遅れている
[42]		老人クラブ活動の育成・支援	単位老人クラブ数	クラブ	352	341	372	順調
			老人クラブ会員数	人	20,137	19,588	21,700	順調
[49]		高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供・講座等の充実	みやシニア活動センター延利用者数	人	3,175	3,932	4,200	順調
[52]		キャリアカウンセラー等による専門相談機能の充実						
[54]		高齢者外出支援事業の推進	バス乗車券利用者数	人	18,948	20,671	19,200	順調

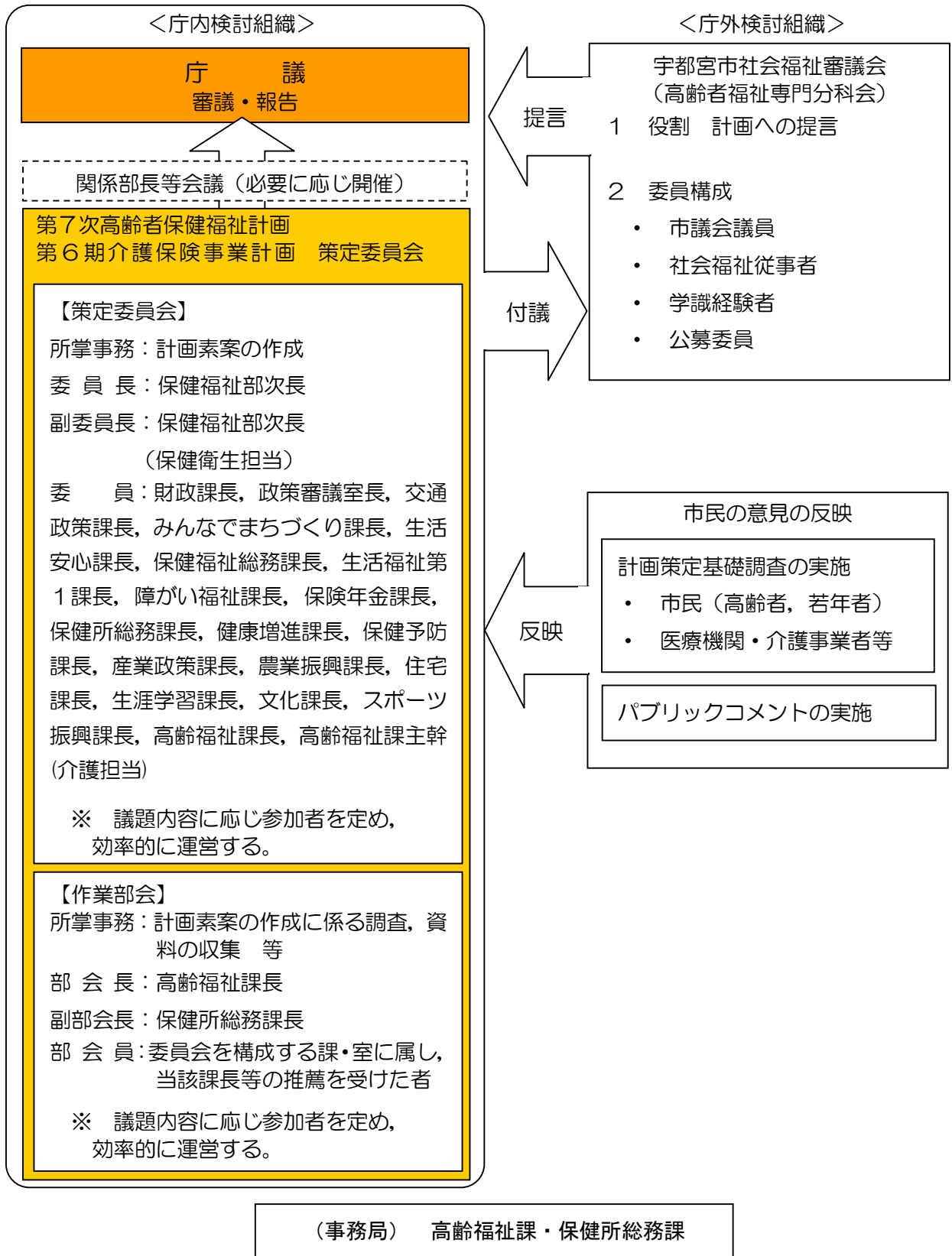
## ○ 基本計画3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	H24年度(実績値)	H25年度(実績値)	H26年度目標値	進捗評価
[56]		高齢者等ホームサポート事業の実施	登録者数	人	645	632	690	順調
[57]		生きがい対応型デイサービス事業の実施	延利用回数	回	24,029	22,717	25,500	概ね順調
[62]		緊急通報システム事業の実施	緊急通報システムの延利用台数	台	1,197	1,163	1,245	順調
[63]		食の自立支援（配食サービス）事業	登録者数	人	292	293	450	概ね順調
[64]		家族介護教室	開催回数	回	56	58	63	順調
[68]	◎	認知症サポーター・認知症キャラバン隊養成講座等の開催・支援	認知症サポーター数(累計)	人	15,171	17,197	23,000	概ね順調
[73]	◎	認知症地域ケアネットワーク会議（仮称）の設置	設置か所数	か所	5	5	5	順調
[74]		認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援	参加者数	人	107	150	200	概ね順調
[77]		認知症の人を介護する家族のつどい・交流会の開催	家族介護教室開催回数（再掲）	回	56	58	63	順調
[78]		認知症の人やその家族を支えるネットワークの充実	認知症の本人やその家族を支えるためのネットワーク会議（仮称）開催回数	回	10	10	4	順調
[80]		権利擁護事業の推進	地域における虐待防止のための普及啓発活動	回	39	39	39	順調

## ○ 基本計画4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	H24年度(実績値)	H25年度(実績値)	H26年度目標値	進捗評価
[84]	◎	ケアプランに対する助言・指導	ケアプラン点検数	件	303	452	180	順調
[85]	◎	介護サービス従事者に対する研修会等の実施	開催回数	回	9	9	9	順調
[86]		介護給付費通知の送付	送付通数	通数	11,388	12,255	12,000	順調
[89]		パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発	介護保険の手引き作成部数	部	11,500	10,000	13,000	概ね順調

1 策定体制





---

---

## 2 策定スケジュール

### ○ 平成26年

- 4月17日 庁議次長会議
  - 4月24日 庁議部長会議
  - 7月 4日 第1回宇都宮市高齢者保健福祉計画・宇都宮市介護保険事業計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）
    - ・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画の策定について
    - ・ アンケート調査結果の概要について
    - ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要について
    - ・ 地域療養支援体制の整備に向けた取組について
  - 7月 9日 第1回宇都宮市高齢者保健福祉計画・宇都宮市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）
  - 7月14日 第1回宇都宮市社会福祉士議会（全体会）
    - ・ 平成26年度専門分科会調査審議案件について
  - 7月14日 第1回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
  - 10月22日 第2回作業部会
    - ・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画の策定に向けた課題の整理と第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画の骨子（案）について
  - 10月28日 第2回委員会
  - 11月 6日 第2回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
  - 11月28日 第3回作業部会
    - ・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画における成果指標の設定について
    - ・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画における施策・事業について
    - ・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画の素案について
  - 12月12日 第3回策定委員会
  - 12月16日 関係部長会議
  - 12月22日 第3回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
  - 12月26日～1月26日 パブリックコメントの実施
- 
-

○ 平成27年

- 2月16日 第4回作業部会
- ・ 第6期介護保険事業計画における介護保険料の設定について
  - ・ 認知症ケアパスについて
  - ・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画素案に関するパブリックコメントについて
  - ・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画（案）について
- 2月19日 第4回委員会
- 2月23日 第4回宇都宮市社会福祉士議会高齢者福祉専門分科会
- ・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画素案に関するパブリックコメントについて
  - ・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画（案）について
  - ・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画策定に係る提言（案）について
- 2月26日 宇都宮市社会福祉審議会から市への提言書の提出
- 3月17日 庁議次長会議
- 3月17日 第2回宇都宮市社会福祉審議会（全体会）
- 3月26日 庁議部長会議

---

---

3 宇都宮市社会福祉審議会

(1) 宇都宮市社会福祉審議会条例

平成12年3月24日

条例第19号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会として、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第2条 削除

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する

2 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議事を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（この項において民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会のそれぞれの専門分科会に会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては委員）の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては委員）が、その職務を代理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月27日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年7月1日から施行する。

(2) 宇都宮市社会福祉審議会規則

平成12年3月24日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市社会福祉審議会条例（平成12年条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、審議会について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(3) 宇都宮市社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮市社会福祉審議会規則（平成12年規則第14号）第3条の規定に基づき、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 高齢者福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

2 地域福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に地域福祉専門分科会を置く。

3 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める数の委員をもって組織する。

(1) 民生委員審査専門分科会 10人以内

(2) 障害者福祉専門分科会 15人以内

(3) 高齢者福祉専門分科会 20人以内

(4) 地域福祉専門分科会 18人以内

4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平成14年・一部改正)

(平成15年・一部改正)

(平成17年・一部改正)

(平成26年・一部改正)

(専門分科会の決議)

第2条の2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(平成17年・追加)

(審査部会)

第3条 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 審査部会長は、その審査部会の事務を掌理する。

3 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

4 第2条第4項から第7項までの規定は、審査部会の議事について準用する。この場合において「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(平成17年・一部改正)

(審査部会の答申及び決議)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、諮問を受けたときは、審査部会で審査し、答申するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定による医師の指定

(2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条の規定による医師の指定の取消し

(3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定

(4) 法第60条の規定による指定医療機関の指定の更新

(5) 法第67条第1項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告

(6) 法第67条第3項の規定による指定医療機関の開設者に対する措置命令

(7) 法第68条第1項の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止

(8) その他指定医師及び指定医療機関に関する事項

2 審議会は、前項第1号、第3号及び第4号の事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平成17年・一部改正)

(平成18年・一部改正)

(回覧審査)

第5条 専門分科会長又は審査部会長において、緊急で会議を招集する暇がないと認める場合は、会議の議事を回覧審査に付することができる。

(報告)

第6条 専門分科会又は審査部会において議決をしたときは、専門分科会にあつては当該専門分科会長が、審査部会にあつてはその審査部会の属する専門分科会に報告したうえで当該審査部会長が、それぞれ委員長に報告するものとする。

(平成17年・一部改正)

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。



---

---

#### 4 庁内検討組織

##### 宇都宮市高齢者保健福祉計画・宇都宮市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

###### (設置)

第1条 宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画を策定するため、宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

###### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定。
- (2) その他、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において必要な事項に関すること。

###### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には保健福祉部次長（保健衛生担当）をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

###### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係する課長等による委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

###### (策定作業部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究し、関係各課の連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には高齢福祉課長、副部会長には保健所総務課長をもって充てる。
- 4 部会員には別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 部会長は策定作業部会を総理する。
- 6 第4条第3項の規定は、策定作業部会について準用する。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

別表1 (第3条関係)

財政課長、政策審議室長、交通政策課長、みんなでまちづくり課長、生活安心課長、高齢福祉課長、高齢福祉課主幹(介護保険担当)、保健福祉総務課長、生活福祉第1課長、障がい福祉課長、保険年金課長、保健所総務課長、健康増進課長、保健予防課長、産業政策課長、農業振興課長、住宅課長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長
---

別表2 (第5条関係)

財政課、政策審議室、交通政策課、みんなでまちづくり課、生活安心課、保健福祉総務課、生活福祉第1課、障がい福祉課、保険年金課、保健所総務課、健康増進課、保健予防課、産業政策課、農業振興課長、住宅課、生涯学習課、文化課、スポーツ振興課
---

にっこり安心プラン

第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画

第6期宇都宮市介護保険事業計画

策定に係る提言書

平成27年2月26日

宇都宮市社会福祉審議会

## はじめに

我が国は、世界に例のない速いスピードで高齢化が進み、総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）が25%を超え、4人に1人が高齢者という、他のどの国も経験したことのない「本格的な高齢社会」となっており、宇都宮市においては、全国平均に比べて低い水準で推移しているものの、高齢化率は21%に達し、高齢化は確実に進行している状況にあります。

こうした状況に対し、国においては、新たに「医療介護総合確保推進法」を定め、医療法や介護保険法の改正が進められたところであり、これらの動向を背景に、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が盛り込まれたところであります。

本審議会は、このような認識のもと、「第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画」の策定にあたり、平成26年7月14日の第1回会議以降、4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきたところであり、本提言書は、これまでの議論・検討の結果を踏まえ「第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画」において対応すべき課題や、取り上げるべき施策・事業についてまとめたものであります。

市におかれましては、「第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画」の策定にあたり、この提言の趣旨を本計画に十分に反映するとともに、計画の推進にあたっては、この計画が本市の高齢者施策の基本指針となることを念頭に置き、市民、関係諸機関及び行政が連携しながら、各種施策・事業を総合的・効果的に推進していくことを期待いたします。

平成27年2月

宇都宮市社会福祉審議会  
委員長 大森 健 一

## 目 次

### I 対応すべき課題について

- 1 地域全体で高齢者を支える地域づくり
- 2 高齢者が健康で自立した生活続けるための支援
- 3 高齢者がいつまでも自分らしく生きるための支援
- 4 高齢者やその家族が安心して利用できる質の高い介護サービスの提供

### II 施策・事業について

- 1 「みんながつながり，支えあう地域社会の実現」に向けて
- 2 「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向けて
- 3 「いつまでも自分らしさを持ち，自立した生活の実現」に向けて
- 4 「介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現」に向けて

### III 介護保険料の設定について

### IV 計画の推進にあたって

### V 宇都宮市社会福祉審議会での審議経過

### ○ 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員

## I 対応すべき課題について

### 1 地域全体で高齢者を支える地域づくり

- ・ 本市の高齢化率及び高齢者の単身世帯の割合は国や県と比較して低い状況にありますが、高齢化の進展に伴い、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯など、地域のなかで支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。
- ・ こうした支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安全で安心した生活が続けることができるよう、地域における支援、住民同士の助け合いを促進する必要があると考えます。

### 2 高齢者が健康で自立した生活をするための支援

- ・ 本市の要介護認定率は国や県に比べ低く、健康寿命は長い状況にありますが、高齢者がいつまでも健康で自立した生活をするためには、要介護状態になることを防ぐ介護予防を推進する必要があると考えます。
- ・ 高齢者が生きがいを持って豊かな高齢期を送るためには、社会活動に参加する機会や場の創出が必要であると考えます。

### 3 高齢者がいつまでも自分らしく生きるための支援

- ・ 高齢者の増加に伴い、今後も認知症の高齢者の増加が見込まれることから、地域での認知症に対する理解を促進するとともに、認知症の高齢者や家族への支援を強化するほか、認知症ケアの充実に向けた医療と介護のより一層の連携や高齢者の権利擁護に取り組むことが必要であると考えます。
- ・ 日常生活を営むうえで支援を必要とする高齢者に対し、必要なサービスが提供できるよう取り組んでいく必要があると考えます。

### 4 高齢者やその家族が安心して利用できる質の高い介護サービスの提供

- ・ 高齢者の増加に伴い、今後も介護を必要とする人の増加が見込まれることから、必要となる介護サービスを確保するとともに、サービスの質の向上にも取り組んでいく必要があると考えます。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築を見据え、引き続き、医療・介護の連携強化に取り組んでいく必要があると考えます。

---

---

## II 施策・事業について

I の対応すべき課題を踏まえ、宇都宮市が目指す「健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる笑顔あふれる長寿社会」の早期実現に向け、計画に反映すべき施策・事業等について取りまとめました。

### 1 「みんながつながり、支えあう地域社会の実現」に向けて

- ・ 高齢化の進展に伴い、地域の中で支援を必要とする高齢者の増加が見込まれ、地域における連携がますます重要となる中、地域包括支援センター、医師、歯科医師、看護師、ケアマネジャーなどの多職種が既に協働して活動している事例などもあることから、こうした地域の事例を参考に、地域会議などのネットワークの充実を図るとともに、高齢者を支える地域のネットワークの中心となる地域包括支援センターのより一層の周知に取り組む必要があります。
- ・ 今後、更なる高齢化の進行が見込まれる中、地域の担い手として、元気な高齢者の活躍が期待されており、そうした高齢者が地域社会の中で支える側として活躍できるよう、ボランティア活動などに取り組む人材の育成に、より一層取り組んでいく必要があります。

### 2 「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向けて

- ・ 高齢者のより一層の健康寿命の延伸を目指し、健康づくり推進員などによる地域主体の健康づくりを促進するとともに、高齢者が元気で活動的に過ごすことができるよう、介護予防に取り組む自主グループの活動など、地域における介護予防活動を支援していく必要があります。
- ・ 多くの高齢者が社会活動等に生きがいを求めていることから、引き続き、老人クラブ活動の充実を図るとともに、みやシニア活動センター事業の推進に加え、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを促進することを目的としたポイント事業に、より多くの人に参加いただけるよう取り組んでいく必要があります。

### 3 「いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現」に向けて

- ・ 地域での認知症に対する理解を促進するためには、認知症サポーターの養成が重要であり、今後は若い世代も含め、より一層サポーターの養成を進めていく必要があります。
- ・ 認知症高齢者への支援として、「相談先」や「認知症の本人や家族が気軽に立ち寄れる居場所」などが求められていることから、本市で実施しているオレンジサロンの推進に、引き続き、取り組んでいく必要があります。
- ・ 認知症高齢者に対し必要なケアが提供できるよう、医療・介護・福祉のより一層の連携を図るとともに、認知症疾患医療センターを中心に早期発見・早期診断に向けた体制の整備を進めていく必要があります。
- ・ 今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症高齢者等の権利を守るための取組はますます重要になってくるため、引き続き、成年後見制度の利用に向けた支援を行っていく必要があります。
- ・ 高齢者がいつまでも自分らしさを持ち、自立した生活を送ることができるよう、本市が取り組む各種の福祉サービスをより一層推進していく必要があります。

### 4 「介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現」に向けて

- ・ 今後も高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の多くが、在宅での生活を望んでいることから、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要となる介護サービスの確保に努める必要があります。更に、高齢者やその家族が安心して利用できるよう、高齢者のニーズを的確に反映したケアプランの作成や質の高い介護サービスの提供に向け、各種の研修や講座などの充実により、介護従事者の資質の向上を図っていく必要があります。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療・介護・福祉の連携・協力が重要になります。そのような中、本市では、すでに関係団体が連携し、地域療養支援体制の整備に取り組んでおり、地域包括ケアシステムの構築を見据え、こうした取組を着実に進めていく必要があります。
- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、幅広いサービスをNPOやボランティア団体など幅広い人たちで支えていく事業であり、サービスの種類などについて十分な検討を行うとともに、利用者への丁寧な説明を行った上で実施していく必要があります。



---

---

### Ⅲ 介護保険料の設定について

- ・ 第6期宇都宮市介護保険事業計画における介護保険料の算出基礎となる事業費の見込みについては、介護保険事業計画期間における第1号被保険者数や要介護認定者数を見据え、必要となる介護サービス等が安定して提供できるよう、これまでの利用実績等を基にしながらか適切に算出する必要があります。
- ・ 介護保険料の負担のあり方については、今回の介護保険制度改正にあたり、国においては、介護保険制度の持続可能性を高めるため、被保険者の所得水準に応じた介護保険料となるよう、その負担能力に応じた保険料段階や保険料率の設定を可能としたほか、低所得者の介護保険料に対する軽減措置を創設したところであり、第6期宇都宮市介護保険事業計画における介護保険料の設定にあたっては、こうした国の見直しについても、適切に反映する必要があります。
- ・ 本審議会といたしましては、市が示した第6期宇都宮市介護保険事業計画における介護保険料について審議した結果、その算出基礎となる事業費の見込みについては、これまでの利用実績等を基に、今後の高齢者の増加を見据えた施設整備等を含め適切に見込んでいること、また、介護保険料の負担のあり方については、国が、所得基準に応じたきめ細かな保険料となるよう、全国の被保険者の所得分布の調査を踏まえ実施した保険料段階の見直しなどへの対応に加え、第5期宇都宮市介護保険事業計画における介護保険料の設定にあたり取り組んできた応能負担の実現及び低所得者の負担軽減を継承した保険料段階や保険料率が設定されたものであると認められますことから、適正なものと判断いたします。

#### IV 計画の推進にあたって

本計画を着実に推進するため、以下の点に留意して取り組むことが必要です。

- 本計画は、高齢者に関する現状と課題をまとめていますが、高齢化の進展に伴い、年々複雑・多様化する課題に的確に対応していくため、今後も高齢者の現状把握に努めること。
- 本計画の基本理念である、「健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会」を実現するために、行政内部の連携を深めて、総合的・一体的に高齢者対策を推進すること。
- 本計画に盛り込まれる、各種施策・事業の目標を明確にするために、また、評価を行う上で、数値目標は必要です。このため、主要な事業については、可能な限り数値目標を設定するとともに、定期的に計画の進捗状況を把握し、高齢者保健福祉施策全体の着実な推進に努めること。
- 本計画を推進していくため、市は、福祉団体、地域団体、介護サービス事業者、保健・医療等の様々な主体と連携強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の充実を図ること。
- 本計画の周知にあたっては、高齢者のみならず、広く市民に対して周知を図る必要があります。このため、市ホームページや広報紙、パンフレット等を通じて十分に周知を図るとともに、市民に分かりやすい表現・内容となるよう工夫すること。
- 介護保険制度は高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核であることから、介護保険制度の安定運営に努めること。

## V 宇都宮市社会福祉審議会での審査経過

### ○ 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）での審議経過

#### 【第1回】

開催日時	平成26年7月14日（月）14：00～15：00
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇都宮市社会福祉審議会委員改選に伴う委員長等の選出について</li> <li>・ 平成26年度専門分科会調査審議案件について</li> </ul>

#### 【第2回】

開催日時	平成27年3月17日（火）16：00～16：40
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年度専門分科会調査審議結果について</li> <li>・ 平成27年度専門分科会調査審議案件について</li> </ul>

### ○ 高齢者福祉専門分科会での審議経過

#### 【第1回】

開催日時	平成26年7月14日（月）15：15～16：25
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画の策定について</li> <li>・ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要について</li> <li>・ 地域療養支援体制の整備に向けた取組について</li> <li>・ アンケート調査の概要について</li> <li>・ 第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画の施策評価について</li> </ul>

#### 【第2回】

開催日時	平成26年11月6日（木）13：00～14：33
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期にっこり安心プラン（第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画）の策定に向けた課題の整理と計画の骨子（案）について</li> </ul>

#### 【第3回】

開催日時	平成26年12月22日（月）10：30～12：00
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画の素案について</li> </ul>

#### 【第4回】

開催日時	平成27年2月23日（月）10：30～11：45
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画（案）について</li> <li>・ 第6期介護保険事業計画における介護保険料の設定について</li> <li>・ 第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画の策定にかかる提言書（案）について</li> </ul>

宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会委員

分科会長	大 森 健 一
職務代理者	田 中 豊 治
委 員	赤 沼 岩 男
委 員	大 下 又 吉
委 員	大 山 知 子
委 員	尾 崎 匡 男
委 員	木 村 由美子
委 員	河 野 順 子
委 員	小 林 辰 興
委 員	三 條 安 子
委 員	塩 澤 達 俊
委 員	篠 崎 實
委 員	津野田 道 雄
委 員	浜 野 修
委 員	船 津 祥
委 員	松 本 力ネ子
委 員	山 口 建 一

(委員 五十音順)

〔あ〕

■ 悪性新生物

悪性腫瘍，ガンのこと

〔い〕

■ 生きがい対応型デイサービス事業

宇都宮市の福祉サービス事業の一つとして，介護保険の認定を受けていない，家に閉じこもりがちな高齢者を対象に，通所によるレクリエーションや日常動作訓練，創作活動などのサービスを提供するもの

〔う〕

■ 宇都宮市みんなで考える認知症月間

市民への認知症の理解を広げるため，世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む週から1か月，広報紙やホームページの活用のほか，認知症予防講演会や認知症サポーター養成講座の開催などを集中的に実施する事業

〔え〕

■ NPO

non-profit organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない，民間非営利組織

〔か〕

■ 介護サービス計画

要介護認定を受けた高齢者が介護サービスを受ける場合に，受けるサービスの内容や本人の負担額などを定めたもの。要介護認定者は市区町村に作成依頼の届出を行い，それを受けて，主に介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人や家族等と相談しながら作成する。

■ 介護支援専門員

介護の知識を幅広く持った専門家で，介護サービス計画（ケアプラン）の作成のほか，利用者等へのアドバイスやサービス事業者との連絡調整なども行う。

■ 介護相談員

利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き，サービス提供者や行政との間に立って，問題解決に向けた手助けをする専門家

〔か〕

■ 介護認定審査会

要支援・要介護認定申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、また、その認定区分の範囲を審査・判定する機関

■ 介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぐこと、あるいは要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること

■ 介護療養型医療施設

療養型病床を持つ病院・診療所で、介護保険適用の療養病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理・看護や、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う。

■ 介護老人福祉施設

常時介護が必要で過程での生活が困難な場合に入所する施設で、入所者に対し、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行う。

■ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、入所者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他の必要な医療等を行う。

■ 家族介護教室

介護をしている家族を対象に、介護技術の習得や介護者同士の交流会を行う教室

〔き〕

■ キャラバン・メイト

「認知症養成講座」の講師役。キャラバン・メイト養成講座を受講するためには一定の要件がある。

■ キャリアカウンセラー

個人の興味、能力、価値観、その他の特性をもとに、個人にとって望ましい職業選択を援助し、自らを高めていけるようにするキャリア形成の専門家

■ 緊急通報システム

宇都宮市の福祉サービス事業の一つ。おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者等が、急病等の際に、緊急通報装置を押すことにより、受信センターに通報され、必要に応じて協力員が状況を確認するとともに、消防本部に連絡し、救急車を要請する。また、日常時は受信センターが健康・生活相談を行う。

## 〔く〕

## ■ グループホーム

「認知症対応型共同生活介護」に同じ

## 〔け〕

## ■ ケアプラン

「介護サービス計画」に同じ

## ■ ケアマネジャー

「介護支援専門員」に同じ

## ■ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

老人福祉法における、「無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設」で、本市ではケアハウスと呼ばれる施設が13施設ある。（平成27年3月末日現在）

## ■ 健康相談

保健師や栄養士が行う、介護予防のための健康や栄養に関する相談

## ■ 健康づくり実践活動

身近な地域の仲間や組織とともに地域主体の健康づくりを推進するため、健康づくりに関する意識啓発や情報提供を行う役割を担う健康づくり推進員を養成・支援する活動

## ■ 健康づくり推進員

各地区で楽しく健康づくりを自ら行うとともに、地区における健康づくりに関する役割を幅広く担っている。連合自治会単位で活動しており、現在までに39地区中35地区で組織が設立されている。

## ■ 健康日本21

厚生労働省により策定された、国の総合的な健康政策で、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めたもの

## ■ 権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」

高齢者（認知症高齢者、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯）や障がい者（知的障がい者、精神障がい者）などで、日常的な金銭の管理や福祉サービスの利用手続きについて無料で相談に応じる組織

〔こ〕

■ 高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合。国連の定義では、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」と呼ばれる。

■ 高齢者専用バス乗車券購入費助成

宇都宮市の福祉サービス事業の一つとして、70歳以上の高齢者を対象に、バスカード購入費の一部を助成する事業

■ 高齢者短期宿泊事業

宇都宮市の福祉サービス事業の一つとして、介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に、体調の調整等、生活習慣の適切な指導を受ける場合や一時的に家族等の見守りを受けることが困難となる場合に、介護保険施設等に宿泊するもの

■ 高齢者等ホームサポート事業

宇都宮市の福祉サービス事業の一つとして、65歳以上で介護保険の要支援以上の高齢者等に、軽易な日常生活上の援助や軽微な修繕などの支援を行うサービス

■ 高齢者にやさしい住環境整備事業

宇都宮市の福祉サービス事業の一つとして、65歳以上で介護保険の要支援以上に該当する高齢者の世帯に、日常生活を容易にするための住宅の改良に要する費用を補助する。

■ 高齢者無料入浴券交付事業

宇都宮市の福祉サービス事業の一つとして、70歳以上で、自宅に入浴設備がない高齢者を対象に、公衆浴場の入浴券を交付する。

〔さ〕

■ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスを提供する住宅。国土交通省、厚生労働省の共管として創設され、登録は都道府県・政令指定都市・中核市が行い、事業者に対する指導・監督を行う。

■ 災害時要援護者

風水害や地震等の自然災害が発生した場合に支援を必要とする、高齢者（おおむね65歳以上）、障がい者等

■ 在宅高齢者家族介護慰労金の支給

介護を必要とする在宅の高齢者を常に介護している家族に慰労金を支給する事業

---

---



## 〔し〕

## ■ 施設・居住系サービス

介護老人保健施設，介護老人福祉施設，介護療養型医療施設，地域密着型介護老人福祉施設，認知症対応型共同生活介護，介護専用型特定施設入居者生活介護の総称

## ■ 消費生活センター

商品や契約トラブルの相談，その他消費生活に関わる質問に対応するとともに，解決に向けた支援を行う相談窓口

## ■ 食生活改善推進員

食を通じた健康づくり活動を行う，全国組織のボランティア団体。家族や近隣住民など仲間とのふれ合いを通じ，地域ぐるみの良い食習慣づくり，健康づくり活動を広める。

## ■ 食の自立支援事業（配食サービス）

介護保険の要介護（支援）認定を受けていない高齢者のうち，栄養改善が必要な方に対し，「食」の自立の観点から食関連サービスの利用調整を行った上で，訪問による食事サービスの提供を行い，食生活の改善及び健康の増進を図るもの

## ■ シルバー人材センター

健康で働く意欲のある高齢者（おおむね60歳以上）の方を対象に，臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて，生きがいの充実・社会参加の促進を図るとともに，活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている公益法人

## ■ シルバーハウジング

高齢者世帯（満60歳以上の単身，夫婦，2名の親族による世帯）が，より安全かつ快適な生活を営むことができるよう，在宅生活の支援を目的とした住宅

## 〔せ〕

## ■ 生活援助員派遣事業

公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し，生活相談，安否確認等を行い，在宅生活を支援する事業

## ■ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし，地域において，生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

〔せ〕

■ 生活習慣病

食生活，運動，休養，喫煙，飲酒などの生活習慣が，病気の発症や進行に關与する疾患群のこと。例えば，がんや脳卒中，心臓病，高血圧症，糖尿病などの病気がある。

■ 成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方々が，財産管理や福祉サービスの利用についての契約などの法律行為を自分で行うことが困難であるような場合に，判断能力が不十分な方々を保護し，支援する制度

〔た〕

■ 団塊の世代

第二次世界大戦後，数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和22（1947）年から昭和26（1951）年頃までに生まれた人々のことをさす。

〔ち〕

■ 地域スポーツクラブ

地域住民自らが設立・運営を行うクラブで，スポーツを楽しむ活動を行う。世代の異なる住民がスポーツを通して交流することができる。

■ 地域包括ケアシステム

地域住民に対し，保健サービス（健康づくり），医療サービス及び在宅ケア，リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを，関係者が連携，協力して，地域住民のニーズに応じて一体的，体系的に提供する仕組み

■ 地域包括支援センター

被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに，要介護状態等となった場合においても，可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため，介護保険法に定める事業を実施し，地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関

■ 地域密着型サービス

認知症などで介護を必要とする高齢者が，できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう，平成18年4月に創設され，日常生活圏域の中で多様で柔軟な介護サービスを提供する。市区町村が事業者指定の権限を持ち，原則として当該市区町村の住民のみが利用できる。

## 〔ち〕

## ■ 地域療養支援体制検討会議

医療と介護・福祉が連携し、住み慣れた地域での療養を支援する体制を検討・整備するため、医療従事者や介護従事者などにより構成される会議

## 〔て〕

## ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、平成24年4月に創設された地域密着型サービスの一つで、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うもの

## 〔と〕

## ■ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウス等で要介護者等が一定の計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能等訓練、療養上の世話等を受ける介護サービス

## ■ 特別養護老人ホーム

「介護老人福祉施設」に同じ

## 〔に〕

## ■ 日常生活自立度

高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもので、介護保険制度の要介護認定では認定調査や主治医意見書でこの指標が用いられており、要介護認定における、コンピュータによる一次判定や介護認定審査会における審査判定の際の参考として利用される。

## ■ 認知症

「痴呆」に対する誤解や偏見の解消を図る一環として、平成16（2004）年から「痴呆」に替わる用語として使用されている用語。医療用語では、引き続き「痴呆」を使用する場合がある。

## ■ 認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかをあらかじめ標準的に決めておくもの

〔に〕

■ 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講した人が認知症サポーターとなる。

■ 認知症サロン

公益社団法人認知症の人と家族の会栃木県支部の協力のもと、認知症の本人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集うことが可能な地域活動の場として、道場宿町に「オレンジサロン石蔵」、田下町に「オレンジサロンあん」、宝木町1丁目に「オレンジサロンえん」を開設している。

■ 認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）

今後の認知症施策の方向性として平成24年6月18日に厚労省が発表した「今後の認知症施策の方向性について」に基づき、平成25年度から5か年を計画期間として、地域で医療や介護、見守りなどの日常生活支援サービスを包括的に提供する体制づくりなど具体的な方策をまとめた計画

■ 認知症疾患医療センター

都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談や、もの忘れ等の自覚症状がある高齢者に関する相談の受付などを行う専門医療機関。本市では、医療法人恵会皆藤病院が県の指定を受けている。

■ 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム

■ 認知症対応型共同生活介護

比較的安定した認知症の状態にある要介護者が、共同生活を営む住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を受ける介護サービス

## 〔ね〕

## ■ ネットワーク

網の目状に人や機関が連携し、ある問題の解決に向けて意識や情報、知恵を共有しながら、ひとつの有機体のように共通目標に向かって活動を行うこと。狭義では、情報交換のための組織や連絡網を指すこともある。

## ■ ねんりんピック

60歳以上の方々を中心として、あらゆる世代の方々が楽しみ、交流を深める総合的な祭典。厚生省創立50周年を記念して昭和63年に第1回大会が開催されて以来、毎年開催され、平成26年の第27回大会は「ねんりんピック栃木2014」として栃木県内14市6町で開催された。

## 〔の〕

## ■ ノーマライゼーション

障がい者や高齢者などを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

## 〔は〕

## ■ はつらつ教室

地区市民センターや公民館等を会場として、筋力向上や認知症予防のための運動、脳トレ、レクリエーション等を月に1回行う教室

## ■ パブリックコメント

行政機関が重要な施策の立案や計画の策定などを行う際、その案を公表し、広く住民に意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していくこと

## ■ バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、心理的な障壁、情報面などすべての障壁を除去するという考え方

## ■ はり・きゅう・マッサージ施術料の助成

在宅の70歳以上の高齢者、65歳以上の寝たきりの高齢者などが保険の適用外ではり・きゅう・マッサージの施術を受ける際に料金の一部を助成するもの

〔ほ〕

■ ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談やボランティア活動に関する情報の収集・提供，ボランティアグループの紹介等のほか，ボランティア活動に必要な専門的技術・知識を学ぶための講座や，ボランティア育成のための講座等を開催している。宇都宮市社会福祉協議会が運営している。

〔ま〕

■ まちづくりセンター

市民によるまちづくり活動がより一層活性化されるよう，非営利活動法人や地域活動団体，企業などの様々な主体の連携促進やボランティア団体，NPO法人といった市民活動団体の組織基盤強化など，多様な支援を行うまちづくり活動の拠点施設。愛称「まちびあ」

〔む〕

■ 無料入浴券交付事業

70歳以上で，自宅に入浴設備がない方に公衆浴場の入浴券を交付する事業

〔も〕

■ 茂原健康交流センター

高齢者や障がい者等の健康づくりや生きがいづくりの場を提供するとともに，市民の健康増進や世代間，地域間の交流を促進することにより，市民福祉の向上に寄与することを目的として整備した健康づくりのできる施設

〔や〕

■ 夜間対応型訪問介護

在宅の要介護者等に対し，夜間に介護福祉士等が定期的な訪問や緊急通報による随時訪問を行い，排泄，入浴，食事などの日常生活上の世話を行う介護サービス

〔ゆ〕

■ 有料老人ホーム

老人福祉法第29条に定める、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」

〔ゆ〕

## ■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考えのもと、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念でもある。

〔よ〕

## ■ 要介護認定率

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に対する要支援・要介護認定者の出現率

## ■ 要介護・要支援認定

高齢者等からの申請に基づき、介護保険の保険者である市区町村が、訪問調査によりその心身の状況を調査するとともに、主治医意見書との総合的な判定により、介護の必要性の程度を要支援1・2・要介護1～5の7段階に区分で認定する。介護保険の給付を受けるためには、認定を受ける必要がある。

〔ろ〕

## ■ 老人福祉センター

高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種の相談や健康の維持増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に図ることを目的とした施設で、市内に5か所設置されている。愛称「蝶寿コ・デ・ランネ」





宇都宮市第7次高齢者保健福祉計画  
宇都宮市第6期介護保険事業計画  
(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

発行者／宇都宮市

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

編集／宇都宮市保健福祉部高齢福祉課

電話：028(632)2903

ファックス：028(632)3040

E-mail:u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、  
思いやりの心や人と人とのふれあいが、  
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、  
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、  
ここに『福祉都市』を宣言します。

## 福祉都市宣言

宇都宮市は  
赤ちゃんからお年寄り  
ハンディキャップを  
持った人々など  
すべての市民が  
笑顔でことばを交わし  
健康でいきいきと暮らせる  
心ふれあう福祉のまちを  
つくります